

子ども・子育て支援調査特別委員会会議録①

1 開会年月日

令和8年9月18日（金）

2 開会場所

委員会室

3 出席委員（10名）

委員長	田 中	としかね
理 事	高 山	かずひろ
理 事	田 中	香 澄
理 事	沢 田	けいじ
理 事	小 林	れい子
理 事	金 子	てるよし
理 事	白 石	英 行
委 員	松 平	雄一郎
委 員	名 取	顕 一
委 員	関 川	けさ子

4 欠席委員

副委員長	宮 野	ゆみこ
------	-----	-----

5 委員外議員

議 長	市 村	やすとし
副 議 長	高 山	泰 三

6 出席説明員

丹 羽 恵玲奈	教育長
多 田 栄一郎	こども未来部長
栗 山 仁	児童相談所長
吉 田 雄 大	教育推進部長
鈴 木 大 助	こども若者政策課長
日比谷 光 輝	こども若者支援課長
野苅家 貴 之	幼児保育課長

内 山 真 宏	こども施設担当課長
石 樵 さゆり	こども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大	児童相談所副所長
新 納 拓 爾	児童相談援助担当課長
真 下 聡	教育推進部参事教育総務課長事務取扱
宮 原 直 務	学校運営課長
大 塚 仁 雄	児童課長
木 内 恵 美	教育センター所長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査担当	宮 川 美 帆
議事調査担当	阿 部 隆 也

8 本日の付議事件

(1) 報告事項

- 1) 文京区こどもの権利擁護相談窓口の開設について
- 2) 文京区物価高対応子育て応援手当の実施結果について
- 3) 病児・病後児保育事業の新規実施について
- 4) 私立認可保育所等職員の麻しん抗体検査及びワクチン接種の実施について
- 5) 文京区児童相談所事業概要（令和8年版）について

(2) 一般質問

(3) その他

午前 10時00分 開会

○田中（と）委員長 それでは、定刻となりましたので、子ども・子育て支援調査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですけれども、宮野副委員長は産休により欠席となります。

理事者につきましては、関係理事者に出席をお願いしております。

○田中（と）委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（と）委員長 また、委員会終了後、あるいは委員会の進行状況によっては、午後3時の休憩時に委員会視察及び研究会について協議するため、理事会を開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（と）委員長 それでは、タイミングを見て理事会室に、理事会室、こっち、にて理事会を開催いたします。

なお、理事者の出席は必要ございません。

○田中（と）委員長 それでは、本日の委員会運営についてですが、理事者報告が5件ございます。課ごとに報告を受けまして、質疑については、項目ごとといたします。続いて一般質問を受けます。その他についてですが、委員会記録について、そして令和8年11月の定例議会の資料要求についてになります。その後、閉会、以上の運びによりまして、本日の委員会を運営していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（と）委員長 それでは、各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行っていただきまして、本委員会が円滑に運営されますように御協力をよろしくお願いいたします。

○田中（と）委員長 それでは、理事者報告に入ります。

最初に、こども未来部こども若者政策課から1件、よろしくお願いいたします。

鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 おはようございます。それでは、資料第1号に基づきまして、文京区こどもの権利擁護相談窓口の開設について御説明いたします。

まず、1番の概要でございますが、本年4月に施行しました文京区こどもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利侵害から適切かつ迅速な救済を図るため、本年10月1日に相談窓口を開設いたします。この窓口は、既存の相談機関に加え、子どもの権利という観点から、独立した第三者的な立場で相談や救済に当たるものでございます。子ども本人のほか、保護者や教職員などの関係者からの相談も受け付けてまいります。

次に、2番、運営体制です。法律、福祉、心理の各分野で専門的な知見を有する3名をこ

どもの権利擁護委員として委嘱いたします。また、相談を受け付け、内容の整理や連絡調整などを担う専門資格を有するコーディネーターを常時2名配置いたします。相談内容に応じてコーディネーターから権利擁護委員につなぎ、必要な支援を行ってまいります。

3番、運営日・時間及び4番、相談方法は、記載のとおりでございます。電話、メール、対面で相談を受け付け、令和9年1月以降はチャットによる相談も開始する予定でございます。

5番、相談窓口の役割でございますが、(1)から(5)に記載のとおり、主な役割は、相談者からの助言や支援、調査・調整、関係者への要請及び意見表明でございます。子ども自身が権利侵害に当たるかを判断する必要はなく、困っていることや納得できないことを安心して相談できる窓口としてまいります。

次のページを御覧ください。6番、今後のスケジュールでございますが、今月中に委員やコーディネーターの研修など開設準備を進め、10月1日に相談窓口を開設いたします。

説明は以上でございます。

○田中（と）委員長 それでは、報告事項1につきまして、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、名取委員。

○名取委員 おはようございます。いわゆる、こどもの権利条例が今回制定されて、それに伴う形での今回の御提案だとは思いますが、まず、何点かお聞きしたいんですが、最初にこの擁護委員というのがどのような基準で選定されたのかということと、具体的には何でこの3人になったのかということをお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木課長。

○鈴木こども若者政策課長 条例に基づきまして、人格が高潔で社会的信望があって、子どもの権利について優れた識見を有する者から選任をしております。具体的にこの3人の選定理由でございますけれども、子どもの権利の分野に有識者や関係団体から候補者について推薦や情報提供を受けた上で、それぞれの専門性ですとか活動実績等を確認して選任をしたところでございます。そのうち2名が、他自治体の子どもの権利擁護の現場で活動していた実績も有しておりまして、もう一名は、教育現場で相談支援に携わってきた経験を有する方でございます。こうした経験に加えて、法律、福祉、心理の異なる専門性を生かし、多角的な視点から相談、救済に対応できる体制となることを重視したところでございます。

○田中（と）委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。また、そういう形で委員の方は選任をしたということですが、文京区と縁が深いとか、そういう理由ではなく、その識見なりを選んでこの3名を指定したという理解でよろしいわけですね、そこはね。はい。

先ほど、課長からの説明で、既存の相談窓口に加えての今回のこの体制づくりだというお話がありました。ちょっと気になるのが、結局、今まであったいろんな窓口ありますよね、子どもの相談窓口というのが。そこにもう一つこれが加わりますっていったときに、逆に迷う、迷うんじゃないかなと思うんですよ。じゃあ、どういうことだったらこっち、じゃあ、どういうことだったらこっちって言って、全部困ったことを相談しなさいって言われて、窓口がたくさんあったら、子どもにしろ保護者にしろ、どこをどういうふうに変別していけばいいのかなというのが、一点こう考えちゃうんじゃないのかなと思うんですよね。そういった意味では、当初の窓口を例えば一つにして、そこから振り分けるとかということも考えられるんじゃないかなと思うんですけども、今回、そのあたりのすみ分けをね、どういうふうこれから運用していく上で考えていらっしゃるのかなということをちょっとお聞きします。

○田中（と）委員長 鈴木課長。

○鈴木こども若者政策課長 子どもの権利に関する相談窓口、今、委員から、がおっしゃったように様々ございます。今回開設する権利擁護相談窓口のほか、例えば東京都ですとか、こども家庭支援センター、それから教育センターなど、様々な窓口がございますけども、それぞれの窓口には、相談の対象ですとか、目的ですとか、専門性などにそれぞれ特徴がございますので、子どもや保護者の皆様に分かりやすいように、その役割や違いについて整理をして周知はしていきたいなと思っております。ワンストップというお声もいただくんですが、現時点では、それを集約する考えはないところでございます。相談者自身が窓口を正確に選ぶ必要はなくて、はい、相談内容に応じて、関係機関、相互に連携をして、適切な相談先につなげていきたいと考えております。

○田中（と）委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。今、答弁の中であったんですが、たしか小学校、中学校というところ、教育委員会が窓口になるのかなということで、このあたりで、いわゆる子どもの最善の権利というものに向けて、どうやって教育部局と協力をしっかり連携してほしいなと私自身も思うんですけども、そのあたりの打合せって言ったら変だな、検討とか、今後の、今言ったその相談の体制づくりもそうなんですけども、そのあたりしっかり連絡を密

にとってやっていっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木課長。

○鈴木こども若者政策課長 児童・生徒には、相談窓口を本当に分かりやすく周知をしていくとともに、擁護委員はこれから各校長会、幼稚園の園長会、小学校・中学校の校長会のほうに出向かせていただいて、制度の趣旨ですとか役割については、今後、意見交換を行う予定でございます。また、先日、教育長をはじめ、教育委員会の部課長とも権利擁護委員と意見交換を実際行いまして、そこで制度の理解ですとか連携については確認をしたところでございます。権利擁護委員と学校教育委員会は、決して対立する関係ではございませんので、子どもの最善の利益を図るという共通の目的の下、可能な限り連携・協力して対応していきたいと考えております。

○田中（と）委員長 続いて……。

（「ちょっと一言だけ」と言う人あり）

○田中（と）委員長 やるの。

名取委員。

○名取委員 いいです。

○田中（と）委員長 別に止めてないよ。

続いて、田中香澄委員。

○田中（香）委員 私のほうからは、このこどもの権利擁護相談窓口の開設については、本当に期待するところでありますので、ぜひとも多くの悩んでいる子どもたちの声が聞ければいいなというふうに思っているんですが、この間は、この窓口ができるまで、別な形でそういった声を聞いてこられたんだろうというふうに思うんですが、これまではどうだったのか、そして、この窓口ができることによって、どのように前進されていくのかということを一点お聞きをしたいと思います。

それから、今、こどもの権利擁護委員の3名の方たちのお話を聞かせていただきましたけれども、もう少し具体的に、専門性のことですか、例えばこんな活動をされてきた方ですよというようなこと、補足をして教えていただけたら、少し区民の皆さんも安心をして、あ、そういう人が権利擁護委員になったんだというふうに御納得されるのかなというふうに思っています。

それから、この窓口ですとか、また、そのアクセスの仕方ということは本当に大切なことだと思っていまして、そのために、やっぱりこの方がみんなの声を聞いてもらえるよと、安

心して声を届けていいんだよというふうな、そういったアピールだとか、そういった周知ですよね。あるいは、相談をするお部屋、それが何か区民会議室とかという、これはまたちょっと子どもたちにとってみたら、そんながちがちのスペースで自分の心を吐露するようなことってなかなかできないのかな。私、よく教育センターだとか育成室に行くと、本当にスタッフの笑顔の写真とかが掲載していて、あ、この大人の人たちなら安心だみたいな、会ったこともないんですけどね、そういうふうに思うわけですよ。なので、そういったその安心感を与えるような、そういうスペースづくりですとか、また、これ、権利擁護の先生たち、顔をどういうふうにして出していただけるのかとか、ちょっと分からないんですけど、そのあたりも上手に子どもたちには安心与えられるように、笑顔のお写真をどこかに何か掲示するとか、そういうような工夫はさせていただきたいと思うんですが、先ほどそのリーフレットもどういうふうにするのかということも気になっていたんで、周知のところで、そういうことはこういうふうにしてやっていきますよというようなことが聞けたらありがたいと思っています。

いずれにしても、他区は先行事例として、うちが先発ではなくて先にやっていた区があったと思うんですね。そういった区の課題をどういうふうに整理して、うちの区ではこういうふうに生かしていこうという、そのあたりも一通りちょっとお示しさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 窓口につきましては、これまでは、先ほど名取委員のところでも申し上げましたが、東京都ですとかの人権の窓口ですとか、あとはこども家庭支援センターのこども応援サポート室ですとか、あとは教育センターの教育相談、そういったところで対応してきたところであります。この窓口ができたところで、どうやって前進していくかというところがございますけれども、やはり子どもの権利擁護に関するそれぞれスペシャリストでございますので、そういった方たちが新しく擁護委員になって、しっかり子どもの権利を聞いていくよということをしっかりと周知していくことで、子どもの皆様も、また、子どもに係る大人の皆様も、すごく相談しやすい窓口が新しく一つできたんだというふうに認識していくことで、子どもの権利が前進していくのかなというふうに思っております。

具体的に3人、今回、委嘱をさせていただきましたが、平尾先生に関しましては、世田谷区でこの子どもの権利擁護委員を10年近く務められた方でございます。弁護士でございますが、法律の分野からしっかり、いい子どもの権利に関する解決策というのを御提示いただけ

るのかなと思っております。

小出先生につきましても、こちらと同じく世田谷区で、擁護委員ではなく、その手前の相談員、文京区でいうコーディネーターの役割を5年以上やっている方でございますので、今回は権利擁護委員として御就任をいただきますが、今、実際、文京区でコーディネーターになっていた方に中心に研修も当たっていただいて、実際にこの平尾先生と小出先生で擁護委員の中心に当たっていただくかなと思っております。

並木先生に関しましても、跡見学園のほうでスクールカウンセラー、こういったものを長年やって、今は講師として御登壇されていますが、講師と学生側の両面をちゃんと分かっている先生ですので、この3人がスクラムを組んで、しっかりした窓口ができるんじゃないかなというふうに思っております。

お部屋に関しましては、委員からお話があったとおり、まだ具体的な常設窓口ができませんものですから、その都度、対面の相談窓口をシビックセンター、または地域活動センターを中心に設置をする予定でございます。確かに各部屋はとても殺風景な部屋もあるかもしれませんが、このあたりは、権利擁護委員さんとコーディネーターさんが子どもの話を、気持ちを丁寧に受け止める中で、安心しやすい雰囲気を委員やコーディネーターがつくっていただければかなと思っております。部屋の中の工夫は、今後、その都度ちょっと装飾するのは難しいんですが、委員の方ですとかコーディネーターの方の意見をいただきながら、なるべくそういった雰囲気がつくれるような、ハードも、ソフトも含めて検討していきたいというふうに考えております。

他区は、先行している区が10区ほどございます。我々も他区の調査はしているところでございますが、なかなか他区のいいところを全て取り入れて文京区でスタートするのも、まだ準備的にもそんなに困難でございますので、例えば、手紙をやっている区が何区かありますけれども、そこまではまだ文京区も実施をしない予定でございます。他区の実施状況だとかもちゃんと把握をしながら、どういったところを取り入れて、どういったところは他区を参考にしていくのかというのは、今後また始めた段階で、今後、検討してまいりたいと考えております。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 様々ありがとうございました。やはりこの我が区にこどもの権利擁護相談窓口ができたということで、今までよりも本当相談しやすくなったというふうに思っていたきたいですし、しっかりと実績も積んでいただきたいと思います。ただ、やはり相談しや

すさというのは、課のほうではどういうふうにして捉えているのかというふうに思っています。それは、やはり、何ていう、タッチポイントがたくさんあったりとか、あるいは本当にアクセスしやすいだとかということがやっぱり大きく関わってくるんだろうと思うので、やはりちょっとまだ、これから走り出しながら改善していったりする面はあろうかと思いますけれども、ぜひスタートダッシュが、いいスタートダッシュが切れるようにしていただきたい。

運営日が月曜、水曜の2時、7時、土曜日が10時から15時という週3日ということだと思うんですけども、部活動や塾だとか習い事があったりする中で、19時までの時間や、そういった土・日の昼間の時間帯だけというふうに決めたことも、こういった背景があるのか。一方では、もう少し遅い時間でもいいんじゃないかなとか、例えばチャットの相談も1月以降というところもあって、これはどうして3か月後なのかなとかという素朴な思いもございしますので、なぜそうなのか、そうできなかった背景についてはお聞かせいただきたいと思います。

先ほど手紙をね、やっていらっしゃる区があるって、世田谷のことだと思うんですが、私も視察させていただいて、それは非常にアナログだけれども、アナログのよさがきつとあるんだろうというふうに思いますので、そういったよさがもし必要であれば取り入れていただきたいなと思っていますところ。

また、対面の場所に関しては、都度、こちらの会議室、こちらの会議室というふうになるんだということなんでしょうけれども、ぜひ、部屋の雰囲気ってすごく大事でして、何かこう、そういった工夫ですね、お考えいただきたいなというふうには思っているところであります。

最後に、コーディネーターの方たちの役割については、今、触れていただいたというところなんですけど、相談の複雑した相談ですとか、長期化した部分なんかにおいては、常時2名ということで大丈夫かなというふうな懸念もあるんですけど、そういったことの想定、何か、想定をどのように考えているかということについては聞いておきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 まず、時間につきましては、相談窓口の開設ですとか時間については、各自治体様々でございまして、他自治体の状況も参考にしながら、子どもが学校の後ですとか、利用しやすいように、通常の区役所の窓口時間よりかは、通常の区役所の窓口時間であれば5時、6時ですけども、そこを午後7時までとさせていただいたところござい

ます。窓口の開設時間以外にもメールを受け付けることは当然できますので、あとは今後もチャット相談を開始する予定でございますので、そういったところでカバーができればなと思っていますところでございます。現時点では、この時間帯で当面運営していく考えではございますけれども、今後の利用状況ですとか子どもたちのニーズも正確に把握をしながら、必要な検討は行ってまいりたいと考えております。

チャット相談につきましては、子どもからのニーズが高いことは事前の調査でも把握をしているところでございますけれども、擁護委員とも協議をして、まずは電話、メール、それから対面による相談から段階的に開始をすることとしたところでございます。

手紙につきましては、他区で実施をしている、これ世田谷区で実施をしているんですけども、まずは先ほど言った相談手法を確実に実施をしながら、擁護委員とも協議の上、段階的に手紙の導入の可否も含めて、手法については検討してまいりたいというふうに考えております。

最後にコーディネーターの役割、擁護委員との役割分担の部分の御質問かと思っておりますけれども、コーディネーターは相談の受付ですとか、あとは内容の整理、記録、連絡調整など、相談者への継続的な支援、まずは初期対応、こういったものを行っていただくところでございます。今、委員からお話があった、例えば複雑なケース、こういった場合は、擁護委員に必ず御相談をして、専門的な判断を受けて、擁護委員が必要な調査ですとか要請ですとか意見表明、こういったものを行っていくことになっております。いずれにしても、コーディネーター、擁護委員がしっかり連携をして、区の事務局もそこに加わって、適切な子どもの最善の利益が図れるように進めていきたいと考えております。

（「もう一個だけ」と言う人あり）

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 すいません。ありがとうございます。このこどもの権利擁護委員の3人の先生方の経歴を伺って、また一つ安心をさせていただいたところです。一番最初に聞けなかつたんですが、対象者というのは、子ども、保護者、教員等というふうにありました。教育センターの方たちだったり、育成室の方たちだったり、民間の方たちなんかも、子どもたちに携わるいろんな方たちが、もしかしたらそういった御相談に来ることも想定されるかと思うんですが、そういった御認識でよろしいでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 委員の認識のとおりでございます。子どもに関わる全ての大人が

相談できる体制となっております。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。今の質疑で、様々こういった窓口によりまして、子どもも、また大人の側も、子どもの最善の利益のためにしっかり解決していこうという、その体制がよく分かりましたので、またスタートしていろいろあるかと思うんですけども、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中（と）委員長 続いて、沢田委員。

○沢田委員 ありがとうございます。私からは、ちょっと大きなところをお伺いしたいんです。細かいところは幾つかもう確認いただいたので、そもそも、このこどもの権利擁護員って何なのというところを改めて確認をさせていただきたいんです。なぜかっていうと、これ文京区で初めての取組ですからね、なので、まずその共通認識を掛け違いのないようにしておきたいんですが、皆さん中でどのぐらいの意識があるかというところなんです、やっぱり歴史を振り返る必要がまずあると思うんです。そのこどもの権利条例というのができました。ただ、これ文京区のルールができた背景はずっとあるわけで、この権利擁護委員の仕組みというのも、当然、それを背負っているんですよ。その重みを改めてちょっとまず確認させていただきたいんですけど、皆さんも御存じだとは思いますが、20世紀ですよ、全盛期、20世紀は、子どもの世紀だって言われた時代があったわけです。恐らく……。

○田中（と）委員長 沢田委員、その皆さんというのは誰を指しているの。

○沢田委員 皆さんというのは、ここにいらっしゃる、今は職員さん。傍聴者の方にもぜひ聞いてはいただきたいですけど。

○田中（と）委員長 ということでよろしいですね。皆さん。

○沢田委員 こういう確認が毎回ありますか。

○田中（と）委員長 いつもやってるじゃない。

○沢田委員 主語を明らかにせよとか、目的語を明らかにせよっていう。

○田中（と）委員長 誰に対して言ってるのかなと。誰に対する質問かなという。

○沢田委員 ああ、分かりました。職員と傍聴者の皆さんって言い換えればいいですか。

○田中（と）委員長 職員に質問して、それを傍聴者に伝えたいということですね。

○沢田委員 ああ、そうです、そうです。

○田中（と）委員長 はい。

○沢田委員 ここのワーディングについては、今後はこの皆さんでいいですか。以降は皆さん

ということ。

○田中（と）委員長 いいから、はい。

○沢田委員 すいません、時間を延ばそうとしているわけじゃないんですよ。できるだけ端的にお話はしようと思っているんですけど。いつもちょっと最初にこの話をしちゃうと、委員会の流れが微妙になるので。後にしようかなと思って。ああ、ごめんなさい。

これ1900年なんですよ。御存じです。児童福祉、お勉強されてれば分かると思うんです。エレン・ケイという人が1900年に書いた本です。「児童の世紀」という本です。この中で、当時、当然子どもたちは児童労働であるとか児童虐待にさいなまれて、大人に服従を強いられていたわけですよ。そんなんじゃ駄目だということで一人の女性が世界に問いかけて、そこからです。そこから100年間のうちに国連ではジュネーブ宣言、そして、あ、国際連盟でジュネーブ宣言、1979年にユネスコ国際児童年、1989年には子どもの権利条約が採択されたわけですよ。その流れの中で、日本でも1994年に子どもの権利条約が批准され、2000年に児童虐待防止法、2016年に児童福祉法の理念が見直されて、やっこの2023年にこども基本法が制定されて、我が区のこどもの権利条例がスタートしたという流れなわけです。エレン・ケイからいくと、もう120年なわけですよ。国連から、国連の条約から考えると30年遅れて、今、まさに私たちはスタート地点に立っているんだと。

何でこんな話をしたかという、私はこのこどもの権利擁護委員って何なんだというときに、まず、その100年、120年の重みを背負って、文京区のこどもの権利条例を体現する存在だと思っているわけですよ。実際にこの権利条例を血肉にしていける存在が、この擁護委員さんだと思っている、そういう認識なんですけど、課長さんいかがでしょうか。

○田中（と）委員長 政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 国が批准したのも、世界の中では決して早いほうではないんですが、こども基本法が2023年に制定されて、それを受けて文京区の条例も、今年度、施行されたわけでございます。今の委員の認識と同様でございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 そうなんですよ。認識が共有できているということの確認をしたかった。なぜかというと、ここからなんですよ。要は、委員の役割とか性質についてです。特に、前にお話ししたことはもう軽く申し上げたいんですけど、その具体的には独立性、権利擁護委員の独立性、そして当事者性、この2点です。独立性のほうは、この間もお話ししましたよね。その前段として昨年12月にこの委員会で研究会開催していますよね。課長さん御参加されてい

るし、今のメンバーの職員の皆さんは参加された方が多いと思うんですけど、この中で講師の日本総合研究所の池本美香さんが繰り返し強調されてたのは、この二つなんですよ。独立性と当事者性です。独立性というのは、当然、行政からの独立性で、第三者機関として行政の指示を受けず、忖度もせず、常に子どもの側に立ち続けるということです。そのためには、委員の選任とか解任の手続が大事じゃないかというのは前に、6月の本会議でも前回の委員会の一般質問でも申し上げたとおりです。なので、今日は確認だけにしたいんですけど、まず、その独立性って考えたときに、区長の独断に陥らないようにですよ、特にこの選解任については、そのプロセスに子どもの声を、選任ですね、選任プロセスに子どもの声を反映することとか、解任プロセスを透明化することとか。そのときの御答弁では課題が多いって聞いたんですけど、その課題の解決策とか改善策には踏み込めなかったもので、要は、今日はちょっとそこをお考えをお聞きしたい。皆さんに、皆さんというのは職員の皆さんにですね、職員の皆さんに、あとは区長に、耳が痛いことをちゃんと言ってくれる人が選任をされて、そういう人が勝手に解任されない仕組みをつくる、どうやったらできるかというところを改めてお聞きしたいんです。

○田中（と）委員長 こども政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 選任をされた理由は先ほど申し上げたとおりでございます。他区、世田谷区で長年実績がある方でございますので、文京区でもそのような使命感を持って当たっていただくものと認識をしております。

今、解職の話が出ましたけれども、条例にもありますが、当然、区長に解職権限はありますけれども、当然、その区の都合ですとか、委員の判断内容を理由として恣意的に当然解職することを想定したものではありませんので、解職できるのは、条例にも書いてあるとおりのですが、心身の故障により職務を行えない場合ですとか、委員としての要件を満たさなくなった場合等に限られております。これが、例えば職務上知り得た秘密を漏らしてしまったり、自らに利害関係のある事案について職務を行うことなどが解職される場合には考えられますけれども、こうした限定的な規定でありますので、委員の独立性はしっかり担保されているものと認識をしております。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 今の解職事由のどこからなんですけど、限定列举されているので当然なんですけど、要は勝手に解職するのは想定した仕組みじゃない、想定してないというのは当然なんですけど、それを踏み込んで、そういうものをブレーキを踏めるような仕組みにしてほしいということ

を申し上げたかったんですね。これはほかの自治体さんにあまり例が今までないかもしれないので、引き続き研究をいただきたいというところです。

また、もう一つの選任のほうは、世田谷区の実績はこれからちょっとお話ししたいと思っているんで重視したいんですが、一方では、その他区がというよりは、その主語主体である子どもがですね。本会議で申し上げました、子どもの声を制度に、その選任制度に反映するような仕組みというのはいかなるかというところで、これは今日はまだあまりお話ししてないですけど、こどもの権利推進リーダーさんの活動なんかも、今、まさに取り組まれているところなので、子どものリーダーさんたちの声とかというのを集約したりとか、それを反映したりする仕組みというのはいかなるからまさにつくっていくべきなんじゃないかというところでの御提案でした。職員の皆さんにもちゃんと耳が痛いことを言ってくれる、言われたくないかもしれませんがね、言ってくれる、そういう人がしっかりと続いてやっていっていただけるというところでの御提案でした。

もう一つのほうなんですけど、今日ちょっと大事なものは、このあと後半のほうなんです。その当事者性のほうです。当事者性については、これまであまりその議論という議論はできてなかったような気がするんですけど、ので、ちょっと説明からいきますけど、まず、この当事者に寄り添うということなんですよ。ただ、その言葉だけだと分かりにくいので、子どもや保護者にとってですよ、まず子どもや保護者、主語は子どもや保護者にとって身近な存在であるかということ、そしてアクセスしやすい存在であるかというこの2点ですね。これ研究会でのお話です。先ほども申し上げましたが、要は行政の側の人ではなくて、子ども、私たちの側の人って思ってもらえる場所に、そういうスタンス、子どもや保護者のそばに立ち続けられるかというところが大事だというお話なんです。研究会での話ですよ、これ、何度も繰り返し申し上げます。

あえてですよ、今、ここに行政職員の皆さんがいる中で、行政の側ではなくって申し上げたのは、今の仕立て、仕立てというか、今のこの構造、組織、仕組みをちょっともう一回振り返ってみていただきたいんですよ。この子どもや親側から見たときにどう見えるか。まず、行政の附属機関ですよ。附属している機関、それから、選任も解任も区長ですよ。報酬も区からもらっているわけですよ。ウェブサイトも区の中にできるんですよ。だから、一見べつたりに見えちゃう。見えちゃってもおかしくないと思うんです。もし、それだけを見て、子どもや保護者が、あ、行政側の人なんだなって思ったときに、例えばそういう人に行政に対する苦情とか異議を申し立てられるんですかね。これはちょっとお返事を聞きたいと

ということじゃないんですよ。じゃなくて、要はそうならないように、当事者の子どもや親からあっち側の人だって、あっち側って表現はあれか、行政側の人って誤解されないような、誤解されてもおかしくない危うい立場に今あると思うから申し上げているんですけどね。そうならないようにどうすればいいか、そういう環境とか状況、いつも子どもの側に立ち続けられる環境や状況をつくるというのが私たちの仕事なんだと思うんですが、このために何ができるかということは、改めてここでお伺いしておきたいんです。当事者性を守るための、そういう仕組みをつくるために、私たちに、今、何ができるかです。

○田中（と）委員長 その私たちというのは。

○沢田委員 ああ、じゃ、ここは一応議会は、でも、それは議会も関係があるので、職員の皆さんと議員である私たち、議会と一緒に何かできることが、あ、でもそれは職員の皆さんに聞いてもしようがないから、職員の皆さんができることは何かということ。いいですかね。いや、主語をはっきりしようと。

○田中（と）委員長 政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 様々御提案、御意見をいただいたところでございますけども、まず、条例のほうには、擁護委員の要請や意見をしっかりと尊重することというところが条例の第21条に書かれております。委員から意見の表明を受けたときは尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとしております。また、ちょっと繰り返しになってしまいますが、擁護委員の2名は、世田谷区でもう長年経験を積まれた方でございますし、独立性を持ってしっかり任務、職務に当たっていただけた方でございますので、行政側ではなく、当然、その子どもの側に立って職務に当たっていただけるものと確信をしているところでございます。

この擁護委員と、今、研修を受けているコーディネーターが、これがスクラムを組んで、ここに子どもたち、その親もそうですが、ここに相談をすればきちんと話を聞いてもらえて、何かこう変わると実感してもらえるような、信頼してもらえるような窓口というのを、事務局も含めてしっかりつくっていく決意でございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 確信と決意はいいんですけどね、世田谷区で実績があるから、20年間の実績があるからということでの話は、ちょっとそれでは私は足りないと思うんですよ。要は、世田谷区も同じ仕組みなんですよ。基本的に同じじゃないですか、文京区がつくっているものと。今、申し上げたような附属機関だし、区長が選任するし解任するしというところでは。だから、もう一步踏み込んでいただきたいという話なんですよ。要は、世田谷区と同じよう

なモデルをつくるのはいいんですが、それを超えるような文京モデルをつくるというような気概を持って、今、そのスタートのところでこの話をしたいということなんですね。

何でここまで踏み込んでいるかという、その研究会のときの話にまさにそれがあったからなんですよ。擁護委員さん、そのときは子どもコミッショナーと言っていました。日本の子どもの権利擁護委員さんの今の在り方に問題意識があって、コミッショナーということを講師の方は必ずおっしゃっていたんですが、その子どもコミッショナーって、例えばニュージーランドとかだと、YouTubeに顔を出してお話をするわけですね。子どもに向けてYouTubeで意見を配信する、現場に行って子どもたちの声を聞いている様子とかを撮って、その広く配信をしたりするわけですよ。そうやって地道に配信、情報発信を続けながら、子どもや保護者の信頼をつくっていくような、そういう積極的な存在だということなんです。そういう踏み込んだ擁護委員さんの在り方とか、その仕事の仕方みたいなものを私たちはつくっていくことができるんじゃないか。そして、そういう御意思が区の側にある、ありますかということをお聞きしたかったんですね。そこまで行けば、名実ともにあの人なら相談していいなって、いいかなって思えるだろうし、先生とか親に言えないことも、あの人になら言ってもいいかなと思えるんじゃないかと思うんですよ。そういう擁護委員さんの仕事、擁護委員さんの在り方をつくっていくような仕組みづくり、職員の皆さんや議会、議員の私たちが仕組みづくりをしていかないといけないんじゃないかなという認識が共有されていますよね。はい、というところの確認でした。すぐやれということじゃないですよ。ですよ。世田谷区は20年かかっていますからね、うちも20年先を見据えてそういうことを進めていていただきたいということです。

世田谷区モデルについてのお話が、この後、後半なんですけど、ちょっと話が長くなってきましたが、いいですか。世田谷区を私はモデルにして、これを超えて行ってほしいという話をしたんですけど、何で世田谷区かというのがまずありますよね。一つは、課長さんもおっしゃった実績です。先進性です。2001年12月に東京23区で初めて子ども条例、いわゆるこどもの権利条例に当たるものを制定して、20年間、その子どもの権利擁護だけの第三者機関を運用してきたその実績、ノウハウがあるということ。それから、擁護委員さん、先ほど御答弁あったとおり、文京区の3人のうちのお一人は世田谷区で現任の代表委員をされていますよね。世田谷区もやっぱり3人いて、その中で代表をされているという重責を担っている方が、まず、文京区の3人のうちのお一人に選任されている。もう一人は、現場側の相談・調査専門員をされている方。言わば、世田谷モデルを体現したお二人が文京区で今回お

仕事に当たってくれるという方です。

もう一つ、私あるんですよ。名前です。まだ文京区に関してはそういう話はないかもしれないんですけど、世田谷では、せたがやホッと子どもサポートって言われていますよね。通称は、せたホッとです。ホッとするのは誰なのかと。

○田中（と）委員長 続けてください。

○沢田委員 はい。言いたいのは、要は、こどもの権利擁護委員、こどもサポート委員でしたっけ。擁護するのもサポートするのも主語は大人ですが、でも、ホッとするのは子どもですよ。だからこの名称の中に既に主語が、主体が誰かということを機関の名称の中に明示できている、しているわけです。だから、文京区もそういう気持ちで文京モデルをつくっていただきたいなと。名称でここで提案、提案をしているわけじゃないですよ。そういう視点をぜひ持っておいていただきたいなということで、これに関連するとか、やっぱり基本マインドはそこにあると思うんですよ、世田谷モデルって。もう研究もされているし、新しく選任された擁護委員の方から御提案もあったと思うんですけど、幾つかこういうものはちゃんとやっていただきたいというところを例示させていただくと、まず、相談・救済の仕組みが明示されていますよね。どこでも見れるようになっています。いつでも誰でも……。

○田中（と）委員長 世田谷モデルの解説をするの、今から。

○沢田委員 いやいや、解説じゃないです。こういう視点を権利擁護委員さんの仕事の中で……。

○田中（と）委員長 それを超えるんじゃないかった。その超える部分を提示してよ。

○沢田委員 え、何ですか。

○田中（と）委員長 世田谷モデルを超えたいんでしょ。超える部分を提示してくれれば参考になるけど、世田谷モデルの解説を今されてもさ、それを踏まえてやっているって話はもう既にしているわけで。

○沢田委員 委員長、ちょっといいですか。

○田中（と）委員長 うん。

○沢田委員 まず、その現状認識のところで、そこまでできるのか、考えられているのかというのを確認をした上でいいですか。あ、駄目ですか。いやいや、その、今……。

○田中（と）委員長 なぜ、ここで世田谷モデルの確認をしなきゃいけないか。

○沢田委員 今、文京モデルを、どういうふうな文京モデルをつくられていくかというところ……。

○田中（と）委員長 端的にやってよ、じゃあ。

○沢田委員 え、何ですか。

○田中（と）委員長 端的に。

○沢田委員 ああ、端的に。端的に、はい、分かりました。端的にいきます。3点です。1点は、その相談・救済の仕組みが明示される、いつでも誰でもそういうものが見られる、相談したらどういふふうになるかということをつかんだ上で相談ができるかということですよ。これがまず1点目です。

これに関連はするんですけど、子ども向けの広報紙って出していますよね、せたホッとレターというのを出しています。当然、そのレターの中に今のような仕組みとかも解説されているわけですけど、これの創刊号とかを見ると、すごくいいわけですよ。例えば、文京区がこれからそういうものをつくれるかどうかは別として、もう早速その擁護委員さんの生のメッセージが、子どもたちに聞いてほしいという、YouTubeは無理かもしれませんが、紙面でそういうことが直接語られていて、現状の相談対応状況、こういうものはこういうふうに相談対応されていますよということも子どもたちにちゃんと伝えられている。要は、私が相談したらこういうふうになるのかなって想像できるような仕立てになっている。で、委員もそうだし、うちの場合は何ていうんでしたっけ、ナビゲーターじゃない、コーディネーター、コーディネーター、コーディネーターに当たる世田谷区でいうと相談・調査専門員の方も名前を出して、個人名を出して紹介がされてたりするわけです。そういうことが文京区でも今後できるのか。それを超えていくという話は当然ありますけどね。これ、レターだけじゃないんですよ。ポスターも、リーフレットも、カードも、はがきも、あらゆる媒体で必ず子どもの目に留まるようにそういう仕組みをつくっている。

もう一つ、私が、これは場合によっては超えていけるのかもしれないですが、世田谷区で今やっているのは、報告書、毎年度の報告書プラスその報告会というのをやっていますね。報告会をやって、ここにどれだけ参加できているかというところの実績は、ごめんなさい、調べてないので、やっている、やっているという事実だけなんですけど、その報告会の資料の中には、やっぱりそのサポート、サポート委員じゃない、権利擁護委員、世田谷区ではサポート委員ですからね、これちょっと名称難しいです。権利擁護委員さんが直接語りかけている言葉が、その報告書の中にあるわけですよ。私が一番注目したのは、この擁護委員さんの葛藤とかがちゃんと語られているんです。皆さんから御相談を受けて、こういうふうに葛藤しましたということが。これだけは文京区にも資する部分があると思うので紹介させてい

ただきたいんですけど、実際に相談を受けるわけですよね。子どもに寄り添いながら助言や支援を行い、関係機関と連携や協力の下、調査・調整等を行い、中立の第三者機関として問題の解決を図ることは、それほど簡単ではないことを自戒しつつ努力していますって擁護委員さん御本人が子どもたちに語られているんですよ。

○田中（と）委員長 そりゃ言うだろう。

○沢田委員 言いますか。

○田中（と）委員長 うん。

○沢田委員 誰でも言いますか。

○田中（と）委員長 うん。

○沢田委員 じゃあ、そうですね。文京区でもきっとそうなんだろうな。これ、このときは創刊のときなのでね、今の代表委員さんとは別の方なので、そういう擁護委員さんであってほしいという気持ちを、今、吐露しただけですから、もうそれは当然言うだろうということでしたら、それをいただいていいんですけどね。皆さんには共有しておきたかったということです。

もう一個なんですけど、そのコーディネーターですよね、相談・調査専門員さんもそうなんです。その相談・調査専門員さんのまさに、今回、文京区で擁護委員になられる方のお言葉というのが、もうこれ全文紹介したいんですけど、本当はちょっと、時間がないからあれなんですけどね、思春期の子の御相談があるわけですよ。思春期の子の御相談があって、自分を押しつぶそうと侵害してくるもう一人の自分を自分でコントロールできない。分かります。思春期の悩みです。自分を押しつぶそうと、自分がやっていることとか相談していることはどうなんだろう、本当にこんなのでいいのかなっていつも不安になりながら、それでも何とか勇気を持って相談をしてきている子どもたちがいると。その相談を受けながら、実際に受ける側の立場だったわけですからね、このときは小出さんは。今の世田谷区でもそうですが。そういう思春期の心に寄り添うメッセージを、この報告会の中で発信をされていると。これも当然そう言うだろうっておっしゃるかもしれないんですけど。そういう生身の人間としての、あ、この人だったら、ひょっとしたら私の言うことを聞いてくれるかもしれないと思えるようなメッセージに至るところで発信をしているわけですよ、一人の人間として子どもたちに呼びかけている。そういう文京区モデルをつくっていくお気持ちがまずあるかどうかをお聞かせください。

○田中（と）委員長 鈴木課長。

○鈴木こども若者政策課長 幾つか御提案をいただきましたけれども、まず、子どもやその保護者が、しっかりこの窓口相談をして、どういった流れ、フローで解決をしていくのか、解決の姿がしっかり見えていくような見せ方は、例えばホームページだとかそういったもの。それから、報告に関しましても、この条例にもありますが、この1年間の活動は、この擁護委員が区長に報告をすることが義務づけられていますので、そういったものでしっかり区も受け取って、それは口頭での報告ではなく、しっかりしたペーパーで、世田谷でいうと報告書になりますけれども、そういったものをしっかり文京区でも報告書というのはつくっていききたいというふうに考えております。

それに基づく報告会につきましては、他区、様々なやり方がございますので、どういったやり方が一番効果的かというのも見極めながら実施の判断はしていきたいというふうに考えております。

先ほどお名前も出た世田谷区で経験のある方お二人に就いていただくわけですが、世田谷区でもう年間300件の相談を受けております。長年にわたって相談・救済に取り組んで、多くの相談を寄せられて、継続した周知ですとか、相談対応の積み重ねで、その300件という数字が積み上がっているわけですが、それも子どもたちに信頼されているあらわれの一つだと、世田谷区の実績はそうだと私は受け止めておりますので、そういったところに近づけるように、また、委員からは海外等の御提案もいただきましたが、そういったものも参考にしながら、10月からスタートするわけですが、全てができるわけでは当然ありませんけれども、日々アップデートして、子どもたちにとってよりよい相談窓口になるように区として努めてまいりたいと考えております。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 もうおっしゃるとおりなんですけど、しかも皆さんは、こっち側、あっち側、いわゆる行政側の皆さんなので、当然、そういうマインドが駄目だって言っているわけじゃないんですが、少なくとも擁護委員の皆さんは報告が義務づけられているからやるんですよとかではなくて、自分たちがこうしたらもっと子どもの側に立てると思うとか、こうしたらもっといい文京モデルが作りたいたいと思えるとか、そういう擁護委員さんたちの純粋な気持ちが仕組みや制度に反映されていくような、仕組みや制度をつくるのも擁護委員さんのお仕事の一つですのでね、そういう文京区モデルであってほしいということなんです。

ちょっと長くなったので、最後に一言なんですけど、今日のこのこういった議論は擁護委員さんにお伝えいただけるんですか。ですよね。当たり前ということなので大丈夫です。子細

をお伝えいただきたいんです。要は、要は、今度は主語は私たち、議会の側になりますよ、議員、議会側。

○田中（と）委員長 いやいや、沢田けいじにしておいて、主語。

○沢田委員 ああ、そうですね。じゃあ、一議員側になりますよ。主語、一議員、ここだけ切り取ってください。こういう感じで切り取っていただければと思うんですが、一議員としては、同じなんですよ、子どもの権利擁護委員の皆さんと同じこっち側なんです。こっち側という表現はあれですね。子どもや保護者の方たちから見たときに、行政側なのか、それとも私たち側なのかってもし考えてしまう人がいたとしたら、一議員としての沢田けいじは、必ず行政側ではなくて子どもや保護者のそっち側なんです。ので、皆さんもそうですね。今、私たちになりました、weになったので、議会側はそうなんです。だから、ぜひその連携をですよ、これはもうべったりじゃないですよ。ちゃんと……。

○田中（と）委員長 こっちに言うことか、それ擁護委員に言えばいいじゃない。

○沢田委員 あ、いらっしゃるんでしたっけ。まあ、いや、それはちょっと個人情報になっちゃう。擁護委員の皆さんに、あ、我々がお伝えしたほうがいい。

○田中（と）委員長 そうです。

○沢田委員 じゃあ、ぜひそういう場を……。

○田中（と）委員長 そこクッションを置かないほうがいいという話でしょ。

○沢田委員 そうですね、確かに。

○田中（と）委員長 何のためにここで話してるの。

○沢田委員 ああ、そうでした。すいません。

○田中（と）委員長 直接言え。

○沢田委員 でした。ので、ぜひ直接申し上げられる場をセッティングするのを御協力いただきたいと。自分でつくったほうがいいですか。

○田中（と）委員長 そう。できるでしょう、それぐらい。

○沢田委員 ああ、自分で設定したほうがいいですか。お三方にお声かけして、そういう場を、議会のほうは一議員ではなくて、そういう同じ思いを、マインドを共有できる方で。

○田中（と）委員長 続いて……。

（発言する人あり）

○田中（と）委員長 質疑だからさ、早くやって。

○沢田委員 すいません。そういう連携をしていくことが、何でしたっけ。

○田中（と）委員長 質疑終わってください。

○沢田委員 ああ、はい。すいません。

○田中（と）委員長 続いて、高山委員。

○沢田委員 ことが大事だということだけ、行政側である皆さんにもお知り、知っておいていただきたい。それが、これから長い文京モデルをつくっていくためのスタート地点として私が確認をしておきたかったことです。長くなりました。

ただ、ちょっとこの続きは、あとまた一般質問で伺いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○田中（と）委員長 1900年からもっと掘り起こしてほしかったね、私的にはね。

はい、高山委員。

○高山（か）委員 人選については、先ほど来の質疑の中で分かりましたので、特に田中香澄委員もおっしゃっていましたが、相談のしやすさというのが必要だと思います。場所的なものがまだ確定されていないと鈴木課長からもおっしゃっていましたが、なかなか地活っておっしゃっていましたが、相談しにくいというか、入りにくい子もいらっしやると思うんですね。地域活動センターの1階のホワイトボードに、ここの部屋は今日は権利擁護相談窓口、何時から何時までって書いてあると、なかなかちょっと躊躇しちゃうような子どももいるかと思うんで、じゃあ、どういったやり方がいいのかなというのはちょっとなかなか私も今は言えないんですが、配慮はぜひ行っていただきたいと思います。

それから、先ほどもありました、相談方法の4番のチャットが数か月遅れるというのも、どちらかというと、今、子どもたちはチャットのほうが相談しやすいのかなと思うんですが、何か先ほどちょっとおっしゃっていましたが、擁護委員の方々の中でそういうふうにしましょうということがあったと思うんですが、そのあたりがもう少し明確に、どうしてその数か月遅れるのかというのが、先ほどのちょっと御答弁だとなかなかちょっと分からなかったんで教えてください。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 常設窓口がまだないということで、地活やシビックセンターの会議室ということですが、例えば地域活動センターの1階に、例えば2階の会議室で相談があるというような表記はいたしません。当然、プライバシーに配慮して、違った表記で部屋のほうは使用していきたいと考えております。

チャット相談の部分でございますけれども、先ほどのちょっと繰り返しになるんですが、

子どもたちに任意アンケート調査をしたところ、チャットでの相談がしやすいという声はあったんですが、委員とも協議をいたしまして、まず、ちょっと間口をたくさんちょっと広げるのではなく、そういった意味ではちょっとスモールステップという言い方になるんですが、電話、メール、対面による相談から段階的に開始することとしたところでございます。10月の開始後は、実際の対応、相談対応を通じて、相談の流れですとか権利擁護委員との連携、運用上の課題等を確認、まず一回整理した上で、令和9年1月以降をめどにチャット相談を開始する予定でございます。それまでの間は、電話ですとかメール、対面による相談だけになってしまいますが、複数の相談方法がございますので、メールは当然ですが、相談時間外も受け付けることができますので、子どもが相談しやすい環境を徐々に整えていきたいと考えております。

○田中（と）委員長 高山委員。

○高山（か）委員 分かりました。よろしくお願いします。少し沢田委員もおっしゃっていましたが、その権利侵害の予防とか、意見表明権の保障というのはしっかりと、その権利擁護委員がどこまでその介入とか勧告権限というのがあるのかというのがやっぱり重要、やっぱりだと思いますので、しっかりそういった制度設計を取り組んでいただきたいと思いますし、こうしてその専門性を持った方がしっかりと関わっていただくわけですから、子どもたちのSOSを受け止める体制というのを、重々御承知だと思うんですが、行っていただきたいと思います。その権限とか仕組みが備わっていませんと、何ていうんですかね、先ほど名取委員もおっしゃっていたように、学校とかその居場所に問題があったときこそ機能する制度設計になっていなきゃいけないと思いますので、まずは始めてみようということだと思いますので、しっかりと後押しはしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 私のほうからは、こどもの権利擁護コーディネーターについて伺いたいと思います。相談窓口に常時2名体制で入っていただき、相談を最初に受け、そして整理し、振り分ける役割を果たすとのことで、深刻な権利侵害まで行かない相談事であればだと思いますけれども、7割方、ここで解決するのではなかろうかという想定もされていると伺っております。

そこで質問なんですけれども、今回のこどもの権利擁護コーディネーターを文京区と連携協定を結んでいる東大グローバルナースングリサーチセンターにお願いすることになった理

由と経緯をお伺いしたいと思います。

というのも、一つ気になっているのが、東大GNRCは高齢者の介護、看護や介護、赤ちゃんのケアが専門分野で、資格といっても看護師や助産師が多いイメージがあり、子どもの権利に関する専門性を有するという部分に直結していないと思われることです。事前に東大GNRCの先生に取材をさせていただいたんですけれども、こどもの権利擁護コーディネーターを担当するのは、東大看護に所属する教員、大学院生8名の方々と、資格は助産師、看護師、保健師、社会福祉士、一部に臨床心理士とのことで、複数の資格をお持ちの方もいらっしゃるということでした。こどもの権利擁護コーディネーターは、公式に国で規定されているものではないということも伺っているんですけれども、子どもの声を聞き、子どもの権利擁護をするという観点での専門性の担保はどのようになされるのか、併せてお伺いしたいと思います。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 まず、ちょっとコーディネーターをなぜ置くことか、置くことになったのかというところでございますけれども、制度設計を具体化する中で、専門職が相談を確実に受け止めて、一旦整理をして、必要な案件を擁護委員のほうにつなぐ体制が適切であるというふうに判断をしたところでございます。その考えの下、GNRCに業者を指定させていただいた理由は、御承知かと思いますが、GNRCのほうは看護学を基盤として人々の健康ですとかウェルビーイングの向上に取り組む研究機関でございます。区とは、先ほど連携の話もございましたけれども、健康及びウェルビーイングに関する連携協定のほうを締結しております。具体的なその連携協定の取組の一つ、幾つかとして、共に学ぶ「ケア」講座ですとか暮らしの保健室など、子どもを含めた地域に密着した取組も実施をしているところでございます。今、おっしゃっていましたが、その中、GNRCの中に保健師、看護師、心理職等の専門職、約30人ほど在職を、在籍をしておりますので、相談者に寄り添った対応ですとか専門的な知見に基づく助言、こういったものを提供いただけると区として判断をさせていただいたということで、委託先として決めさせていただいたところでございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 そうですね、専門性を有しているということは分かっているんですけれども、子どもの権利、例えば児童相談所であれば児童福祉司とかが子どもの声を聞いたりするようなところでやっていると思うんですけれども、特に今回の相談窓口というのは権利擁護、権利侵害があったときの相談・救済がなされるというところが一番の特徴だと思うので、やはりそこは子どもの思いに寄り添ったりとか、子どもの声を聞いて、権利擁護をするというところ

ころの専門性は、先ほど質問の中で答弁として研修を、今、行っているなどということも伺いましたけれども、そこはしっかりとやっていっていただきたいというふうに思います。

また、権利擁護とか権利侵害って言っても、やっぱり子どもはそれが何をイメージするのか、大人の私たちでも、その権利侵害というのが何かよく分からないところがとてもあるので、子どもの、子どもが困っていることを子どもの権利侵害の端緒として、もうそれが糸口として優しく相談に乗っていっていただきたいなというふうに思います。

先ほど来、何度かお話出ていますけれども、やっぱり子どもが相談するのに、権利侵害とか権利擁護と言われてもぴんとこないので、まず、ハードルも高くなってしまうので、ホームページには既にこどもの権利擁護相談窓口と書いてありますけれども、先ほど沢田委員が言っておられたように、世田谷の例あったように、子ども向けに何らかの愛称などの工夫をしていただきたいということと、子どもへの周知というのも欠かせないと思いますので、分かりやすく伝えていただきたいということは私からもお願いしておきたいと思います。

また、チャットの相談もできるようになるということですが、気軽に相談できるような、また、何回も何回も電話かけてくる子もいるかもしれないんですけども、そういった子たちも何でも相談できるようにハードルを下げていただきたいと思います。

最後に、子どもの権利侵害に対する救済の仕組みが有効に働くためには、大前提として、子どもが子どもの権利のことを知っていたり、こどもの権利に関する条例のことを理解していないといけないと私は思っております。せっかくですので、こどもの権利推進リーダーたちの力をお借りして、子どもの権利について、また、こどもの権利擁護相談窓口のことも広く分かりやすく伝えていっていただくと、PRしていただくといいんじゃないかなというふうに思いますので、そこもよろしく願いいたします。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 委員がおっしゃるとおり、子どもが、こういったことが権利侵害になっているんだということ自体が分からないこともありますので、そういったものは、これからまだホームページも出来上がったばかりですが、ホームページをアップデートするなり、リーフレットですとか、そういったものに分かりやすく図解ですとか、そういったもので示していきたいというふうに考えております。

今、こどもの権利推進リーダーも2期目に入っております。2期目の皆さん、中・高生の皆さんには、子どもの権利に関する動画ですとか、あとはすぐろくですとか配付物、こういったものを、今、中・高生の声をしっかり聞きながらつくっているところでございます。こ

ういったものを年内には披露できると思いますので、そういったものが出来上がりましたら、区のイベントですとか、学校の行事ですとか、そういったところで活用できるように、事務局としても推進してまいりたいと考えています。

愛称につきましても、先ほどから何回か御提案もいただいておりますが、こどもの権利擁護委員、権利擁護窓口という言葉自体は分かりづらいなと思っておりますので、こういったものも、お子さんの声を聞きながら、先進自治体の事例も参考にしながら、改善をしていきたいと考えております。

○田中（と）委員長 続いて、関川委員。

○関川委員 私からは、こどもの権利擁護委員が3名いて、直接たくさんの相談が行くと大変ということで、2名のコーディネーターを配置したということですがけれども、東大のナーシングセンターに委託と、業務委託ということですがけれども、社会福祉士、精神保健士、保健師、看護師、心理職、これらの中でどれか一つの資格を持っている方々がこのナーシングセンターにいらっしゃるんで、いつでも、2名の決まった方が具合悪くなったりしたら対応できるという、そういう体制になっているということでしょうか。

それと、コーディネーターの方々は携帯電話を持っていて、月、水、午後2時から7時と、土曜日、午前10時から午後3時となっていますけれども、対面による相談はすぐに対面でやっていただけるということにはならないというふうに思いますけど、世田谷区の場合、事前にフリーダイヤルに連絡することになっていますけれども、文京区の場合なんかはどのようになるのでしょうか。

それと、ちょっとまとめて聞いてしまいますが、先ほどから面談する場所はまだ決まっていないということでしたけれども、世田谷区の場合は、子ども・子育て総合センターで基本的に面談するということになっていて、それ以外の場所に専門員が会いに行く、コーディネーターの方から会いに行くということになっていますが、文京区はその辺のように、これから検討するということで先ほど来から御答弁がありましたけど、その辺、どのように考えているのかということと、先ほど来から若い人はチャットとか、メールとか、そういうことが中心で相談することになるというふうに思いますけども、また、世田谷区のちょっと例を出させていただくと、せたホッと宛て子育て総合センターという、せたホッと宛てという宛先に手紙やファクスなどでも相談できるという、そういう仕組みを世田谷区はつくっているんですけど、その辺についてもいかがでしょうか。これから具体的に少しずつ動き出すということですが、その辺いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木課長。

○鈴木こども若者政策課長 コーディネーターを委託するGNRCでは、様々な職種の方がおります。合計30名いらっしゃいまして、このコーディネーターの窓口にあたっているのは、そのうちの10名ということで、全ての職種がこの中に入っておりますので、常時すぐ対応できる体制というふうになっているところでございます。

対面につきましては、常設の窓口がないんですけれども、これは事前に予約をいただいて、場所のほうはセットさせていただき予定でございまして。なので、常設がないので、急遽ちょっと今日来ていただくということはできませんけれども、予約をしていただければ必ず対面相談ができる形となっております。

はがきにつきましては、これもちょうと先ほど申し上げましたが、世田谷区のほうでは実施していることは把握をしているところでございます。件数も170件近く、年間ではがきを頂戴するという話も聞いておりますが、文京区のニーズですとか、あと他区のほかの自治体の利用状況ですとか、そういったものも鑑みながら、委員とも協議の上、段階的に相談手段のほうは、この手紙、はがきも含めて検討していきたいと考えております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 それから、専門員が直接、向こうから来ていただくんじゃなくて、訪問するというようなことは世田谷区なんかやっているんですけど、その辺についてはどうなんでしょう。それと、あ、そのことはどうなんでしょう。すみません。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 訪問につきましても、学校ですとかの訪問ということであれば、当然、その相談者の方と綿密にお話をさせていただいた上、擁護委員とも連携をとって訪問することも当然あるというふうに認識しております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。それと、ナーシングリサーチセンターとの協議ということ、業務委託ということで、事前にいろいろ条件を出されてお話し合いもされているんだというふうに思いますけれど、ぜひ穴が空くことがないように、ぜひ専門員、児童擁護委員の前にコーディネーターということで整理、問題点について整理をするという、そういう役割を担っているので、ぜひその辺のところでは万全を期していただきたいというふうに思います。

それから、相談窓口の役割ということで、ここの1ページのところに1から5のこの役割が書いてありますけれども、これについては、基本的にコーディネーターのところで対応し

て、それから権利擁護委員に回すという、全部のこの1から5については、最初の窓口はコーディネーターが役割を担うのかということと、それから、水、月・水の平日7時ぐらいまで相談ということで、少し相談時間が延びたということですが、ぎりぎりに相談が来たときとか、そのときに複雑な相談だったときなんかはどのように対応するのか。児童相談所との連携を深めていくということになるなというふうに思いますが、その辺の事務処理はどういうふうになっているでしょう。

○田中（と）委員長 鈴木課長。

○鈴木こども若者政策課長 この5の、資料の5の(1)から(5)に書いてあるものは窓口の役割でございますので、例えば、必要な調査とか、要請ですとか、意見の表明、こういったものは擁護委員に付された、条例に示された役割でございますが、窓口としてともに、コーディネーターとともにやっていくべきものだというふうに考えております。

今、時間ぎりぎりだというお話でございますが、例えば重い案件、虐待につながるとかそういう案件であれば、当然、その時間で区切ることはなく、虐待であれば児童相談所による専門的な対応が必要な案件があると思いますので、子どもの安全が最優先となって、速やかに児童相談所とは連携をしまいたいというふうに考えております。

いずれにしても、それぞれの専門性、こ家センも含めて、専門性や役割を生かしながら、子どもや相談者に寄り添った対応については、区一丸となって努めていきたいと考えております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 重い相談については、児童相談所とすぐに連携がとれるという、そういう形になっているということですね。特に、夜は情緒不安定になったりして、そういう相談が来ることが多いかというふうに思いますが、その辺はよろしくお願いします。

それから、3のところのこどもの権利の侵害からの救済のための関係者への必要な要請ということでは、こどもの権利条約、文京区でできた、第18条に基づくものが1から5に網羅されているというふうに思いますが、やっぱり先ほど来から出ています子どもの権利条約、日本も国連から、それから批准したのは1994年ということになりますけど、それに基づいて各区で子どもの権利条例ができて、世田谷区が一番早かったんですが、23区の中で、動き始めて、子どもの権利をどう守っていくのかと。特に今の時代は、子どもへの虐待の件とかが問題に、昨今問題になって、殺人までいっちゃったりするというようなことも問題になっておりますので、そういう複雑な現代社会において、このこどもの権利擁護委員の方々の役割

というのもすごく大事だというふうに思います。

それから、先ほど来から出ていますけども、この権利擁護委員は、区長の附属機関、世田谷区などでは区長と教育委員会の附属機関というふうになっておりますが、この中で、子どもの権利を守るために、先ほど来、この検討した内容について、普通だったら諮問して答申するという国保運協なんかでやられている考え方が基本にあるのかなというふうに思いますけれども、やっぱりきちんと独立した組織で、行政にもちゃんと物が言える、そういう組織であることが、子どもの権利を守ることに大きくつながっていくというふうに思いますけど、その辺はどう担保していくのでしょうか。10月からやるということで、まだ要綱が決まっていないということをお聞きをしましたけれども、どう担保していくのかということでは、実際に動き出してみないと分からない部分も多いかと思いますが、ここが一番やっぱり大事なことだというふうに思いますので、いかがでしょう。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 まず、その独立性の担保の部分ですけれども、ちょっと答弁が繰り返しになってしまっていますが、まず前提として、条例において附属機関とありますけれども、擁護委員それぞれは独立して、公正かつ公平に職務を行うことを明確に規定しているところでございます。また、区に対しても必要な要請ですとか、案件によっては必要な要請ですとか意見表明を行うことができるものでございまして、区はその委員の取組を尊重して対応する仕組みとしております。また、委員2名は、他自治体での独立の立場で活動していた実績もございしますので、その経験を生かして、本区でも同様に職務に当たっていただくものと考えております。これらにより、区としても、委員及び窓口の独立性を確保すべく、擁護委員の取組、窓口の取組を区としてもしっかり推進していきたいと考えております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 これなかなか口で言うのはやっぱり簡単ですけども、なかなか実際の現場で動き出してみないとよく分からないですけど、明確に規定されているって、こどもの権利条例に規定されているからということですか。そこから一步出て、これから具体化が始まるんですけども、権利擁護委員の方々が区長の附属機関なんだけれども、独立して動きをつくっていくという、そのところの要綱というんですか、文章化というんですか、きちんと明記して、実際の場合でもちゃんとそれが今後生かされているのかどうかということをやっていると、区長の顔色を見るようだと駄目なんだというふうに思いますけど、いかがでしょう。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 例えば、独立性というと第三者機関的な言葉等もあるんですけど、他区の条例でも第三者機関とははっきり書いてないんですね。例えば区のホームページだと、公的な第三者機関ですとか、第三者的な機関、こういった表現を使っている区は複数区ございます。やっぱり、確かに文章化をすることも当然重要でございますので、条例を改正する考えは当然区はございませんけれども、区ホームページに独立性が担保されているような表現、今言った公的なとか、第三者的なとか、こういった表現を区ホームページに入れることについては、今後、擁護委員とも協議をして検討していきたいと考えております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。今、ホームページで周知していくということでありますけど、普通の人は第三者機関とか言っても分からないし、子どもにももっと分かりやすい形で何でも言っているんですよと、困っていることは、その解決場所ですよというふうな分かりやすい言葉でホームページで周知していただきたいということと、これから現実的に始まる中で、きちんとこの区長からの独立性を持たせるということは基本にきちんと置いていただいて、常に点検していただいてやっていただくということが大事だと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○田中（と）委員長 松平委員。

○松平委員 これまでの議論で、おおむね本当に専門性の高い方、また経験豊かな権利擁護委員の方ですとかコーディネーターの方でしっかりとした相談の体制が整えた状態で10月から開設がされるということが理解は、今回、今までの議論で理解をさせていただきました。

ちょっと、私がまだちょっと理解が深められていない点で、こういう方たちが具体的に相談を受けた際に、具体的にどういう形でその課題解決を行っていくのか。こういった権限を持って課題を解決に導いていくのかというところが、ちょっともう少し理解を深めさせていただきたいと思うんですけど、今、関川委員からも5番の相談窓口の役割というところが御質問もございました。(1)から(3)のところは、この文章を読んで私も、相談を受けて助言をし、支援をしていく、必要があればその関係者、児相であったり、必要によっては学校とかも含まれるんでしょうかね、必要なところに要請をしていくということで対応していただけるということで理解をいたしました。

(4)と(5)なんですけど、ちょっとここがすごい行政っぽい言葉で、非常にこの文章をさっ

と読んだだけでも理解が難しいので、ここをちょっともう少し噛み砕いて教えていただきたいなと思うんですが、(4)こどもの権利の侵害を防ぎ、又はこどもの権利を保障するための意見表明をするということなんですけど、この意見表明というのは、先ほど区に意見表明というのも先ほど答弁にあったと思うんですけど、こういう課題があるということ、この権利擁護委員の方々が何かこう課題を言っていくという意味合いなのか、それとも、子どもたちが自分はこうしたい、今までこういうことをなかなか言うことができなかったという、その自分の意思表示を子どもたちにしっかりとさせていくという意味合いでの意見表明なのか、この(4)、どういう役割として書いて記載をしているのかをちょっと教えていただきたいなと思います。まず、(4)のところをお伺いします。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 まず、この、5の(4)の部分でございますけれども、こちらは、子どもがこうしてほしいということがあるんですが、なかなか言葉にできなかったりとか、表現することが難しかったりするお子さんもいらっしゃると思うんですが、それを擁護委員、コーディネーターがしっかり声を聞いて、かわりに区や学校に対して意見を述べてあげる、述べてあげるというところとちょっと上からなので、意見を言ってあげる、こういったことが意見表明ということでございます。

○田中（と）委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。そこは子どもを代弁して伝えていくというところで、伝えるというところまでの役割ということになるんでしょうかね。そこからもう一歩踏み込んで、具体的にどう解決していくのかというところまでの役割というのは、この権利擁護委員の方々にはあるんでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 こちらの条例にあるんですけれども、意見を表明されたら、区や育ち学ぶ施設というのは学校等のことなんですけれども、その意見の表明を受けたときは、区や学校等はその意見を尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとするというのは条例に規定されておりますので、可能な限り努めていただくという形、区や学校は、なることになると思います。

○田中（と）委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。努めるものというところでありましてけれども、そういうのをしっかりと伝えるということは重要な役割かなというふうに思います。

(5) 番なんですけど、これもちっとすごく行政っぽい言葉で難しいんですけども、こどもの権利の侵害からの救済とこどもの権利の保障についての周知啓発及び関係者への協力の推進ということでございます。ここで救済というのは子どもを、権利侵害された子どもを守るための行動のことなのかなと思うんですけども、ここでその救済というのは、じゃあ、どうやって権利擁護委員の方は行うことができるのかということと、あと、こどもの権利の保障についての周知啓発なんですけど、これはどういう形で誰に対して周知啓発を行っていくものなのか。この(5)番について、もう少しかみ砕いた内容を教えていただけますでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 救済につきましては、子どもが困っていること、悩んでいることについてしっかり声を聞いて、解決に導いてあげることが救済なのかなと思っております。周知啓発は、これも他区、世田谷区で実績のある2名の方が、もう実際に世田谷区でやられているわけなんですけども、例えば学校の授業で権利学習を行うですとか、あとは区内の、あとは区内のイベントに擁護委員も我々事務局もイベントに実際出向いて、ブースをつくって、子どもの権利ですとか窓口があるよって、こういった啓発をすることも実際に想定には入っているところでございます。

○田中（と）委員長 松平委員。

○松平委員 分かりました。ありがとうございます。非常に、ただ子どもやその保護者の方からの相談を受け止めるだけでなく、あくまで努めるものということで、努力をお願いするという立場ではありますけれども、こういった非常に専門性の高い方々ですので、各関係する機関に対しての要請というのは、関係するところも恐らく重く受け止めて具体的な解決に向けて導いてくれるものだというふうに期待をしたいというふうに思います。

この2ページ目のところに相談の流れのイメージってあるんですけども、あくまでこの子ども、保護者から相談窓口、この一対になっている図になっているんですけど、今、お話を聞くと、その相談窓口の先にいろいろ、多分いろんな関係機関、その救済の手段、関係機関というのが出てくると思いますので、決して受け止めるだけではないということを理解をいたしましたし、ぜひ具体的にどう解決に導いていけるような、このコーディネーターの方たちと権利擁護委員の方々の役割に期待をしたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 まず、私も職務内容の(4)と(5)のところ、(3)なんかも含めてのところで、松平委員が今言われたのと同様でして、このイメージ図でいくとね、相談すると対応してくれるというイメージ図になっているんだけど、当然、その先に、場合によってはですけども、救済のために関係者に要請をしたり意見を表明したり、いろいろ努力するという矛先、矛先というところ、方向性はやっぱり行政だったり、教育委員会だったり、やっぱり学校、それから、今、民間委託で指定管理とかもありますから、やっぱり事業者とかね、そういうところに、場合によってはということをどうイメージ図で表現するのかというのはなかなか難しい面もあるかと思うんですが、そういう役割を持っていると。つまり、先ほど関川委員が聞いていたんですが、ほかの方も何人か聞かれていましたけども、第三者的にやっぱりしっかり対応する、そういうところに対応するんだというの、イメージ図に加えたらいいいんじゃないかなというふうに思うんですね。書きぶりについては、ちょっと逆にそれが相談できないなってなっちゃ困るんですけども、工夫してちゃんと伝えと。それがやっぱり、それが子どもの権利の保障ということになるんじゃないかと思うんですけど、それはぜひ検討していただきたいと思うんですけど、いかがかというのが1点です。

それから、ちょっと今、質疑を聞いていて、この運営日のところは予定とありますよね。午後7時まで対応していただくというのは、それはよかったというふうに思うんですけども、例えば、この間、夏休みが終わりましたけども、大体8月31日、東京ですとね、8月31日にぜひこちらに御相談くださいって、今、NHKのニュースなんかでも29日ぐらいから啓発やりますよね。だから、やっぱり子どもの自殺が非常に多いということがなぜなのだと、対応しなきゃいけないということで、そういうマスコミも啓発やるわけですけども、その辺は柔軟にして、いわゆるその長期休みの最終日とかね、それが月・水・土に当たってない場合にはいろいろ調整していただいて、しっかり窓口をやるというような運用をぜひ図ったらどうかというふうに思うんですけども、まず、その点でお答えいただきたいと思います。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 今回のこの委員会のこの資料は、すごく相談の流れのイメージでちょっとすごく淡泊に書いてありますが、実は利用者向けにはもう少し細かくフロー図をつくろうと思っています。具体的にどんなことが相談内容として考えられるのかですとか、相談をして、その先はこどもの権利擁護委員とコーディネーターと一緒に考える、その先には必要に応じて調査をするとか、要請をするとか、意見表明するということも、ちょっと具体的なフローというのを今ちょっとつくっている最中でございますので、なるべく早いタイミ

ングでホームページ等でアップをして、子どもを中心とした区民の皆様に御理解をいただけるようにしていきたいなと思っております。

運営時間につきましては、先ほど田中議員のところで申し上げたとおりでございます。当面については、この3日間のこの時間で実施をしていく考えでございますが、今、委員から話があった8月31日というのは、子どもにとっては大変ちょっと憂鬱な日だったりすることもございますので、この擁護委員のほうから、窓口についての時間については、例えば来年のタイミングで延長することはございませんけれども、その他、様々、都のLINE相談ですとか、教育センターの教育相談、それから、こども家庭支援センターのこども応援サポート室等がございますので、しっかり案内して、必ずどこかにつながれるような周知については図っていききたいと考えております。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 イメージ図や、その運営時間については、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

コーディネーターについては、常時2人って書いてあるんで、この人間のマークも2人にぜひしていただいて、分かりやすくしていただいたほうがいいかなと思いますけども。

それで、今日ずっと質疑あったように、こどもの権利委員、擁護委員の方というのは、第三者的に業務をされるということで、やはり相談や権利侵害の調査や調整業務というのはなかなかやっぱり複雑だし、事態を把握するのも時間がかかって長期化するというのが、ほかのいろんな自治体で言われていることだというふうに思います。したがって、そういう複雑で時間もかかるいろんな調査や権利擁護の仕事というのを、やっぱり十分に委員の方が職責を果たしていくためには、安定した身分保障とか環境整備とか処遇の保障というのが必要だというふうに思うんですね。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけども、今回、補正予算にこの窓口の予算として632万8,000円というふうに計上されています。この権利委員の3名の方の分のほうの予算というのと、GNRCのほうに委託費として割り振られるというのは、それぞれ幾らになるんでしょうか。それから、GNRCについては、委託をするということですけども、事業者選定という、契約のタイプというか種類というのはどういう契約になるのか。つまり、選定を行ったのか、それとも随意契約ということになるのか、それはどのようになりますか。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 9月の補正額については、まだちょっと概算になりますけれども、こどもの権利擁護委員の報酬については、プラス180万程度。それから、コーディネーター

の委託費については約350万程度で、今、見込んでいるところでございます。

コーディネーターのほうにつきましては、随意契約となっております。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 ほかの自治体の、既にもう幾つかありますのでね、結構たくさんありますから、これを見ると、こどもの権利擁護委員については、附属機関でお仕事をしてもらう非常勤の特別職地方公務員に準ずる扱いとかという、これは名古屋市の説明なんですけども、隣の豊島区でも常勤の特別区職員とは異なり、附属機関員としての非常勤職員手当という形で、1回ごとの案件の報酬が出るみたいな、そういう説明になっているんですね。それで、名古屋市の場合でいくと、こども権利擁護委員ですけども、1時間当たり1万円ということで業務をやってもらうというふうな説明がネットで検索すると出てきます。先ほどの権利擁護委員の方の180万ということで、これ6か月分でしょうから、3人で割り返しますと、1か月10万になるんですよ。そうすると、これ名古屋のあれで見ますとね、10時間分にしか相当しないんですけども、果たしてそれで十分な処遇というふうに言えるんでしょうかということなんです。まず滑り出しのところですから、先ほどの世田谷区では年間300件というのが、区の大きさも違いますからね、単純に比較はできないと思うんですけども、ちなみに名古屋市は5人で委員をやって、委員をやっていると。委員だけでやっていると、そういうタイプのようですけども、処遇の保障というのは、この独立性、第三者的な業務をやるときに、やはりね、決定的な要素だというふうに思いますので、この点については、この水準というのは十分なんでしょうか。私は、もう少しきちっと処遇という点でもね、保障する必要があると。報酬という点でも拡充する必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点はどのように思いますか。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 文京区の場合は、時間ではなく1日2万5,000円とさせていただいております。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 開くのが週3日間ですかね、そういう積算になっているかもしれませんが、他の自治体の処遇に劣らないようにする必要があるんじゃないかなと思います。それについては、ちょっとまた引き続き見ていきたいなと思っておりますけども。

それで、もう一方、コーディネーターのほうの委託の部分は随意契約ということでありました。それで、先ほど議論あったように、文京区とこの東京大学のGNRC、GNRCですね、GNRC

では、との間には、連携協定があるということであります。事前にお聞きしました、その連携協定があるということと、その専門職能を持っている人がいるということをもって、随意契約の文京区のガイドライン上もね、随意契約なんだということでお聞きしてまして、それで、今言ったガイドラインとGNRCとの間の連携協定というのを突き合わせて昨日ちょっと夜、読んでみたんですが、ガイドライン上はこういう表現なんですね。区と締結した協定により契約の相手方が特定されているときというのは、随意契約ガイドラインで一つ引用されているところなんですね、今回ね。もう一つは、業務に関し履行上の経験、知識、技術を特に必要とするもので高度の専門性を有する特定の者でないと契約の目的を達成することができないという。この二つ目のほうはね、そういう専門家がいますということになる。それがなぜこのGNRCなのかということの説明として、随契の説明として、協定により契約の相手方が特定されているときという御説明になろうかと思うんですけども、それじゃ、お伺いしますけども、東京大学のグローバルナースングリサーチセンターとの連携協定というのは、条文が七つあるんですが、その中で、今回のこのコーディネーターの業務の随意契約の相手方として、どの条文によって、その契約の相手方が特定されているということになるんですか。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 これ、先ほどちょっと小林委員のところでも少し述べさせていただいたんですが、この連携協定の第2条の(3)区民の健康及びウェルビーイングに係る情報提供に関することでございます。当然、子どもの権利相談は、権利侵害に悩む子どもの心身の安心ですとか生活の安定を支えるものでございますので、子どものウェルビーイングに関する取組に当たっているというところで、区としては判断させていただいたところでございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 その2条の(3)というのはそういうふうになっているわけですけども、その(3)の2条の本文は、甲乙というね、それは東大と文京区ですけども、甲乙が前条の目的を達成するため、次の各号について協力するというふうになっていますよね。目的というのは、そんなに長くないんでこれ読みますけども、高齢者の看取りまでを見据えて在宅で安心して生活し続けることができるよう、医療・介護関係者等の専門職種による多職種な緊密な関係づくりを推進するとともに、大学における教育研究活動の実践と成果の社会実装を目的とすると、これが目的になって、それで区民への健康、ウェルビーイングに関する情報提供に関す

ることと、これ協力しようという協定書になっているんですよ。やっぱりね、どう読んでも高齢福祉とか医療ね、保健なんですよ。だから、この説明でいくと、ちょっと2条の(3)で児童福祉で児童の権利擁護の相談のコーディネートの前さばきをやるというのは、ちょっと読み込めないんじゃないかというふうに思うんですけども、これはあくまで2条の(3)でいくんですか。

でね、協定についての随意契約ガイドラインというのはもう一つあって、区民との協働等ということでね、区内大学等の相互協定に基づき事業を実施するための契約を締結するときというのはあるんですよ。相互協定とはなんぞやという話になるとちょっとよく分からないので、今日はそれはやりませんが、少なくとも業者の指定をして契約をするというのは、やはり税金の執行としては厳密にやる必要があると思うんですね。今回の業者指定については、逆にね、やっぱりプロポーザルをやって、それで、やはりその専門性からいったら協定を結んでいる、それは高齢福祉の分野のね、東大のこのセンターが選定されましたというふうになったほうが、これは区民への説明責任という点では筋が通った説明になるんじゃないかと思うんですけども、あくまでもこの2条の(3)でいけるんでしょうか。大丈夫なんですか。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 今、委員から指摘があった目的の部分、確かにもう3行、最初の3行は確かに高齢者の福祉の向上というところなんですけども、その後の大学における教育研究活動の実践と成果の社会実装を目的とする、ここを区としては業者指定の理由として判断をさせていただいたところでございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 そうなると思って、私もそこにラインマーカー引いてきたんですよ。これね、やっぱり協定というのはね、ちゃんと読んだほうがいいと思うんですけど、とともになんですよ。andじゃないんですよ。英語でいうとwithということになるんですよ。だから、これどう見てもね、高齢介護なんですよ、保健、医療。それで、そうなりますとね、大学というのはそれは教育と研究をやっていますから、社会実装を、今、課題にさせていただいて、いろいろ今、大学やられているというふうに思うんです。それは別にいいんですけども、そうすると、私がちょっと気になるのは、第5条で情報保護ということになっているんですね。それで、いろんな協定を結んで業務を自治体とやると、いろんな情報をやっぱり得るわけです。今回の場合も非常に個人情報、非常にセンシティブな情報です。だから、その情報保護

について連携協定でどうなっているかという、それは第三者に開示しちゃ駄目だし、漏えいしちゃ駄目だし、それは当然なんですけども、またはですね、本協定の目的以外に使用してはならない、その得た情報をね。これは条文の読み方としては、この協定の目的のためなら情報を使用できると、センターはね、東大の。それから、区が承諾をすれば目的外に利用できると。つまり、権利擁護のコーディネートの仕事をお願いしてやってもらっただけでも、区が承諾すれば、もしくはこの協定の目的に沿うのであれば、高齢福祉ですけども、この情報を大学が研究や教育に活用できるというふうになっていると。私はこれはね、相談者やその保護者というかな、方たちからすると、恐らく大丈夫かいなというふうに心配になってくる。それは大学の中だって情報漏えいしないというふうになっていると思いますけど、やはり権利に関わる侵害じゃないかなというふうに思う。そういう話が相談来るわけですから、これは情報は絶対に出さないと、研究や教育に使わないというふうにやって、あくまでも権利の最善、児童の権利を保障して児童の最善ために徹底的にそれをやるんだというふうに、これはきちっとそうですというふうに言っていただきたいんですけども、それはそういうふうに御説明いただけますか。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 この連携協定書に書いてあるところと、当然、その個人情報の保護、それからプライバシーの配慮、これは当然その擁護委員も含めて、区も含めてですけども、しっかり配慮をして職務に当たっていきたいと考えております。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 それはぜひお願いしたいわけですけども、しかし、これでまとめますけども、東大のこのセンターとの随意契約というのは、私は、この現在の、現在、文京区がセンターと結んでいる協定書からは、文京区の随意契約ガイドライン上、それになんて、ガイドラインになんて随意契約というふうにはちょっとならないと思います。きちっとプロポーザルなどをやって選考をやる必要があったというふうに思います。この点については、引き続き解明することが必要なんじゃないかというふうに思いますので、その意見は申し上げておきたいというふうに思います。

○田中（と）委員長 白石委員。

○白石委員 もう最後なので、ちょっと重複するところもあるんですけど、私は、ここで皆さん方が頑張ってやっていただいていることの中で、子どもたちがしっかり守られていく体制の最後の擁護という形で構築されたことについて、まず質問したいのは、例えば、今、世田

谷という話が出ていたんですけど、世田谷の、ちょっと電池がなくなっちゃったんであれなんだけど、相談マップというのがあって、子どもたちにね。学校がありますよ、先生がいます、児童館がありますよ、児童職員がいます、青少年交流センターがあります、専門のユースワーカーがいます、あとは、子ども権利のせたホットがあります、チャイルドラインがあります、交番があります、公園のプレーワーカーがいます、そして児童相談所がありますと、こういうふうに書かれている。これ世田谷方式と僕は言います。今度、文京方式をつくっていかれるわけですね。文京区の潜在的な財産である様々な活力を使って子どもたちを守っていきましょうというところで、文京区児童相談所ができて、相談所を運営されて、今、残念ながら多くの子どもたちがそこに利用されているという中で、さっき言った5番の相談窓口への役割の中の3番のこどもの権利の侵害からの救済のための関係者の必要な要請、これは先ほど来の議論を聞いていると、努めることなんで、結びつけていきますよ、児童相談所というところで、じゃあ、児相さんにまず聞きたい。児相は、こういう場合の権利擁護委員の先生方から意見がいただいた、それで、そちらにもいらっしゃいますよね、専門家の先生たちが。そういうところの最後の要として、まずその努めること、いわゆる要請に対して、どういうふうな対応をしていくのか初めにお聞かせください。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 お子さんの権利が侵害される恐れ、あるいは可能性がある場合の児童相談所の対応というところでございます。このところ、後ほどの御報告にもありますが、児童相談所が開設いたしまして、この場合はお子さんが権利擁護委員のところにお話がありまして、そこからまた委員の方が児童相談所に通告があった場合というところの想定でございますけれども、必ず児童相談所へ様々な通告先から御相談をいただいた場合に、まず、このところの聞き取り、それから児童福祉司、児童心理司等による調査というところに入ります。その後に、その事実関係でありますとか、お子さんの訴えというようなところを総合的に援助方針会議というところにかけてまして、受理会議を経て、その対応に当たっていくと。その迅速に的確に行っていくというところが、支援・援助の流れとなつてございます。

○田中（と）委員長 白石委員。

○白石委員 その前段の、まずこ家センさんはどう対応するのか。その前段の教育センターは、どういうふうに対応していくのか。それぞれお答えください。

○田中（と）委員長 石樵センター所長。

○石樵こども家庭支援センター所長 こども家庭支援センターでは、御家族のお困り事の相談

に加えて、子ども本人の相談もお受けして悩み、子どもの悩みをお受けすることも応援サポート室を設置しております。もし、権利擁護相談窓口が開始した場合には、恐らく私どもの相談の中で相談をお受けする過程で、やはりこれは子どもの権利、お子さん自身も自身の権利に関する問題だと、明らかにそこに明確に問題意識が持たれた場合には、相談窓口にお受けするということになるかと思います。反対に、相談窓口のほうに入った相談の中で、比較的その相談は相談内容や目的が明確な相談であると思いますけれども、その背景に御家族、家庭内の複雑な問題が絡んでいて、そこに支援が必要である場合には、私どもがケースワーカーが対応して一緒に問題を考えていくと思います。

以上です。

○田中（と）委員長 宮原教育センター所長。

○木内教育センター所長 すいません、木内でございます。

○田中（と）委員長 木内さんでした、ごめんなさい。

○木内教育センター所長 よろしいでしょうか、よろしいでしょうか。すいません。

教育センターのほうでは、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーを各学校に配置しております、そちらで日常的に子どもの声を聞き取っております。それに加えて教育相談という形で、心理職、福祉職が電話、それから対面でお子さん、保護者の方の御相談を承っております。これまでも関係部署、学校、こども家庭支援センター、場合によっては児童相談所さんと、児童相談所と連携しながら対応しておりますけれども、今後は、こちらの相談窓口ができるということで、既に委員の先生方とも顔合わせしておりますので、こちらからの御相談もそうですけれども、お子さんが窓口相談があって、事前に関わっているセンターのほうでも動きが必要な場合には、もちろん連携をして取り組んでいくことになるかと思います。

○田中（と）委員長 白石委員。

○白石委員 分かりました。この一連の流れがしっかりと機能して、子どもたちの信頼を勝ち得ながら子どもたちを守っていくという作業をしていかないと、文京方式は失敗してしまうんだろうなというふうに思うので、しっかりやっていただきたいなと思います。

それと、ほかの区はどうでもいいんだけど、文京区の特長である、皆さんが全庁挙げてこの文の京を構築していく中で、子どもたちを見守る目というのは結構多くあると思うんですよ。子どもたちを見守る目、いわゆる、ここの今のさっき書いてあった相談マップには、世田谷にはない、文京区にある目と、例えば町会の目もそうでしょう、青少年健全育成会も

そうでしょう、スポーツ推進委員もそうでしょう、消防団の方もそうかもしれない。様々な大人が関与して、この地域の子どもたちを育てていくという姿勢は文京区は高いと思っています。そういう方々にもしっかり理解をしていただきながら、このマップの中にどうやって落とし込んで子どもたちがしっかりと駆け込める、駆け込めるというか相談できる体制をつくっていくかというのを、今回のこの擁護委員の窓口設置とともに再構築していただいて、進めていただきたいと思います、その辺の考え方は、どのような全庁的に挙げて課長のほうで、政策課長のほうでつくり上げていくのかお聞きして終わりたいと思います。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 今、委員からおっしゃったとおり、他区との比較はできませんけれども、文京区の行政や議会だけじゃなくて、大人が子どもたちを見守る目というのは意識は高いのかなというふうに思っております。今、幾つか事例を挙げていただいた町会ですとか健全育成会、健全育成会のほうは会長、副会長の皆様にこどもの権利の条例ができましたというところと、今度、相談窓口ができるという話はさせていただいたところですが、まだ具体的な話はできていないところでございます。先日、民生委員・児童委員の皆様150名が集まる会に、私、直接足を運ばせていただいて、この窓口について詳細をちょっと説明させていただいたところでございます。今後、民生・児童委員だけではなくて、今の町会ですとか、健全育成会には、改めてまたこういった窓口ができたということを周知をさせていただいて、区全体でしっかり子どもの権利の意識を高めていければというふうに考えております。

○田中（と）委員長 白石委員。

○白石委員 最後に、文京区は文化が多い、文化・伝統が多いので、アカデミーのほうでぐるっと、文京区ぐるっとまると博物館、福祉のほうはハートフルネットワーク、そして今回私たちが、あ、私たちじゃないや、この教育の子どもたちのところで文京区丸ごとって話になるとするんですよ。そこをしっかりと構築できるようによろしくお願いいたします。

○田中（と）委員長 以上で、報告事項1の質疑を終了いたします。

続いて、こども未来部こども若者支援課より2件になります。報告をお願いいたします。

日比谷こども支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 それでは、資料第2号、文京区物価高対応子育て応援手当の実施結果について報告をいたします。

1、概要ですが、国による子育て世帯への物価高対策の取組が決定したことを受けて実施をした物価高対応子育て応援手当の実施結果になります。

2、支給対象者は、令和7年9月分の児童手当受給者及びその後出生した児童分の児童手当受給者、その他記載のとおりでございます。

支給額は3で、対象児童1人当たり2万円になります。

4、申請区分は記載のとおりで、5、支給実績ですが、合計で7億1,856万円、3万5,928人の児童に支給を行いました。受給者数及び申請区分ごとの人数は記載のとおりでございます。

説明は以上であります。

続きまして、資料第3号、病児・病後児保育事業の新規実施について報告をいたします。

新たに開設する病児・病後児保育施設の名称、実施場所については、2、実施内容の(1)、(2)のとおりでございます。令和8年11月開設予定としております。その下、定員、対象者、開設時間、利用料金は記載のとおりで、現行の病児・病後児保育事業と同様になります。運営形態ですが、医療機関に対して区が本事業を委託し、同医療機関が実施するものになります。場所については、3、位置図のとおりで、千石の交差点、千石駅の交差点からすぐのところになります。

説明は以上となります。

○田中（と）委員長 それでは、報告事項2の御質疑。御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、田中香澄委員。

○田中（香）委員 最初に、支給対象者の(1)から(4)のそれぞれの人数が分かれば教えていただきたいのと、申請率というものについて教えていただきたいと思います。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 支給対象者のちょっと内訳は、ちょっと数字としては持ってないんですけども、支給児童数ということです、支給対象の児童数ということはちょっと推計で3万6,908人というふうに推計をしております。そうしますと、3万5,928人に支給をいたしましたので、全体の支給率としては、97.3%という数字になります。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。基本的にはプッシュ型が多くて、多くの方たちにきちんと届いたのかなということがよく分かるわけなんですね。内訳はちょっと分からないということだったんですが、ちょっと聞きたかったのは、新たに、(3)のところなんですね。この(3)のところも、やはり人数的には分からないというところよろしいですか。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 (3)はあれですね、離婚をされたということですね。ちょっとそこは数字はちょっと把握しておりませんで、ちょっと全体だけの数字というところで数字を把握しているところでございます。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 分かりました。特段やはり、こういった離婚協議中ですか、また、そういったDVや別居、調停中だったりという御家庭に多く困難世帯があるなということございまして、そこにしっかり手当てが届いているかどうかということを確認をしたかったわけでございます。

もう一つ、その観点で確認をさせていただきたいのは、何かトラブルのようなことはありましたでしょうか。というのは、これはもうないですよというお話を聞きたいんですが、かつて、区民が一律10万円の給付をいただいたコロナのときに、申請書を出して、そして、DVの一方の保護者の方が変更届を出すと。その変更届を出したということが途中で分かって、奥さんがまた変更すると。3回目の変更を一方のDVの方がして、とうとう養育しているほうに渡らなかったという案件がございました。そういった非常にテクニカルなことをネットとかでいろいろと情報共有されているのかということで、すごく何とも言えない悔しい気持ちをその被害者の方とした経験があるんですが、そういったトラブルということは今回なかったということでしょうか、確認をさせてください。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 手当ての給付、もともと児童手当を給付している場合ですと、そういった施設に入所していたりとか、そういったDV被害であったりというところの対応というのは児童手当の受給の段階でもございますので、そういったものは当然のことながら、この手当てについても同様の対応をして、トラブルのないように対応したものでございます。その後、また新規発生というところも、今回の手当ての支給する段階においてはございませんでしたので、そういったトラブルはないというところでございます。

先ほど、すみません、2の(3)の人数ということで、ちょっと分からないというお話、答弁さしあげましたが、今回は(3)に該当する件数はなかったということで報告させていただきます。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 分かりました。ありがとうございます。これからも、こういった物価高だ

とか、そういった子育て世帯への大切な経済政策、対応策が展開される局面もあろうかと思っています。それで、これ一般質問のときにさせていただいた障害児の様々なお困り事を、今回、一般質問させていただいて、今回、こちらには障害福祉の関係の方たちはいないということも重々承知なんですけど、今後、様々、物価高に対応する、また、あるいは国や都の間になかなか行き届かない手当て、支援ということを、ぜひこども未来部の皆さんで共有して、何か障害福祉課だけではなくて、広く捉えていただきたいということで、1点、要望だけさせていただいて、できたらこども未来部長に御答弁いただけたらありがたいなと思っているんですが、実は医療的ケアのお子さんたちの様々な困り事、昨日、おととい言わせていただいたんですが、実は豊島区で、としま子ども若者応援基金というものを活用して、なかなか国と都で進まないような、御紹介した介助用の電動車椅子のアシスト機器だとか、服を着たまま洗髪できるポータブル洗髪デバイスとか、いろいろそういう対象品目があるんですが、豊島ではこういった御家庭で、やはり24時間体制でやっていらっしゃる御家庭にも、もう少し厚い支援が必要だろうということで、1人当たり5万円の助成を23区初でやっているんですね。そういったやはり文京区らしいというか、温かい政策を、こども未来部としても、障害福祉課ともいろいろ連携をとって、障害は障害福祉……。

○田中（と）委員長 田中香澄委員、12時過ぎているんで、端的に。

○田中（香）委員 あ、ごめんなさい。ということを考えていただきたいと思うんですが、その御見解だけ伺って終わりたいと思います。

○田中（と）委員長 こども未来部長。

○多田こども未来部長 医療的ケア児ということで、こども未来部においても様々、保育園ですとかもろもろ対応をこれまでもしているところですけども、今、委員がおっしゃったように、そういう垣根を設けなくて、しっかりと福祉部とも連携して、必要なところには必要な支援を行っていききたいというふうに思います。

（「ありがとうございます。すいません」と言う人あり）

○田中（と）委員長 以上で、報告事項2の質疑を終了いたします。

12時になりましたので、休憩に入ります。

午後 0時02分 休憩

午後 0時57分 再開

○田中（と）委員長 時間前ではありますが、全員おそろいですので、委員会を再開いたします。

すいません、午前中最後ですね、報告事項2、質疑終了としましたが、私が金子委員が挙手しているのを見落としておりましたので、金子委員からお願いいたします。

○金子委員 すいません。事業結果については、先ほど金額、パーセントは分かったんですけども、そうすると今度、今、今議会に報告されている決算書には、この事業の決算額として7億2,561万4,000円という、こういう数字が出ていまして、そのほかに繰越しをしている金額が、先ほど確認しましたら8,397万というふうになっていて、これは8年度に執行されているんで、これも含めて先ほどの人数でいうと97.3%というふうになっていると思うんですね。それで、ちょっとお伺いしたいのは、そうすると、この国庫補助のお金というのは実際どれぐらい残っていることになるんですかということと、それから、この手の給付金事業っていうのは、国がかなりな回数やってきていますけど、結構突然決まって、地方自治体のいろんな業務で本当に大変な思いをされているというような側面も当然あるんですけども、この手の予算をいろいろ聞いたときに、安全率を予算上、たしか2%ぐらい見ているとかというふうな御説明があったかというふうに思うんですけども、今回の事業費の当初計上の場合、安全率というのはどれぐらいのポイントのパーセントを見ていたんでしょうか。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 まず、経費のところですが、この事業は7年度で終了ではなくて8年度も繰り越して継続して実施をして、8年度の途中で終了したという事業ですので、繰り越している部分がございます。そうしたところも含めまして、今年度中に精算をするというような予定としております。

それで、安全率のところは、これ給付金がこれまでほかの給付金もございましたが、ある程度の給付金のこれまでの支給の費用等々を鑑みながら、一応、積算をしたというところですよ。安全率のところは、ちょっと数字としては持っておりませんが、そういった考え方に基づいて積算をした結果ということでございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 それはそういう状況だというのは分かったんですけども、以前のこの子ども関係の給付金のときは、たしか2%って言っていたんですね。だから、それとの関係で分かったら、今度また別に御説明をお願いしたいと思っております。今度、決算もやりますし。

それから、最終的にもうこれ事業は終わったので、国庫補助金で使い残しの分というか、そういうのというのは、もう使い道がないということで、何というか、国に返しちゃうということじゃない、最終的にはそういうふうになるんですが。精算みたいな形と先ほどおっし

やいましたけども、最終的にはよく精算とかで戻す予算書出てきますけど、そういうことになるんですか。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 委員の御指摘のとおり、執行残というところについては精算をするという予定としております。

○田中（と）委員長 金子委員。

（発言する人あり）

○田中（と）委員長 いいですか。

以上で、報告事項2の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項3に移ります。御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

では、松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。資料第3号の御報告をいただきました。今まで病児・病後児保育施設に関しては4か所ありましたけれども、待望と言っていいのか分かりませんが、5か所目が新規実施ということで決まりました。これまで過去の利用実績も見てみると、年々、受入れの実績も伸びてきておりまして、令和4年度も2,790人、5年度が3,427人、令和6年度が3,935人ということで、過去の資料になりますけれども、伸びてきております。ちょっと令和7年度の数、ちょっとまだ確認はできてないんですけども、ちょっとまず令和7年度の実績の数について教えていただけますでしょうか。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 令和7年度の利用実績としては、全施設合計で4,127名の利用がございました。

○田中（と）委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。6年度と比べても7年度延びたということでございます。これまで、今までやっぱり施設がある場所が東側に4か所固まっているという地域偏在の課題と、あとは、実際この4か所で単純に平日のみの稼働の開室の日数で単純計算すると、5,280名分の確保ができていう、子育て、子ども・子育て支援事業計画上はなっておりますけれども、昨年度の実績は4,127人ということで、数だけ見ると足りているということにはなりますけれども、やっぱりこういう病児・病後児保育、それこそインフルエンザがはやったりですとか、もうそういう流行の感染によってどうしても時期が集中してしまうと、なかなか必要なときに病児・病後児保育、預けたくても預けられないという課題がこれまで

あったかと思います。そういう状況に関して、今回、5か所目ができたということで、大変喜ばしいことかと思うんですが、いまだに、いまだといたしますか、昨年度もこういうキャンセル待ちが続く状態、もしくは、なかなか利用したくても利用できないというような声ですとか、実態として、課題としては依然として残っている状態であったのでしょうか。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 病児・病後児保育の利用につきましては、今回、5か所目ということですが、既に4か所目で運用していた昨年度、今年度のところだと、やはり、やはり利用したくても満員だったといったようなお声をいただくこともございます。それは、先ほど委員も全体で年度で見ますと、やはり季節的な要因、やっぱりインフルエンザがはやっている冬はやはり満員でお断りしている数が多いといったトレンドも見受けられますし、あとは先ほど言ったように地域偏在ですね、やっぱり東のほうに多いので西のほうの方がなかなか使いづらいといった要素があるのかと思います。そうしたところを鑑みまして、今回も千石地区ではございますが、不忍通りのところを使えば大塚のほうからも利用ができるといったような利便性も加味しまして、今回、新たに新設するというところになった、なりました。ですので、今後もそういった施設のアンマッチというかマッチングがなかなか難しい部分がございますけども、そういったところも含めて、全体のパイを増やすというところも必要ですし、そういった地域偏在を解消していくというところも必要なのかなというふうに考えているところでございます。

○田中（と）委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。今回、定員が6名ということで、新たに千石の地域で新設することができました。本駒込二丁目ですね。大塚の辺りの西側の方も利用しやすい場所ということで、そのあたりの実績も出てくるんじゃないかなと想定しているということでしたけれども、実際この、今、ようやく5か所目できたところではあるんですけど、さらにその地域偏在の課題を解決するためのさらなる6か所目以降のアプローチに関して、今、どういうふうに考えていらっしゃるのか。また、今回、5か所目のこのSunrose千石さん、大変ありがたいことで新設することになりましたけど、どういう経緯でこの新設をするにあたったのか、その経緯も伺いたいというふうに思います。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 今後の開設ですが、既に大塚四丁目のほうで開設というところできているところでございます。そういったところで、西の方面というところの開設

というところについては予定をしているところでございます。その先というところはちょっとまだ分からない部分もございますが、今回の新たな施設の利用状況などを踏まえながら、全体のところの利用率等々を加味しながら、ちょっと検討していくのかなというふうに考えているところです。

今回の開設の経緯ですけども、単純にといいますか、今回開設する、これ併設で診療所も開設するお医者さんのほうから御提案をいただいたという経緯でございます。そういったところで、病院、診療所の離れているところよりも近接しているほうがいいという部分もございますし、そういった提案をこちら区のほうで審査とまでは言わないですけど、いろいろ調整させていただいた結果、開設していただくといった経緯でございます。

○田中（と）委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。大変ありがたいお話だったかと思います。なかなか新規で病児・病後児開設するに当たっては本当にハードルが高いことかと思っておりますけども、ぜひ地域偏在の解決と、また、インフルエンザも今はやっていますので、今年度の利用実態というのもまた伸びてくる時期に差しかかってくるのかなというふうに思いますので、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 この病児・病後児保育ですけど、働く女性にとって、あるいはジェンダー平等の観点からいっても、本当に大切な施設だと思いますので、今回、5か所目が開設されることはよかったなというふうに思います。

地域偏在、西側のほうにこの病児・病後児保育が不足しているということですけども、何か具体的なあれですか、検討した場所ってあるんですか。区民から何か要望、西側からありました、東側に偏在しているから預けるのに大変だとか。すいません。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 直接、その西側がないというような声を直接は伺っておりませんが、やはり立地の地図に置いてみると、もう明らかに東というか中央というかにございまして、西側のほうにはないといった状況でございますので、そういったところは区としても対応して、対応しなければならないというふうに思っておりまして、今回はそういった形で、今回5か所目のところを開設したという経緯でございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ぜひ西側のほうにも病児・病後児保育を増設していただくよう、お願いをしておきたいと思います。

それと、子ども、この子ども・子育て支援計画の7年度版が出されておりますけど、この中で、令和6年度に予約システム、キャッシュレス決済の利用により利用者の利便性の向上が図られたことや、委託の期間に処遇改善事業や光熱費高騰対応等、運営事業者への補助が行った、行われたということで書いてありますけど、これによって手挙げが増えるような状況にあるのかどうかということと、それから、もう一点は、令和7年4月に移転した順天堂病後児ルーム「みつばち」については、病中の児童を預かっていなかったことによって、病中の児童を預かるようになったので、6年度と比較して24.7%の利用が増加したという、そういう実績があるということがここに実績で書いてありますけど、ほかの医院についても病中をもう導入しているということでしょうか。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 令和7年度の成果・評価というところで、予約システム、キャッシュレス決済の利用ということで令和7年度から引き続き利便性の向上を図ったというところで、こちらは手挙げというよりも、あくまでも利用者の方の利便性の向上という観点で取り組んでいるところでございますので、そういった予約システムの利用、キャッシュレス決済、これも年度が、年度ごとにどんどん増えているという状況でございます。手挙げという意味では処遇改善というところになっておりますが、こちらの事業をしたから手挙げが増えるとかというところまではちょっといかないのかなと思いますけども、事業者としては運営しやすい環境になるということに資するということには間違いのないのかなというところでございます。

また、順天堂のところの「みつばち」のところですが、病中、当初はこちらの順天堂のところの病中の保育をやっていなかったということで、今回、新たに実施したというところで。ほかの施設については、もう既に最初から病児・病後児保育という形で実施をしておりますので、そういった要素はないということでございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 処遇改善の具体的なあれで、どういうあれですか、委託のところに給与の面で補助金出したとか、あと、今回の新設について、補助金とか具体的にお金は幾らぐらいなんだろうかな。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 処遇改善については、東京都の実施要綱に基づいて規定されているものを横引きまして、施設ごとに1人当たり1万1,030円の金額の処遇改善、金額の分を支給するといったようなところでございます。

今回、新たに新設するところの部分につきましては、開設準備経費というところで、開設準備経費のところでは施設の改修費等で400万円、それから、礼金及び賃借料の分として60万円というところで、460万円の補助金を支給するという予定としております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。それで、今、インフルエンザがはやってきていて、学級閉鎖になっている学校があるって聞いておりますけれども、この施設、病中の対応をしているということですが、感染的には、新たに新設するところには病中の保育も設置すると思いますけど、感染的なものについては大丈夫なんですか。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 感染症対策というところでは、今回の新たな施設にも限らず、例えば隔離室を設けておりまして、そういった方をそちらのほうで保育をするといったような運用になっておりますので、新たな今回の施設についても同様の対応をするということになっております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。ぜひ新しいところについても充実方お願いしたいのと、それから、預ける人が増えているんで、西側のほうの病児・病後児保育のほうの新設も具体化を急いでいただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 先ほどの質疑の中で、この病児・病後児保育の利用者が4,127名と利用が伸びているというお話もありまして、この利用件数の増加が共働き世帯の定着だったり女性の就労継続が進んでいるという裏づけになるんだろうというふうに思います。それで、それに対して本当にありがたいなというところと、あと、また今後も伸びるという可能性がありますので、5か所目の西側にこの病児・病後児保育ができたこと、本当に、本当に心からうれしいというふうに思っているんですが、また、引き続き増設に向けてやっていただきたいということをまず最初に要望しておきたいと思います。

先ほど課長のほうからは、直接ね、課のほうに増やしてくださいよなんてね、連絡はなか

ったんだと思うんですけど、私たち、子育て世代の方たちと意見交換会をすると、必ずイの一番に病児・病後児保育がというふうに言うものですからね、まだまだ足りないんだなということだったり、あとはまた、利便性をもう少し上げてほしいというような御意見もある。そのあたりをちょっとお聞きしたいんですけど、まず最初に、この実施場所についてなんですが、駅、バス停ですとか地下鉄、あるいは駐車場は近くにあるかどうかというアクセスの利便性について教えていただきたいということ。

それから、今後は令和12年に大塚に、東邦音大のところにできるということなんですけど、まだ間があるということなので、これは計画はありますかというよりも、ぜひともその間も何とか見つけてくださいということ。

それから、小児科とやっぱり一緒になって、直接、病児・病後児施設に行きたいということとはやっぱりあるんですよ。なので、そういう視点を持ちながら、大変だと思うんですけど、そのあたりの御努力もちょっと教えていただきたい。取り組んでいてもなかなか難しいということになっているのか。今回はその直接ということができるのかできないのかということも併せて教えていただきたいということ。

それから、あずかるこちゃん、テオテという名前に変わったのかな。テオテというふうな事業者名になったんだというふうに理解しているんですけど、このウェブ予約のことで、これ本当にキッズルームとかもね、以前、そういうふうにお話いただいたことあるんですけど、要するに空き状況とかが5施設一遍に一元的に分かりませんかみたいな、そういったお話もございます。本当にそうなればいいなというふうに思っているんですけど、1施設、1施設、見ていかなきゃいけないと、予約状況を確認していかなきゃいけない。このあたりを何とかできないものなのかということも聞かせていただきたい。

そして、最後というか、定員の立ち上げの時期のことですけども、なるべくフルで、フル稼働というふうに思うわけなんですけど、そのあたりは見込みはどのくらいなのかということ。そのあたりをまずお聞きをさせてください。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 まず、今回新設される場所の施設の利便性というところですが、位置図にもお示ししたとおり、駅から近いというところで、地下鉄の千石駅からも近いというところになります。車のとめるところはちょっとないんですけども、近隣の駐車場にとめていただく形になります。そういった形で、利便性というものはほかの施設にも比べても便利なほうなのかなというところで捉えているところです。

今後の開設のところですけども、今回も診療所が併設というか、あるというところで、そういったほうがというか、そういったほうが利用者の方にとっては安心なのかな、部分があるのかなというところは理解をするところでございます。今後もうこういった形で誘致というか新設というかというところを検討する中では、当然、診療所が併設されているというところが望ましいのかなという部分はございますけども、いろんな条件等がございますので、そういうところは含めて、幅広くちょっと検討していきたいなというふうに考えております。

あと、予約システムのところです。予約システムは、今、委員がおっしゃったとおり、まず、各施設に登録をしていただいて、そこで空き状況を見て予約をして、その後、事業者とのやり取りに移るといような形になると思います。ちょっと各施設それぞれの事業者がいて、その後は各事業者とのやり取りというところも含めまして、ちょっと今、そういうシステムの仕様にしているところでございます。なかなかちょっと一元的にいうところは難しいのかなとは思っておりますが、ちょっとより利用者の方に分かりやすいといったところについては、今後ちょっと検討してまいりたいなというふうに考えております。

あと最後ですね、新規のこの今回の施設の定員のところ、当面ちょっと少なくという記載がございましたが、具体的には、当面6のところを3名でちょっと受け入れていきたいというところで意向を伺っております。冬の時期にもなりますので、なるべく早く定員をというところでございますので、ちょっとまだ見込みですけども、年内2か月は3人程度で、年明けからは6名マックスでというような方向性で、今、考えているところでございます。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。いろいろまだまだ難問はあるんですけども、そういった一元的なオンライン予約システムの部分は何か事業者とのやり取りの中で改善が図られるようなことがあったらいいなというふうに希望しているところでございます。

そしてまた、後段、課長もおっしゃってくださったとおり、やっぱり冬の時期に感染症が流行する時期に差しかかりますので、フル稼働の移行ということをぜひともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○田中（と）委員長 ほかに御質疑のある方。

小林委員。

○小林委員 子育て支援計画には、病気の流行に伴う利用時間の集中等の理由から保育を断らざるを得ない場合があるほか、施設の地域的な偏在等により、ニーズに対応し切れていない

部分が存在する、これらを踏まえ、施設の存在しない地域を中心に新規開設に向けた検討を進めるとありますけれども、今回、新規開設されるのと、また、ちょっと時間空きますけれども、東邦音大の仮校舎内にも病児・病後児保育ができることで、充足できる、できるんですかって聞きたかったんですけど、先ほどの話の中で、充足はできていないということが分かったんですが、ニーズ量をはかるのはやっぱりとても難しいと思うんですけども、どのくらい足りないというふうに考えているのか。何件、あと何件ぐらい必要なのかということをお伺いしたいのと、あと、令和6年度にはベビーシッター利用助成制度について、病児・病後児利用の際の助成対象を小学3年から小学6年までに拡大しましたけれども、こちらの訪問型を増やすことで潜在的なニーズを補えないのかどうかということ併せて伺います。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷子ども若者支援課長 施設のニーズといいますか、ところですけども、子育て支援計画上の数値上ですと充足しているということにはなるんですけども、やはり現状ではまだ地域偏在の部分、これはちょっといかんともし難い部分もありますけども、季節的な要因の部分のところ、なかなかキャンセルという利用の断りというところの部分があるということになります。そうしたところで数字的には、やはり利用ができないという方がいらっしゃるというのも事実でございます。どこまでつくればいいのかというのはなかなかこれも難しいところではございますけども、毎年毎年こうやって全施設の利用状況を把握しながら、今回新しくできるところも含めて、今年度、来年度どうなるかといったところも含めまして、そういった整備の方針というのは考えていかなければならないのかなというふうに思っております。数字だけ充足しているから、もうしないというところでもないですし、どこまでつくればいいのかというところもありますので、そういうところも含めまして、ちょっと検討していくのかなという、ちょっとふわっとした答弁になってしまいますが、そういった形と捉えております。

さらに、施設をつくらなくても、ベビーシッターのところという需要も取り込むというところも委員のおっしゃるとおりだと思いますので、そういったところも含めて総合的にそういったニーズを捉えていくというところが必要なのかなというふうに捉えております。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 次の質問なんですけれども、大塚四丁目障害者施設の敷地活用の病児・病後児保育について、地域の説明会まで進んでいたところだったんですけども、新規の設置計画がなくなった理由について確認させてくださいというのが1点と、また、これまで地域偏在を

解消するため、西側エリアに病児・病後児保育が欲しいということは議会でも何度も取り上げられていますし、都立大塚病院と連携してほしいという声もかなり望む声が大きかったんですけれども、東邦音大に、今後、仮校舎内にできる病児・病後児保育は、都立大塚病院と連携できる可能性があるのかどうかということを教えてください。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 大塚四丁目の病児・病後児の保育の整備というところですけども、経緯といたしましては、よりちょっと利便性の高い、タクシー等で病児・病後児保育の施設に通う等々のことがございまして、当初の敷地よりも望ましいというところで、同じ大塚四丁目でございますので、そういったところの判断により、今回はそういった予定に変更したということでございます。当然、場所が変わったからといって、エリアとしては同じなのかなというところの認識でございます。

そういったところで、当然、その地域に大塚病院がございまして、ちょっとまだそこまで具体的なところはお話は進んでないですけども、そういったニーズも一定程度あるのかなというところで、そういったところも含めて検討していく内容なのかなというふうに捉えております。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 病児・病後児保育のタクシーで行った、駆けつけるとかということで、住宅街の狭い道路だとなかなか利便性、アクセスの利便性が難しいとか、いろいろあると思うんですけど、そういう今回みたいに開業医の方がクリニックを新設されるときに一緒にやりたいという提案があったときなどは、アクセスとかも考えつつ、やっぱりニーズ量があるんだったら増やす方向になるのかなと思いますので、ちょっとその辺は柔軟性というか、持って対応してもらいたいなというふうに思っております。

また、東邦音大のほうは区がつくるということであれば、そういう病院、お医者さんとの連携というのが今後必ず必要になってくると思いますので、そちらのほうの進行というか、進めていただきたいなというふうに思います。

最後に、これまで委員会等でよく要望として出ておりました、医療的ケア児の病児・病後児保育について、進捗があれば教えていただきたいなというふうに思います。フローレンスさんが障害児訪問保育アニーのようなことをやっておられる、訪問型でやっておられるんですけれども、障害児の訪問保育アニー、やっておられるんですけれども、訪問型で医療的ケア児も受けられる病児・病後児保育サービスならばもうちょっと可能性が高くなるのではな

いかというふうに思うんですけれども、そちらのほうの検討もしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 日比谷支援課長。

○日比谷こども若者支援課長 病児・病後児保育施設での医療的ケア児の受入れにつきましては、既に実施している事業者とも意見交換をしたり等々しております。現状では病児・病後児保育施設というのが突発的に利用する施設というところもございますので、ちょっとあらかじめいろいろ面談等をして受け入れるといった医療ケア、医療的ケア児の受入れのところで、なかなかちょっとそこがマッチングしないのかなという部分はございますけども、あとはソフト面、ハード面のところの課題等もありまして、そういったところを、今、課題の抽出というか整理をしているところでございます。なかなかちょっと現状では難しい部分がございますけども、研究していきたいなというふうに考えているところでございます。

（発言する人あり）

○田中（と）委員長 フローレンス。どうぞ、どうぞ。

○日比谷こども若者支援課長 それも同じです。

○田中（と）委員長 ほかに御質疑のある方。よろしいですね。

以上で、報告事項3の質疑を終了いたします。

それでは、こども家庭部幼児保育課より1件なります。報告事項4をお願いいたします。

内山子ども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 それでは、資料第4号、私立認可保育所等職員の麻しん抗体検査及びワクチン接種の実施について御報告いたします。

本件は、項番1、概要に記載のとおり、麻しん、はしかが流行していることに伴い、ワクチン未接種の乳児等を感染及び重症化のリスクから守るために、私立認可保育所等の職員に対し、抗体検査及びワクチン接種を実施することを御報告するものです。

項番2、対象施設等を御覧ください。対象施設等につきましては、私立認可保育所等及び子育てひろばや親子ひろば等、乳児等が利用する施設等でございます。

次に、項番3、事業内容を御覧ください。抗体検査につきましては、麻しんの抗体価未確認の職員を対象に実施し、ワクチン接種につきましては、麻しんの抗体価が基準値未満である職員を対象に実施いたします。なお、本事業は、小石川医師会及び文京区医師会に委託して実施いたします。

次に、項番4、受診・接種期間を御覧ください。抗体検査及びワクチン接種につきまして、

いずれも本年9月上旬から実施し、抗体検査は令和9年1月下旬まで、ワクチン接種は令和9年2月下旬まで実施予定でございます。

次に、項番5、自己負担額を御覧ください。公費負担により自己負担額はなしでございます。抗体検査及びワクチン接種は、それぞれ1回まで対象でございます。

最後に項番6、その他です。本事業の実施に当たっては、国の感染症予防事業等国庫負担補助金及び都の保健医療政策区市町村包括補助事業を活用いたします。なお、区立保育園の職員につきましては、令和7年度及び本年度に抗体検査及びワクチン接種を実施しているところでございます。

報告は以上となります。

○田中（と）委員長 それでは、報告事項4の御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

では、小林委員。

○小林委員 麻しんのワクチンについては、今の20代、30代は2回接種世代、40代から50代は1回接種世代、60代以降は自然罹患世代だと聞いております。区のホームページには、麻しんワクチンの接種歴が2回未満で麻しん罹患歴のない人は早めにと書いてあるんですけれども、1回も打ってない人も含めて、成人のワクチン接種は1回でいいのか。それで効果があるのかを確認させてください。

○田中（と）委員長 内山課長。

○内山こども施設担当課長 本事業でございますけれども、MRワクチンを1回接種することによりまして、95%程度の方が麻しんウイルスに対する免疫を獲得することができると言われておりますので、本事業では1回接種の部分を補助することとしてございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。ワクチンを過去に接種をした人や罹患したことがある人でも、抗体が下がっている場合があると聞いております。昨年、区立保育園で実施したとのことなんですけれども、抗体検査及びワクチン接種は任意だと思いますが、どのくらい受けてもらえたのか伺います。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 昨年の区立の実績でございますけれども、対象者が826人おりました。そのうち、有効な抗体価を有していない職員は、全体の約5割ということで415人でした。さらに、この415人のうち、MRワクチン接種につながった職員は約6割ということで、254人の実績でございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 この829人ということは、ほとんど全ての職員さんが受けてくださったということとでよろしいのでしょうか。

○田中（と）委員長 野苺家課長。

○野苺家幼児保育課長 826人でございまして、この826人というのは、区立園に勤務する対象者の母数というか総数でございまして、この826人が全員検査をしたということではなくて、このうちの、検査した結果、そのうちの415人が抗体価を有していなかったということです。

（発言する人あり）

○野苺家幼児保育課長 あ、はい、そうですね。その結果、415人が抗体価を有していなかった。本来であれば、この415人が全員ワクチン接種につながるということが当然理想ではありますがけれども、ワクチン接種が任意というところもございまして、実際は6割の254人だったということでございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 抗体検査を受けて抗体があるって分かればそれはそれでいいと思いますので、ゼロ歳児から年中さんまでの子どもと関わる人たちが、できるだけ多く受けてもらえるように、私立保育園のほうでもしていただきたいなというふうに思います。

令和8年7月1日からはゼロ歳児、年中児と同居の成人にも助成対象が拡大されましたし、ゼロ歳児、年中児までの乳児、子ども等と関わるほかの施設や居場所等では、等でも接種する、接種というか、抗体検査やワクチンの接種が必要かなと思うんですけれども、今後、そういう居場所や施設などで拡充の動きはあるのかどうかもお伺いします。

○田中（と）委員長 内山課長。

○内山こども施設担当課長 今回の事業につきましては、麻しんの定期予防接種につきましては、1歳と年長児の計2回打つということになってございまして、ワクチン未接種の乳児等を感染の重症化のリスクから守るために、日常的にゼロ歳児と関わる機会の多い私立認可保育所等の職員に対しまして、検査及び接種を実施するものでございます。現時点では、ちょっと拡大というところは検討してございませんが、今後、他自治体等の動向も踏まえながら研究してまいりたいと思っております。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 子どもが麻しんにかかりますと、はしかにかかりますと、数年後に指定難病であ

る亜流性硬化性全脳炎にかかり、後遺症や障害を持ったり死に至るケースもあるということなので、子どもに関わる仕事をされている人に、できるだけ多く抗体検査をちゃんと受けてもらえるよう周知をしっかりとお願いしたいと思います。

○田中（と）委員長 続いて、関川委員。

○関川委員 東京都の東京都感染症情報センターの資料がネットに出ていましたけれども、この過去10年間のうちで、2019年には年間で130人、それで、それに続いて今年が280人の感染者、麻しんの感染者が出ているという、こういう統計が出ておりましたけれども、文京区の場合、今、現状としては、どのようになっているのでしょうか。

○田中（と）委員長 内山課長。

○内山こども施設担当課長 現在、都内及び国内での麻しん患者の発生数は鈍化しているというふうに従ってございますが、引き続き注意が必要な状況であるというふうに認識してございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。それで、区立保育園については、もうワクチン接種、抗体検査とワクチン接種を実施をしたということですが、そのときに、今回、私立認可園についてもやるということでしたけど、一緒にできなかったのかどうかということと、あと、会計年度職員の方が結構区立保育園も毎年募集されていて、いらっしゃるんですが、そういう方々は一緒に受けたのでしょうか。それと、保育ママさんとかも対象になるのでしょうか。

○田中（と）委員長 野苺家課長。

○野苺家幼児保育課長 私からは1点目と2点目についてお答えいたします。

まず、昨年度、区立で実施した際に私立も同時に行えなかったのかというところですが、従前から文京区医師会、小石川医師会様から、園における、保育園における接種、抗体価の確認の必要性ということを言われて、御要望として受けていて、この間もずっと検討してきたということです。本来であれば、認可保育所ということで、区立・私立問わず一律に全て一気に行えれば、それはもちろん理想ではあったんですが、まずは様々なちょっと予算の面ですとか時間の制約とかございまして、比較的我々がコントロールしやすい区立からということで昨年度始めたところです。

2点目の会計年度が対象だったかということですが、結論はこれ対象でございます。7年度でいいますと、今、区健康診断を会計年度任用職員、勤務が週20時間以上の者は区

の健康診断を正規の職員と一緒に受診することができます。その血液検査の中で抗体価の確認をすることができますので、区の健康診断を受診できる会計年度任用職員については、そのスキームで抗体価の確認、抗体価がない場合は接種につなげるということでございます。逆に、週20時間未満で区の健康診断を受けることができない会計年度任用職員、こちらについては、個別に抗体価の確認を委託により実施をし、抗体価の確認をした結果、基準に満たないという者については、こちらも接種につなげるということです。会計年度任用職員についても漏れがないという状況をつくっている状況ということでございます。

○田中（と）委員長 内山課長。

○内山こども施設担当課長 こちら、国ママですね、いわゆる家庭的保育事業者につきまして、本事業の対象かという御質問でございますけれども、対象でございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。会計職員の方も一緒に抗体検査とワクチン接種を受けたということではよかったというふうに思いますけれど、小石川医師会と文京区医師会の協力の下に区立保育園の接種と抗体検査を行ったということですが、これ勤務の中で時間をつくって抗体検査とワクチン接種を行ったということなんでしょうか。

○田中（と）委員長 野苺家課長。

○野苺家幼児保育課長 そのとおりでございまして、勤務時間中に抗体価の、接種、抗体価の確認は健康診断の一部でございますので、当然勤務内でございますが、接種についても勤務時間中ということで対応いたしました。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。先ほども言いましたけど、今、区内ではインフルエンザが流行していて、学級閉鎖になっている学校がありますということを先ほど言いましたけれども、やっぱり麻しんについても感染力が強いので、感染予防という意味でも、抗体検査とワクチン接種をきちっと、国庫補助金も都の補助金も出ているのですから、漏れなく行っていただくということが、私立認可園のところですね、お願いしたいと思います。

○田中（と）委員長 以上で、報告事項4の質疑を終了いたします。

次に、こども未来部児童相談課より1件になります。報告事項5、説明をお願いいたします。

佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 それでは、児童相談課から報告事項5、文京区児童相談所事業概要

（令和8年版）について御報告を申し上げます。

1、概要でございます。児童相談所におきます令和7年度の運営状況等につきまして、事業概要として取りまとめたものでございます。

2、事業概要及び構成につきましては、後段の別紙のとおりでございますが、大きく三つのパートに分かれておりまして、第1に児童相談所の概況、第2に事業の概況、第3に統計の内容としております。

3、事業の概況に係る主な数値についてでございますけれども、(1)児童相談所受付件数におきまして、右下のページ番号ですと25ページでございますが、年間の受付件数のトータルは1,624件でございました。これは開設初年度として都から引き継いだケース、また、合同受理会議等を経まして、こども家庭支援センターが主担当となったケースでも、児童相談所が助言やフォローをしたケースを含んでおりますため、件数としては大きく出ている状況でございます。(2)児童虐待相談対応件数は906件、そのうち心理的虐待は555件と、心理的虐待は約61.2%を占めており、割合として高い数値を示してございます。それ以降、主な数値は御覧のとおりとなっております。

2ページに移りまして、(8)警察機関との連携状況につきましては、警察からの通告件数は349件でありまして、児童相談所が対応する関係機関の中でも、警察機関は大変大きい割合を占めているということもございまして、警視庁本庁、あるいは区内4警察署等との連携を深めるための対面の会議体を実施しているところでございます。

御報告は以上でございます。

○田中（と）委員長 それでは、報告事項5について御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

金子委員。

○金子委員 1年、開設をしていただいて、たった最初の事業報告ということで、冊子を読ませていただきました。それで、やはり児童相談所をつくるに当たっては、議会でもその体制の確保、充実、児童の権利擁護、命を助けるということで、しっかりした体制をつくというのはずっと課題になって、そういう質疑が続いていたというふうに思います。1年たったところで、まず、この冊子でいくと20ページですけども、虐待の対応状況の件数が、今日の最初の紙でも数字出ておりますけども、906件ということです。児相の最初の年なんで経年的な変化は、当然、文京の経年変化は児相の数値ということではないわけですけども、私、手元に全国の数値は大体12月ぐらいには出るということで、6年度の数値とちょっと突き合わ

せて見たのがあるんですけども、大体比率、例えば906件の虐待件数の構成比みたいなものは、大体全国的な件数の構成比と照応しているかなというふうに思うんですが、特徴などちょっと聞ければというふうに思って聞くわけですが、一つは性的虐待のところが、これ構成比計算すると0.3%ぐらいなんですけどね、全国の6年度の統計で見ると1.13%ということで、ここ少し構成比だけで見れば違いがあるのかなというふうに思いますけども、この点をどういうふうに見ているかというのは1点聞きたいというのがあります。

それから、全国の6年度の統計を見たときに、心理的虐待の比率自体はね、先ほど御報告の中にもありましたけども、61.2%ということで、全国のほうは59%ほどになって、これも大体照応しているんですが、今日の文京のこの資料には出ていませんけど、全国の資料を見ると、心的虐待の約6割が、そういう種類があるんですかね、カテゴリーとして、面前DVということになってね、これが一つの統計上の特徴だし、現場の皆さんもそういうのに直面しているし、子どももそういうのに直面しているという、そういう特徴が全国的に言われているんだけど、文京の場合は大体その面前DVというのはどのぐらいになっていてね、そこでの児相の皆さんの取組がどんな感じで取り組まれているかというのをひとつお聞かせいただければと思うんですけども、お願いできますか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 ただいまの一つ目のところでございます。児童虐待対応の状況のところの、今、4類型というようなところで、特に委員からお話ありました性的虐待というようなところの対応件数は、昨年度3件というようなところでございます。こういった割と数値のばらつきというところは、また今後、児相開設をこれからも踏まえまして、また、注意深く見ていく必要があるというようなところでございますが、特に性的虐待というようなところにございましては、非常にセンシティブな情報であると同時に、極めて早く対応しなければならぬというようなところもございまして、私ども児童相談所のほうで例えばそういった事態が発生した場合に、心理士もそうですし、あるいは医師というようなところのチームを組みまして、司法面接というような形で、その対応について迅速に図っていくというような準備をしております。

全体的な割合等、今、委員おっしゃっていただいたとおりなんですけど、もう一つの御質問であります心理的虐待というようなところでいくと、面前DVという形で、御夫婦のトラブルのところ、それにお子さんが立ち会ってしまっている状態というところ、ここ特に、これも全国的な、今、お話のところ、文京区もかなり類似したケースであります、警察の

ほうからの通告というようなところでも、面前DVの通告が比較的、非常に割合としては高いというような形でございます。ただ、これもお子さんのその後の例えば発達でありますとか、その後の心理的なケアというようなところは継続的に児童相談所として、お子さん、あるいは家庭に関わりながら、そこの改善に向けて執り行っているという状況でございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 分かりました。全国の統計的な数値と大きくそんなに違ってないのかなというふうに思いましたが、それで、そういう本当にセンシティブな事例も含めて対応していただいている職員の皆さんの体制という点では、7ページにこの完成されたというか、到達した体制をつくっていただいて、職員の皆さんの数字が出ているわけでありまして。やっぱりこれもこれまで児相をつくるに当たって、一つ、私たちも聞いた経緯があるんですけども、また、他の自治体でね、課題になっちゃったケースがあって、それは夜間の相談だと。電話で恐らく一報は相談があるんですけども、電話を受ける部分は文京区の前委託の電話で受ける、福祉的な知見を持った方に頼んで、それが児相の職員のところに夜中でもつながるよと、24時間動いているところですから、そういうふうになってくると。そこで隙間に落ちこみないとかね、ちゃんと必要な対応は夜でもやると、そういう体制をつくり上げたというふうになっているわけでありまして、この夜間対応協力員が14ということで、ここは会計年度さんが全員ということになってはいますが、そのほか夜間の対応というのは、どのような係でどういう体制で取組まれ、また、その懸念されていたような隙間に取りこぼしてしまったようなね、そういうようなヒヤリ・ハットなんかも含めてなかったかどうか。今後、教訓としているようなことはどのようなことがあるのか、それをお聞かせ願いたいということ。

それから、もう一つは、これもこれまで議会でいろんな方が、私たちも聞いてきましたけども、こうして確保された、また、研修を積まれた職員の皆さんが非常にやっぱり大変な相談を受けるわけですから、いわゆるバーンアウトということで辞めてしまうというようなことがね、この分野ではずっと課題になっていて、それをどう防ぐというか、職能を積み上げていってもらえるのか。こういう課題になっていたと思うんです。そういう点では、この中にちょっとページ数が付箋貼ってこなかったのだからなくなっちゃったけど、心理職の相談の対応の方を1名かな、置いていただいて、そういうのに対応するという記載も読ませていただきました。その取組が功を奏しているのか、また、課題が出ていないのか。いわゆるバーンアウトという言葉を使いましたが、そういう形で退職された方はいないのかどうか。一連、御説明をお願いしたいと思うんですけども、お願いできますか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 職員体制等のお話というところでございます。一つ目の児童相談所の夜間の体制というようなところがございます。夜間・休日の対応というところでございます。委員お話ありましたとおり、私ども電話委託事業者によりまして、最初に電話受付を行いまして、そのうち、例えば緊急、ハイリスクな案件に関しましては、当番の職員が対応いたしまして、私ども管理職員にも随時共有ができる体制を整えておるというところがございます。同時に、一時保護所におきまして、複数の夜勤の担当職員によりますチーム体制、ここの中に夜間対応協力員も入りまして、お子さんの夜間の身柄の保護というところも安全に受入れができるような万全を期した対応を行っているところがございます。

2点目の職員のいわゆる支援者支援、あるいはバーンアウトをいかに予防するかというところがございますけれども、今、委員からもお話あったとおり、夜間・休日を問わない、あるいは非常に緊急な、あるいは重篤な対応を即座にする必要があるといったようなところでは、職員も非常に心理的にも負荷が高いというようなところがございます。そのところを開設前から私どもも見越しておきまして、いわゆる心理職の専任の職員を配置した上で、支援者支援というような形で、いわゆるそこで職員が、いわゆる同僚だけではない、あるいは上司だけではなくて、違う観点のところから仕事の状況であったり進捗であったり、そういったところを共有ができると、ものによってはきちんと所内でその対応がとれるというようなところの試みを、今、進めているところがございます。そういった人的な部分と、あともう一つは、これは右下のページでいきます49、あるいは48の辺りのところでいきますと、先ほどの支援者支援の具体的な取組とありますところ、あるいはDXの視点から専用のタブレットを導入いたしまして、この事務の時間をいかに縮減して、それを本来の相談の時間に充てるといったような試みも行っておりまして、そうした人の部分、それから業務効率化の部分というところで、この取組を図っておるところでございます。そのところで、今、現状のところですが、職員のところでこういった職場の仕事の面で例えばお休みに入ってしまったというところは現時点ではないというようなことでございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 ありがとうございます。1年目の報告ということで、いいのかな、いろいろ幾つかお聞きしましたが、引き続き、今は8年ですか、8年ですね、令和8年ですね。できてから1年これで半ぐらいたったということで、次、現場の皆さんの御努力が児童のね、そういう支援が必要な子どもたちの命を守るというようなことで結びついていくためにね、

私たちも、適宜、こうした報告いただいて、確認をさせていただきたいと思っておりますので、そういう点では、こうした事業概要の報告も経年的に毎年やっていただけると私としてはいいかなというふうに思っていますけども、ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○田中（と）委員長 続いて、高山委員。

○高山（か）委員 本来に開設1年目の大変厳しい局面を乗り越えてこられた職員の方々に本当に感謝、御尽力に感謝を申し上げたいと思います。若干、金子委員との質問に少し重複してしまうかもしれないんですが、この27ページの児童虐待通告件数が349件になっています。うち、時限付きの措置が70件というふうになっていまして、当然、夜間とか休日の緊急の措置とか、それから対応というのも少なくないかとは思いますが。複雑なケースも恐らく増えてきているんだろうなと思う中で、私も逆に職員の方々の勤務負担であるとか、それから夜間の現場の駆けつけ等、これまでの体制上、なかなか課題も多かったと思うんですが、そのあたりのサポートなんかはどういったことをやられているのかということと、また、今後、より警察との連携とか情報共有というものを、円滑化に向けた、何か検討していることがあれば、それも併せてちょっと教えてください。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 ただいまのところでいきます緊急あるいは夜間等の職員のサポートというようなところがございます。本当に、今、先ほど御答弁申し上げたように、特に夜間というようなところ、非常に緊急性が高いものというようなところでありまして、今のところ、例えばですけど、警察機関から一時保護所、警察機関から児童相談所へ来るというようなところはきちんと受入体制を、その準備をしまして行っているというところで、今のところその夜間、本当に身柄の安全確保というようなところで職員が向かうという夜間のところについては、大きくその部分についての課題というところは、今、捉えていないというところなんです。逆に、いわゆる日中、開設時間のときのいろんな様々な家庭のところへの現場への駆けつけというようなところの工夫といいますと、これは児童相談所のほうも、あるいは、この一時保護所のほうもそうなんですが、複数対応でそれを行うというようなところを徹底してございまして、これも非常に予測のつかない対応が行われる可能性があるというところを見越しまして、複数の体制で児童福祉司、児童心理司がチームをつくって、即時報告ができるような形で駆けつけを行っているというところがございます。

あと、今、27ページ関係の警察のところのお話、先ほど御報告の検討会、協議会のところ

もそうなんですけれども、あと、こちらも要保護児童の地域対策協議会等々で、いわゆる警視庁、あるいは警察署の少年係というような警察官の皆さんと、日々のところからの顔の見える情報交換でありますとか、これも緊急なときだけお会いするということではなくて、日中、あるいは会議のところで、私ども常勤の警察官が派遣職員として児童相談所のスタッフになっておりますので、そのところも上手に生かしながら、警察との普段からの連携というようなところを積んでいるようなところでございます。

○田中（と）委員長 高山委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。様々御尽力いただいて安心いたしました。

もう一点ほど、二点ほど、35ページなんですけど、この里親支援状況についてちょっとお尋ねしたいんですが、この里親の推進ですね、里親養育包括支援機関、フォスタリング機関について、区として里親の委託率ですとか、それから新規登録数を増やしていく工夫、また、その養育中の、現在養育中の里親さんへの支援体制なんかはどういったことを考えてされている、活動されているのかというのを教えてください。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 恐れ入ります。児童相談所におきます里親に関する支援というようなところでございます。まず、昨年度、7年度におきます里親の皆さんの純増の家庭数は4家庭というような形で、今、着実にその里親さんになっていただける方を、今、増やすべく、フォスタリング機関と児童相談所、児童福祉司ともに頑張っておるというところでございます。

ここの、今、様々なやり方がありますけれども、特に7年度、工夫を凝らしたところ、里親制度の説明会、これをもうフォスタリング機関が毎月開催するでありますとか、あと、今年のまさに9月6日に行われました子育てフェスティバルにおきます社会的養護に関する周知活動でありますとか、あるいはまた、これ来月でございますけれども、里親体験発表会におきますイベント等々、様々なイベント、あるいはポスター掲示、あるいは動画配信等、多角的な広報を展開しておるというところでございます。このような取組で、希望される御家庭だけの広報ではなくて、里親制度そのものの理解を区内の中でいかに浸透を図っていくかというようなところが、里親登録を増やす土壌を開拓していくところの大きなところかなと捉えているところでございます。

あと、現在の養育をいただいている里親さんの支援というようなところにおきましては、これは児童相談所、フォスタリング機関と、あるいは関係機関と連携したチームの養育体制

をとりまして、訪問、あるいはレスパイトケアというようなところをやっておるほかに、子ども第3の居場所拠点で、里親さん同士の交流を目的とした里親サロンというところをコーディネートさせていただいて、里親さん方同士の理解促進であったりとか、あと日常の困り事なんかを共有できるというような支援を行っているところでございます。

○田中（と）委員長 高山委員。

○高山（か）委員 最後に、虐待の早期発見というのが非常に重要になってくると思うんですが、学校ですとか保育園、幼稚園、それから、こども家庭センターなんかとの連携、情報共有というのは、スムーズに行われているのかというのを最後に御質問いたします。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 虐待早期発見と、あるいは虐待を防ぐための児童相談体制の構築というところなんです、今、委員おっしゃっていただいたように、あるいはほかの委員の皆様からお話いただきましたとおり、この初発の段階でいかにその児童虐待を止めるか、あるいはすぐ動くかというようなところにおきましては、児童相談所と関係機関の速やかな対応が極めて重要であると認識してございます。その実現のために、一つには、こども家庭支援センターとの連携というようなところにおきましては、これ前回の委員会でも御報告申し上げました常時接続テレビ会議システムというところを活用いたしました合同緊急受理会議というところ、これ案件が生じましたときには即時に開催をいたしまして、国のアセスメントシート等に基づきながら、リスク判断の標準化でありましたり、迅速な役割分担を図っているというところでございます。また、学校、保育園等々の連携におきましては、これも本当にお子さんが普段とはちょっと違うとか、あるいはお着替えだったりとか様々な活動のところでの気づきというのを、こども家庭支援センターや児童相談所がいかに早く受け付けるかというところもありますので、これは職員の皆さんが、そういった、ためらわずに通告ができるようにというところで、さきにお話ししました要保護児童対策地域協議会、要対協の共有に加えまして、7年度、8年度の取組としましては、学校の生活指導担当の先生方の研修会のところに児童相談所職員も毎回参加をしております、こちら先ほどの警察の皆さんともそうですが、いざというときのために日常から顔の見える関係をつくっていく。これが区の児童相談所が広域の児童相談所よりも早く駆けつけられるというような強みというふうに見ておりまして、今後も切れ目のないセーフティネットの確保というところに努めてまいりたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 高山委員。

○高山（か）委員 お答えいただきありがとうございます。1年たったからこそ見えてきた課題というのも様々おありかと思います。子どもたちにしっかり寄り添った体制というのを今後も続けていただきたいですし、また、冒頭申し上げたとおり、現場の職員の方々が安心してマンパワーを発揮できるような環境整備ですね、をしっかりと進めていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○田中（と）委員長 名取委員。

○名取委員 今、各委員から様々な意見等、お話出ていました。思い起こすと、まさにこの準備段階から、各職員さんがいろんな出先機関に行って研修を重ねて、いろんなケースを学んできて、それに向かっての人材集めから始まって、ここに至るまで大変、副所長さん、所長さんには御苦労が大変あったかと思います。実際、開いてみて、ここで1年半たった段階で、いろんな思いはおありになるのかなとは思いますが、私自身も都からの移管も含めてという数字だろうとは思いますが、想定しているよりも、私自身が感じてた数よりも大変多くの事案を抱えていらっしゃるというのは、正直、ちょっとびっくりしたところなんですね。それだけ文京区でも課題、問題、問題、課題がある親が多かったりということを、実際、毎日、目の当たりにされている皆さんの御苦労というのは大変大きいものがあるなと思います。

先ほどから、いわゆる職員さんたちの負担の軽減というお話、各委員からも出て、今のところ離職ですとかそういった方は出てないよということであつたんですけれども、そこについて、これからどういう工夫をこれからも重ねてって、職員さんたちが働きやすいような環境をつくっていくのかなというのをまず最初に、同じ答えになるかもしれませんが、1点、お聞かせいただきたいんですが。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今、委員ございました今後、この1年半以降、どういった工夫を重ねていけるかというところでございます。これは私ども文京区だけではなくて、全国の児童相談所のところでもよく聞くお話ではあるんですが、非常に志高く、そうなんだけれども、年が非常に年齢が若い児童福祉司、児童心理司が非常に多いと。その、今、委員の皆様方もお話ありましたとおり、その志が途中で倒れてはならないというようなところで、私ども文京区児童相談所は何かできるかというような部分。そこで、先ほどもありましたとおり、職員体制をしっかり配置して一人にさせないという、必ず複数で対応させるというようなところでありまして、あと、今、先ほど御紹介申し上げました支援者支援というところも、

全国的にはまだまだこれから着手をしたばかりの取組でございます。ここの部分を、職員にとって真に自分たちの中で助けになる、非常に自信がついて職場にまた向かってケースワークを、ソーシャルワークを展開できるというような部分というのは、まだまだこれから工夫を入れていく必要があるというふうに考えてございます。また、来年度に向けましても、そうした取組のところを図りまして、また効果的な部分をまたさらに伸ばしていくというようなところ。それから、もう一つありますシステムに関しましても、これも非常に、今、紙媒体から、いわゆる電子媒体へというようなところの、今、過渡期にあります、こういったところの、逆にこのデジタルデバイスの習熟は若い職員のほうが早いというようなところは見られるところでございますので、これも使い方、あるいは極めてセンシティブな情報を管理しておりますので、くれぐれもそういった情報に対する大事な視点というのを持ちながら、DX施策の推進、こういったものを今後またさらに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 名取委員。

○名取委員 分かりました。様々なやり方を取っていただいて、職員さんの負担の軽減を図っていただけるということは、今後ともしっかりと進めていっていただきたいなと思います。

また、区にこういった児相ができることによって、地域に根づいた支援が展開できるということは、地元の子どもたちにとっては大変心強いことですし、そういった意味では、しっかり前に進んでいっていただきたいなと思いますけども、その一方で、児童相談所って基本的に都道府県、いわゆる広域で運営している、運営されているのが大半かと思うんですけども、そうした中で、国や東京等との情報共有、全国の児相の状況等、様々な情報をしっかりキャッチしながら、キャッチできるかどうかとかね、それをどうやって文京区の取組として生かしていけるかということについて、今の現状、どういうふうに文京区は考えているかということをお聞かせいただきたいんですけど。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 ありがとうございます。今、お話がございました国、あるいは都との連携の在り方というようなところでございます。文京区児童相談所も、児童相談所の一つを担うというようなところで、国に関係しますと、全国児童相談所長会議というところに所長が出席いたしまして、この情報を全国的な課題等、把握に努めているというところに加えて、東京都と区の合同の会議というようなところ、あるいは都と区の合同の研修というようなところのチャンネルを通じまして、児童相談所の直近の課題等につきまして、特別

区の児童相談所だけではなく、東京都あるいは全国の児童相談所と情報交換を行いながら共有を図っているところでございます。また、今年度につきましては、こども家庭庁の虐待防止対策課のチーム、こちら国の管理職も入りまして、文京区児相に来ていただいて、視察と意見交換を行っておるというようなところでありますとか、あと、今後、内閣府のほうの職員の方の視察、意見交換等予定されておりまして、国ともしっかりと意見交換を図りながら、文京区の取組について発信でありましたり、国からの情報のしっかりとした共有、これを行っているところでございます。

○田中（と）委員長 名取委員。

○名取委員 分かりました。大変心強い回答をありがとうございます。しっかりと国や東京都の動きをつかみながらというお答えをいただきました。今後とも非常に皆さんの、職員さんの負担が大きい職場であることは間違いないと思いますので、そのあたりをしっかりとフォローを見据えながら、身近な地域と広域な動きという両方を見ながら、文京区の子どもたちの安全、幸せのために、これからも尽力していただきたいと思います。私どもはこれからもしっかりと応援させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 私からは2点です。1点目は、前回も御報告いただいたときにお話をしたので、そのさわりの部分はもう言いません。その第三者評価です。たしか初年度はやらないということだったので、来年度実施をされる予定なんですよ。前回はその後もぜひ継続して受審してほしいという御要望をしたんですが、どのような御予定でいらっしゃるでしょうか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 委員からお話がありました児童相談所の第三者評価というようなところでございます。これも、さきの子ども委員会のところでもお話がございましたとおり、この児童相談所の運営に関しましては、約3年のサイクルで受診をするというような国のガイドライン等に基づきまして、私どものほうでも開設3年を目途に、そういった評価の視点というようなところを、今、入れるところの準備の検討を図っておるというようなところでございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。前に申し上げたところも関連するんですけど、都児相を引き継いで、今回、区児相を立ち上げているわけですよ。都児相の職員さんとか、その関係の方なんか文京チームにも入っていらっしゃるという話だと思うんですけど、ただ、都児

相は毎年受審をしているんですよね。今は違うんですかね。要は、文京区モデルをつくるときに、その都児相と同じように毎年受審するというような御検討はなかったんでしょうか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今のお話の東京都との違いというようなところで申しますと、まず、東京都の一時保護所というところで行きますと、まず、非常に定員自体が文京区よりもはるかに多いというようなところ、定員30人以上が主流であるというところと、そこが常に定員超過をしておるというようなところで、私ども文京区が引き継いだというところがございます。文京区のところ、定員が10名というようなところがございますして、昨年度の御報告で申し上げますと、定員よりも上回る日もあったというようなところがございますが、これも、この7年、今8年というところを見ると、10名以下というようなところも見られるというようなところがございます。また、この特別区、文京区だけではないんですが、特別区の一時保護所というようなところで行きますと、それが例えば個室対応でありますとか、それはなかなか広域の大きな児童相談所ですと、そういった対応がすぐには難しいというようなところ。子どもたちの本当に日中の過ごし方でありましたり、そういったところの、今、この捉え方というような、子どもたちのまた意見をこれから聞く取組というところも、これ、子どもの権利擁護としてお話はいただいておりますけれども、今、外部からの例えば意見表明支援員という形で、一時保護所に来ていただいているというようなところもありまして、子どもたちの権利を擁護していくというようなところは、この第三者評価も非常に大事でございますけれども、また、それよりもさらにまた細かくのところ、子どもたちの意見を聞き取り、あるいは、それに改善に資する、私たち、行動をとっていくというようなところを取組を進めているところでございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 都児相と比べると、状況的にそこまでシビアじゃないということと、あとは意見表明支援員の方、外部の目も入っているということだったんです。前回、私も確かにいわゆる神秘のベール的な聖域的なイメージにならないように外部の目を入れることで透明性と信頼性を向上してほしいということで、その第三者評価の話をしたんですけど、外部の目は適切に入っているという御判断ということで、ので、そうすると、あとは公開性と透明性というところですから、その外部の目が入っているこういうふうな状況ですということが区民にも納得感のある形で説明ができるように、説明責任を果たせるように、意見表明支援員さんの仕組みなどは利用していただきたい。そして、状況が緊迫してこないかどうか、そういう

ものに応じて第三者評価であつたり外部の目を入れる評価をするということも、適時、検討は今後もしていただきたいということをまずここで要望申し上げるのと、あともう一件、私が気になっているのは、やはり職員さんの負担なんですね。先ほど金子さんが、金子委員が、バーンアウトの話をされましたけど、私はその第三者評価を受審することが職員の業務負担になるというような観点はないのかなと思っていたんですよね。毎年やることで、そのための書類を用意したりとか、評価を受けるための業務負担みたいな話は特にはないですか。

○田中（と）委員長 やってないじゃん、まだ。

（発言する人あり）

○田中（と）委員長 毎年やってないんだから、ないじゃん、それ。

○沢田委員 そうですね、確かにね。想定もされないですかね、という話は、まあ、いいや。いいです、いいです。あ、ありますか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○沢田委員 ありがとうございます。

○佐藤児童相談所副所長 今、先ほどの第三者評価のところは御答弁申し上げたとおりなんですけど、先ほどの子どもの意見表明支援員のほかに、所内のところで、いわゆる第三者評価を受ける前の段階で、いわゆる自己評価というようなところで、児童相談所内のところで、そういった第三者評価を受診する前の部分での我々の業務の内容でありますとか、適正な動きをしているかどうかというような評価を行うというようなところを検討しているところでございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 分かりました。自己評価の結果は公開されるんですか。いやいやいや、まあ、いい。いいです、ごめんなさい。要は、職員さんの業務負担とかが原因だったらちょっと考え方を変えてほしいと思っただけなので、これはもう実施をされてからまたお話をお聞きします。当然、その費用対効果というか、職員さんのコストとベネフィットの話がありますので、職員さんの負担と期待される効果が釣り合わないというような問題だったらちょっとどうかと思っただけです。大丈夫です。ああ、大丈夫ですじゃないな。長期的にはちゃんと評価を受けて、短期的には業務負担が増大したりするかもしれませんが、長期的にはしっかり評価を受けて業務や意識を改善することが、職員さんのモチベーションアップであつたり、人材育成にもつながるものだと思うので、そういう意識でぜひ管理される皆さんはいていただきたいなという、そもそも第三者評価ってそういう仕組みだと思うので、そこだけは確認を

したかったということです。別に押しつけようというものではないです。

バーンアウトの件は、今、金子さんが、あ、金子委員が、すいません、お話をいただいて、質問をして、お休みの人はいないって聞いたんですけどね、ただ、やっぱり児童福祉の仕事というのは私も前にしていたので、つつい頑張り過ぎちゃう人が多い仕事だなというふうには思っているんですね。これって、多分、文京区の場合、子どもも保護者さんも、要は相談者もそういう人が多いんじゃないかなという感覚があって、要は私が頑張れば何とかなるみたいな感覚の人が、そういうマインドの人が多くとやっぱりバーンアウトしやすいですよ。支援者もそうだし、相談者側もそういうリスクのある人が多いような気がする。だからそういう、そういう相談者がそういう支援者に相談を受けるみたいな関係って、正直きついじゃないですか。だから余計にメンタルヘルスの対策が気になるんですね。

先ほど49ページのところに、いろいろやっているという話はあったんですけど、例えばストレスチェックであったり、外部の相談窓口の利用であったり、そういうものはどのぐらいされているんですかとか、あと、その職員さんの職場や業務への満足度とか、そういうものは可視化できているんですかみたいなところはここになかったので、お伺いしたいんですが。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今のお話のところで、職員が自信を持って継続的に仕事が行われるようにというところの部分でございます。非常にそのあたり、私どもも重要な部分であると捉えてございまして、一つはこれは文京区全体の仕組みというところでございますけれども、このメンタルヘルスのところに関しましては、月に1回、産業医が児童相談所のほうに参りまして、来ていただきまして、安全衛生委員会というような形で、産業医の巡回のところ、あるいは、そこは管理職もいるんですが、一般の職員のところへ多く参加してもらいながら、客観的にストレスを見詰めるというような部分、あと決してそこはまた負荷がかかるというようなところはもう見越した上で、それをどうやって自分の中にしっかりと相談をするという、あるいは周りに頼るというような、これは受援力というところもあるかもしれないんですが、そういったものを養うかというようなところの定期的なチェックというようなところは入れているところでございます。

あと、いわゆる先ほど申し上げました支援者支援以外の職員同士の顔が見える関係というところの取組というような部分なんですけど、これは一例なんですけども、私ども児童相談所の中だけで130人職員がおりまして、6係で運営しているというようなところがございます。特に今年度最初のところで新しく異動してきた、あるいは新任者のところに、今、

去年いたメンバーが、いわゆるスタートアップガイドというものをつくりまして、児童相談所の中には何がどこにしまわれていて、相談するときはこういうふうにかややってやったらいいよというようなところをつくって、職員たちがまたさらに新しい職員たちにそういうものを使いながら教えていくというような部分、どうしても相談・援助の部分というところが時間との戦いみたいなところがございますので、そこを一回落ち着いて、職員たちが誰にどのように聞いたら、誰にどのようにアドバイスを受けたらいいのかというところは組織的に明らかにしながら、職員たちのフォロー、あるいはストレスの軽減標準化というところに努めているところでございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 御説明ありがとうございます。このページにも書いてあるとおり、こんなこともあんなこともたくさんやっているということはよく理解できたんですが、その実態が見えるようにしたほうがいいんじゃないんですかということなんですよね。やっているというより、その職員さんですよ、主語も主体は職員なわけなので、職員さんが実際にどう思っているのかとか、実際にどういうところでできつく思っているのかとかという、その生の声を可視化すべきなんじゃないかと思うんですよね。そうしないと、いろいろやってみただけ結局ということにならないかということが危惧なわけですね。さっきの第三者評価はもちろんそのためなんですけど、自己評価の中でも、もし職員アンケートとられるんだしたら、そこで可視化ができますよね。もっとライトなものでいいと思うんですよ。日々使っている業務ツールの中にパルスサーベイみたいな、もう数秒でストレスがチェックできますみたいなことでも可視化ができるじゃないですか。恐らく、もう児童相談所の職員の方たちって、通常のここの皆さん、ここにお集まりの職員の皆さんの業務なんかとは違う種類のストレス、もうストレスを通り越してトラウマみたいな経験もされていると思うんです。そういうものが、もう要は、起こった翌日にはもうそれが状況がおかしくなったりとかって分かるじゃないですか。毎日ストレスの状況、はい、今日はいい感じいい感じ、今日はちょっと駄目みたいな、すぐに検知できるようなものなので、そういうライトなストレスチェックみたいなものを検討いただきたいというところなんです。私の申し上げたかったところは。すぐにやれということではこれはないので。そういうことができて可視化がされれば、今、おっしゃったような、もういろんな取組が、その先のいろんな取組が生きてくるだろうということなので、誰にも言えず終わっちゃいましたみたいなことがないような、そういう何でしょうね、チェックの仕組みをぜひということです。これは大丈夫です、要望でいいです。ああ、すいません、願

いします。

○田中（と）委員長 要望でいいです。

（発言する人あり）

○田中（と）委員長 要望でいいです。大丈夫です。物すごく説明してくれた、具体的な説明をいただいたので。

（発言する人あり）

○田中（と）委員長 白石委員。

○白石委員 今回、この事業概要を栗山所長の名前で出していただいて、この長年の検討された中で運用された結果が出てきました。いろいろ、るる議会からもいろいろありましたけど、思い起こせばね、まず区民が、まず児童相談所をつくるんだって区が言ったときの第1回説明会で一番ショッキングの御意見は、児童相談所に連れて行く子どもが泣き叫んでいくのを私たちは見たくないだとか、その子たちを収容された後に、もし静かだったら薬漬けになっているのか心配だとか、そんなような御意見があったのを思い出します。そういう中で、小石川の地で設置をされ、このような結果が出てきて、事業が、何というんだろうな、活発にやられるのはあんまりよくないのかもしれませんが、実態的にこういう結果が出ているというところで、これ文京区の実態の中で、先ほど御説明の中で心理的なものが多いというのが出ていました。この間、この児童相談所を区へ移管させていくのに当たって、都児相と文京区の区児相との関係、そしてサテライト方式だとか、または、そのまま東京都が入っていくだとか、23区足並みがそろわなくて、結果的に今に至っていると思います。そういう中で、先ほどあったように、ちゃんと情報共有してくださいよというのも確かにあるんだと思いますが、そういう情報共有の中で、精神的な虐待というのは、文京区でトピックス的なものであるとすれば、これはきちんと分析をするようにしていかなければいけないなと思っているんですね。

いわゆる、さっきこども家庭庁という名前も出てきましたが、いわゆるこの文科省からこども家庭庁が出てきて、結局、私たち大人がやるべきことは、子どもたちを守りながらしっかりと教育をしていくというところに入っていくんだと思います。それが家庭教育だったり、学校教育だったり、それをつくっていくためのデータの一つにもなり得るところで、この精神的虐待、文京区で多いと。これは何がまず分析すると多いのか。まず、そこを教えていただけますか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今、心理的虐待の中でも、非常に子どもたちのところでの精神的な部分での負担でありましたりというようなところ。大きく言いますと、非常に文京区の一つの地域の特性かというふうなところで、今、所内でも話し合っているところではございますけれども、非常に保護者の方への、からの教育への期待というようなところ。それ自体は全くいいことなんですけれども、それが子どもたちにマイナスの部分で向かってしまうと、それはいい確かな効果を生まないというような部分でありますとか、あと、これは文京区だけでなく、SNSでありますとか、あるいはゲームのところ過度に依存してしまうというような部分から生じる家庭内のトラブルというようなところが、非常に心理的虐待でありますとか心理的子どもたちの負担というようなところで見られる特徴でございます。

○田中（と）委員長 白石委員。

○白石委員 ありがとうございます。次に入ると、この間、議会の議論の中で、このような、今、分析されたような子どもたちに的確に対応するために、児相、児相が今、頑張っているのは分かるんですけども、こども家庭支援センターとの連携というの、まずは児相をつくる時には一緒に設置して情報共有してやっていこうというのを、文京区の場合は、今回、様々な議論の中で分けましたけども、その連携がどのように行われて、これらのことに対して対応を図ってきたのか、まずお聞かせいただけますか。

○田中（と）委員長 石樵こども家庭支援センター所長。

○石樵こども家庭支援センター所長 昨年度の児童相談所の開設によりまして、こども家庭支援センターを身近な相談機関として、保護者の困り感に寄り添いながら支援に当たっております。児童相談所は緊急性が高い事案や一時保護などの権限行使が必要な事案に対応しております。それぞれ役割を担い合い、連携を図ってまいりました。これまでは広域の都の児相と自治体間の共通ルールがありまして、それに基づき連携しておりましたので、例えば情報共有や連携に係る手続を踏みながら進める必要がございましたけれども、文京区の児相が始まりましてからは、緊急合同受理会議、もしくは、適宜、協議の時間を設けることができますので、非常にリスクや連携方法をともに迅速に柔軟に検討することが可能となりました。先ほど、緊急受理会議では常時接続の会議システムを活用する旨を佐藤副所長よりお話がありましたけど、このことが互いの職員がそれぞれの役割について共通の認識を深める、日々それにつながっていると感じております。また、それが一層連携・協働して対応する、一層御家庭の困り感に寄り添った支援につながっていると、日々実感しているところでございます。こども家庭センター機能も整備されましたので、文京区においては、児童虐待の予防か

ら危機介入まで、支援の連続性が確保されたと感じているところでございます。今後も児童虐待の予防、そして未然防止に向けて、こども家庭支援センターとしても役割をしっかりと果たしてまいります。

○田中（と）委員長 白石委員。

○白石委員 いや、大変頼もしい御意見、御意見じゃないや、御答弁ありがとうございます。迅速性であり、柔軟であり、そして共通の認識を構築していますよというようなお話でした。23区、児相がつくられて、各児相それぞれが多くの人数を抱えていると。減ってはいないんだというのが報道でもありますけど、結局、掘り起こしているわけではなくて、しっかりとその時代の社会の現象の中で子どもたちをしっかりと守っているんだというふうに私たちも認識していますし、今、こ家センの所長のほうからお話があった、私たちに身近なのはこ家センの皆さんなんで、そちらの活躍がしっかりとされることで、児童相談所の業務の在り方というのも変わってくるんだろうというふうに思っています。

というのは、もう一個心配なのは、先代の先輩たちの議員から言われてきたのは、いわゆる都から移管されてきた後の区の中で事業展開するときの課題、いわゆる、初めは保健所ですよね。次には清掃事業が下りてきたと。今度、皆さんの児童相談所が下りてきた。私たちの見えない中で、その人と人とが立場をめぐり分断するようなことがないように、そして業務が展開されることを願っているんですけども、いつの時代もどうしても起きてしまうようなことがあるかもしれないんで、そこはきちんと、今、こ家センの所長がおっしゃったように、共通認識を持って柔軟に対応していくということが仕事上あるならば、そこもしっかりと皆さんが構築していただきたいなと思います。その上で、職員の皆さんの働き方改革は成立するものだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中（と）委員長 では、田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。私も今の議論からちょっと続きをやらせていただきたいんですが、その前に、皆さん、委員の皆さんがおっしゃっているとおり、本当に今日までの御尽力に感謝を申し上げるところでございます。引き続きというところでございますので、どうか所長もね、副所長もしっかり休みは取っていただいて、元気で働き続けていただきたいなというふうにお願いを申し上げます。

先ほど分析、児童虐待相談対応件数の中の分析の中で、心理的虐待が6割以上あったというところで、文京区の文京区らしいというか、教育に熱心なところは大変いい部分と、それが過度に過ぎてしまうと、子どもたちへのプレッシャーになって悲鳴を上げるというところ

がありますよと、教育の期待というお話がありました。それをどういうふうに少し緩めていくのかというそのアプローチについては、今、児童相談所でどのようにお取組をされているのかということ、ちょっと具体的にお聞きをしたいと思っています。

実は21ページにもその相談の流れがありますけれども、前、都児相で、私も都児相よく行ったんですけども、通報されちゃって、それで調査をしたら、やっぱりちょっと、じゃ、訪問しようかといって訪問するというときに、物すごく鬼の形相で児相の職員の方が来て、そのうちいろいろやってって援助体制とか保護者に支援をすると、助言をしていくと。そうすると柔和な助言者になるという、その一体の中で、もう表裏一体で、そうするとその保護者が非常に何というんでしょう、受け入れられなくてうまくいかないというようなケースを見てきたところもあります。そういうところが区児相になって、こども家庭支援センターもやってくださっているのも相まって、また、よく知っている保育園や幼稚園やそういった小学校の先生たちとの連携もうまくいって、ということもつながってくると思うんですが、そういったアプローチの工夫というのは、ちょっとお聞きをしたいなと思っています。

33ページに、一時保護も利用させてもらって対処をしますといった対処先の部分が書いてありますけども、帰宅をしたと、保護者、保護者以外の親族に帰宅をしたというところが67件になっているじゃないですか。私の相談者も最終的には帰宅をして、そのお子さんは、家族の再構築を今もなおやっているという御家族ありますけども、この家族の再構築ということに対して、すごく尽力してくださっているのかなというふうに思っています、そのあたりのことを、ちょっと裏の御苦労をお聞きをしたいというふうに思っています。

最後に、文教委員会でも日本版DBSのお話が、これから条例改正ありますけども、児童相談所の職員の皆様たちも、やはりそういう子どもたちと接するから、性虐待やそういった特性をスクリーニング一旦するというところで進んでいきますよね。それはもう職員の皆さんも、当然、自分たちはそういう仕事をしているんだから、スクリーニングされてしかるべきなんだという一方で、やはり、そういうふうに一律に見られてしまっているのかなという日々のメンタルの部分というのは、何とかそうじゃない、皆さんはもう尊い仕事をしてくれているよというところで励ましをしてさしあげたいし、尊敬を保っていただいて仕事をしていただきたいというふうにも思っています。そういう意味では、そういったところのサポートですとか、あるいは後段に、44ページに人材育成というところがございしますが、やはり、教職もそうなんです、児童相談所も大変なところ大変なところというふうに私たちがあまり言い過ぎてもいけないんですが、人が集まらないとかね、そういうふうになっては

いけないので、そういった人材育成の部分、研修も含めて、どのようにお取り組みされているのかということをはっきり聞いて、そうなんだというふうに共有していきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 順番にお答えさせていただければと存じます。

まず最初に、非常に児童相談所の業務というところで、御家庭に対応するというようなところでいきますと、委員おっしゃいますように、保護者の皆さんからの、いわゆるコンフリクトといいますか、厳しい対立というようなところは非常に日々あるというようなところはございます。ただ、これが面接、あるいは面談のところのお話を続けていくにつれまして、保護者の方自身の中の葛藤でありますとか、あるいは御家庭の中での、なかなか、頑張っていたく中でも、それが効果として見えないというような、さらにその保護者の方々のお悩みの奥のほうのところに入っていきますと、非常にお父様、お母様のほうも、じゃあ、どうやってこれからやっていったらいいのというようなところの部分というところに、いかに早く子どもも到達できるかというような部分というのは、一旦、コンフリクトを経ないと、なかなかその後の支援につながらないというようなところは、子ども組織の中でも児童相談所長をはじめ相談所担当課長が直に児童福祉司、児童心理司と話をして、自信を持ってその現場に向かっていくというような日々をとってございます。

特にその中で、一時保護所から例えば帰宅をしたケースというようなところの再構築の支援というところ、これも非常に難しいところもあるんですが、これも今、子ども児童心理司たちが、今、非常に習得に励んでおりますのが、PCITというような技法、これはプログラムを組みまして、保護者の方、あるいはお子さんたちに通所していただいて、ステップ、段階を踏んで、その心理的な養育のところのコツを学んでいくというところなんですけど、こういったところに非常にお父さん、お母さんも新しい面を発見をして、お子さんたちとの新しい関わり方を発見することができたというようなところを言っていただくときに、子ども職員もよかったね、というようなところでのやりがいがありますとか、次に向かっていく気持ちというようなところが養われるというところがございます。

そういった、委員から最後にお話ありましたメンタル部分もそうですし、あるいは次の、次世代の若い職員をどう確保、育成していくかというようなところは、児童相談所、今、始まったばかりでございますが、大学機関、あるいは教育機関からの学生の研修の受入れというところを積極的に行っておりまして、学生たちに児童相談所の苦勞でありますとか、ただ、

確かにやりがい、あるいはチームで支援しているというところをお伝えをして、その学生の皆さんに、可能だったら特別区職員、または文京区職員になっていただきたいというところ。あるいは、職員が自分の気持ちを若者たちにお話しすることでの、自分たちの仕事の意義というところを再発見するというようなところの様々な取組を進めているところでございます。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。本当に家族の再構築というのは、誰もが理想として求めていくところではあるんですが、全員が全員そういうふうにならないというところの難しさを見ております、私も。なので、そういった、でもプログラムも用意をしていただいて、精一杯、手を差し伸べていくということは、今後もぜひやっていただきたいというふうに思います。

我が子、我が家のことになってしまっていてあれなんですけども、うちの三男の福祉専門学校に通っている子どもの学校のほうが、児童相談所にぜひ実習を受けたいということで、受けていただいて、先日、3人引き受けていただいたお話を聞いておりますけども、本当にそういう大学生や学生に魅力を持って子どもに関わる仕事に就いていただけるように、そういったところも御尽力いただいたことにも感謝申し上げますところでございます。引き続き、そういった若い皆さんのいい研修の場も提供していただけたら、大変だと思うんですけども、ありがたく思います。ありがとうございました。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 まず、私のほうからは、19ページ、事業概要19ページのところの、警察等からの児童通告件数349件なんですけれども、この内訳で、面前DV、いわゆる夫婦げんか、また、親子げんかが多いというふうに伺っているんですけれども、問題ないケースはどのぐらいの割合なのかということをもっと伺いたいなというふうに思います。また、その問題ないと判断される線引きであるとか判断基準みたいなのはどこ、どういうところに、どういうふうに判断されるのか。また、21ページに、その後の対応のよう、対応が書いてあるんですけれども、例えば一番上の助言指導だと割と軽いケースで、継続指導だったらちょっと観察が必要かな。また、児童福祉司の指導だったらちょっと重くなると思うんですけれども、こういうどの段階になるというその判断基準というか、その線引きみたいなものがあれば教えてください。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今、委員からありました警察におきます通告というところ、まず、

これは必ずそうなんです、通告があると全て児童相談所で、会議のほうで、それがいかなる虐待があったかなかったかというところを援助方針会議等できちんと精査すると。その結果、該当に当たらない、児童虐待がなかったというようなところの部分でいきますと、これは事業概要でいきますと18ページなんです、この18ページ、右下のところでは26ページのところの下段、(3)の相談種別判定状況のところ、この表がありまして、その一番下のその他の相談というところ、125件とありますが、ここの中の多くの部分が、いわゆる非該当のケースというところで計上しておりますので、大体この割合としては、今、先ほどの300件以上のところの警察通告の中で受理して、その後、その他の相談に出たというところが、今、大体125件、これ全てではないんですが、ここの中が多くが非該当というようになってございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 それで、今後、気をつけてくださいねで終われば、それはそれでとてもいいことかと思うんですけども、その後の助言指導とか、やっぱりそこで見逃してしまっただけじゃないと思うんですけども、助言指導とか継続指導とか、また、もうちょっと重い児童福祉司の指導、保護するとか、そういうところの判断というのは、その後、面接を重ねたりとか、家庭と話したりとかして、面接に当たった人が判断するということによろしいでしょうか。ケースの受理会議まで行かない場合。

○田中（と）委員長 全部行くって言ったじゃん。

児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今のお話のところで、その後、会議の中で必要な調査というところ、いわゆる警察も、あるいはそうでないところからの通告もそうなんですけれども、それが、今、委員おっしゃったように、初動は最初の部分は穏やかに見えても、その中に非常に家庭の中で問題が潜んでいるというようなケースも間々あるというところですので、そこを児童福祉司が担当をつけまして、かつ複数対応で調査に入りまして、そのところが助言なのか、あるいは児童福祉司指導に向くのかというところを組織的に判断しているところでございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 事業概要の45ページ、タブレットだと53ページのところに、警察からの児童相談所件数、経路別という受付件数があるんですけども、警察の下段のその他というのは94件あります。これは何でしょうか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 上の段が、これは児童虐待通告相談の区分が395件で、その他の94件、これも様々なんですが、いわゆる夜間に出歩いてしまうですとか、あるいは文京区ではそれに比べて多くないんですが、非行のケースでありますとか、そういった警察のほうで関わり合いがあってお子さんが課題を持つケースというようなところは、このその他の分類に入っております。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。意外に多いなと思ってびっくりしたところであります。

次に、東京都児童相談センターより引き継いだケース271件なんですけれども、こちら都児相に行ったということは、それだけ重いケースだったというふうに思うんですけれども、どのようにして継続して、その後、どのように関わってこられたのか。また、区児相で担当するようになって、どう変化したのかも伺います。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 引継ぎケースでございます。これは、いわゆる児童相談所開設前に東京都が文京区担当というようなところで取り扱っていた文京区のケースというようなところでございまして、いわゆるケースの対応というようなところは事業概要でお示しました分類でありますとか、そこに非常に相似しているというところです。文京区児相として意を用いましたのが、開設の1年以上前から職員が東京都児童相談センターに専門職として引継ぎ職員として入りまして、東京都の職員と一緒に、1年をかけてそのケースの保護者の面談でありますとか、お子さんの面談ですとか、そういったところ細かに入りながら、7年度に引き継いでおるというようなところから、今、御報告申し上げたような、それぞれの相談の終結でありますとか、継続しているものもあるんですが、そこは適切に対応しているというところでございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 また、45ページに戻りまして、経路別の児童相談受付件数の児童本人の欄があるんですけれども、上の児童虐待が31、その他が5というふうにあるんですが、こちら、子ども、児童本人からというのが1年目なので比較のしようがないんですけれども、これは多いと言えるのかどうか。また、どのような手段でたどり着いて、児相にたどり着いてくれたのかということと、子どもへの周知は十分できているのかどうかも教えてください。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 お子さん自身からの通告というようなところでございますが、これは他区の、これは令和6年度との比較になってしまいますけれども、文京区の児童相談所の児童からの通告数というのは、他区に比べても多いというような割合を示してございます。これは逆に子どもからのSOSを非常に出してくれていると、それをキャッチするというようなところなんです、その連絡の相談手段というようなところでいきますと、やはり一番多い割合なのが電話であります。その次が、別件の御相談をしているときに、実はこういうこともあるんだというようなお話が開示されたというようなもの、あるいは直接に来所したものというようなところが割合としては多うございます。

児童相談所のほうで子どもたち、あるいは小学校、中学校、幼稚園に向けまして、児童相談カードというところ、これは保護者の方も見ていただいて、保護者の方も相談できますというようなところを配付いたしまして、子どもたちのSOSをしっかりキャッチするというところの広報に努めてございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。ありがとうございます。同じページで、以前、こども家庭支援センター長さんからお話を伺った際に、学校や保育園等に児童虐待についての周知、啓発、また、通告義務などのことについての活動、周知活動を積極的に行うことで、通告がすごく増えたという話を伺ってございましたけれども、ここに書いてある学校54件というのは多いなと思うんですけれども、それに比較して保育所が8件しかないのは少ないのではないかと思います。例えば、先ほど所長も、副所長もおっしゃってございましたけれども、保育所とかでは早期発見、例えばネグレクトされてないとか、必ず早くに見つけてほしいと思っておるんですけれども、そういったところが機能しているのかどうか、別のルートで、そういう保育所のそういう虐待の怪しいというケースが来ているのかどうかを確認させてください。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 学校または保育園の状況というようなところでございます。開設前も学校あるいは保育園、関係機関のところに開設のほうのところをお話ししていたというところはございますが、一つには、これも非常に大事な機能なんですけれども、例えば保育園、保育所の先生方が少しお子さんに気になる場所というような部分があった際には、これまでの地域の相談機関でありますこども家庭支援センターのほうに通告が入ると。そのときに我々区児相のほうも、先ほどの合同で受理会議をいたしますので、そのところの重症度で

すとか緊急度に応じまして二つの機関で適切に役割分担をしているというところで、保育所の直のところはこちらの数値のとおりでございますけれども、保育園のところとも日常に調査等でやり取りを行っているというところでございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 その326件という多いところに含まれているということで安心いたしました。

続きまして、20ページの18歳以上というところについてちょっと注目したんですけれども、18歳になる誕生日が来た高校3年生のことですよね、こちらはね。児童福祉法の範囲から外れる18歳以上の若者たちについて、区でも若者計画ができて、若者の居場所事業などもスタートしていますけれども、ケアリーバー支援も含めて、18歳以上の若者たちへの支援がどうスタートしたのかということをお伺いします。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 18歳に到達して、それ以降のというようなところでございますけれども、児童相談所の支援の仕組みとしましては、まずはこのいわゆる措置延長というような形で、お子さんたちがその後も児童相談所の支援を受けることができる、そういったところは、お子さんの状況に応じて適切に判断をしているというようなところもございます。あるいは、今、ケアリーバー支援というところ委員からお話がありましたけれども、いわゆる18歳以降の若者の世代になりましても、区の様々な社会資源を活用していただいて、この区のところの困ったときの相談の部分というところは、こども未来部全体で、今、この若者支援事業も様々展開してございますけれども、非常にこのアクセスが大変いいのは、部の中に児童相談所がございまして、そういった若者支援と児童相談所の持つ今までの資源でありますとか力、これをきちんと接続できるように、これからも頑張っていきたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。報告を伺って、本当に文京区に児童相談所ができてよかったなというふうに感じております。引き続き、子どもたちの安全と健やかな成長を支えるために、職員の皆様もバーンアウトしないように、縦横斜めの支え合う関係をしっかり支え合い、支え合いながら、最後のとりでとしての相談援助活動を行っていただきたいというふうに要望いたします。ありがとうございます。

○田中（と）委員長 続いて、関川委員。

○関川委員 先ほど来から、職員の体制のことが出ておりますけれども、ページ15、右側、右下

のところに職員の一覧表が出ていますけども、当初、職員の取り扱いになるんじゃないかなと思って、大丈夫かなと思っていたんですけども、ここに弁護士4人も入れて134名ということで、会計年度職員も含めて職員の充実ができたことはよかったなと思いますのと、それから、皆さんもおっしゃっていたように、後半のほうに研修の状況、強化して、児童福祉司に全部任せない、みんなで協力してテレビ会議などをすぐに行って体制を整えていくという、そういう状況については、本当に文京区で児相が開かれて本当によかったなと思っております。引き続きこういう状況が続けられるよう、さっきの産業医とか労安のこともありましたけど、そういう件も含めて、引き続き来年の実績のところにはもっと前進しているというようなことの報告をいただければありがたいと思います。本当に大変な仕事を引き受けていただいて、御苦労さまですと言いたい。

それで、質問ですけども、児童相談受付数1,624件、ページ1のところでありますけど、都から引き継いだケースが271件ということで、都区財調が56%にアップされて、この児相のためだというふうに思いますが、今、研修の件等々も含めて、あと人員配置の件も含めて、処遇改善とかいろいろあると思いますが、この56%でお金が足りているのかなと思います。それがちょっと一点、お聞きしたいと思います。

○田中（と）委員長 副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今の人員の体制のところにつきまして、あと財政的な部分というところがございますけれども、私ども、今、委員がお話ありましたとおり、児童相談所の人員、あるいは運営に必要な経費というところ、財政当局にしっかりと要求をしてございまして、これは昨年度の御答弁だったかと思うんですが、財政課長のほうからも、そういった区の都区財調のほうの文京区に支払われる歳入のところの部分で、いわゆるこの運営のコストというようなところは、今、回っているというようなところで、区の方針としては、今、私どものほうで理解しているところでございます。

○田中（と）委員長 関川さん、まだ続きます。

○関川委員 はい。ありがとう、はい。

○田中（と）委員長 3時になりましたので、一旦、休憩に入ります。

午後 3時01分 休憩

午後 3時27分 再開

○田中（と）委員長 それでは、時間前ではありますが、全員おそろいですので、子ども・子育て調査特別委員会を再開いたします。

それでは、関川委員から。

○関川委員 ありがとうございます。それで、今、予算編成の、これから予算編成に入るんですね。一般財源の各部枠という形になっていきますけど、ぜひこの児相の部分については、お金を一番かけないところ、かけなければいけないところだというふうに思いますので、担当課からも財政課に予算要求するときに多めに多めにつて、そううまくはいかないだろうけど、しっかり予算要求をしていただきたいと思います。

それはそれで、あと三点。ページ26のところの相談内容別受付状況というのがありますけど、児童虐待相談が1,236件と一番多いんですけど、相談種別判定では906件になっているんですけど、児童相談所における援助方針会議等の判定会議において決定されたものを書いてありますが、この中には、ページ32にあるように、一時保護した96人と一時保護委託した46人が含まれていると思いますが、そのような理解でよいのでしょうか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今、委員のお話がありましたとおり、ページ26ページの受付のところの流れから、そこから相談の種別の判定というところ、援助方針会議で判定をいたしまして、その結果として一時保護、あるいは一時保護委託に進んでいくというような状況でございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。ありがとうございます。

それと、もう二点あるんですが、一時保護の委託先においては、病院は、病院や乳児院、養護児童施設、里親等ですが、新聞に載っていたんですが、日本の養護施設や里親等、社会的養護の下にいる子どもの比率はアメリカの2分の1、フランス、ドイツの5分の1であるということも書かれておりましたが、必要な保護を受けられない子どもが多いのと記されていましたが、この文京区の現状はそれに対してどうでしょうか。

あともう一点ですが、児童福祉法の2022年の法改正で、児童相談所が子どもを一時保護する際に司法審査を導入されました。裁判所が一時保護の諸要件に照らして一時保護状を発行するか判断するようですが、親による虐待などから避難した子どもたちの帰宅拒否は一時保護の要件とされているのでしょうか。また、性的虐待などは子どもの証言以外に証拠がなく、帰宅拒否を一時保護の要件にしなければリスクが高いと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 順番にお答えしてまいります。

まず、今、委員からお話ありましたとおり、乳児院でありますとか児童養護施設等々の施設のところに一時保護委託を行うというようなところ、概要のほうで報告させていただいているところでございます。このあたり、非常にこの児童の福祉に関する施設のところで、そちらの職員の皆さんにお話を聞きましても、非常に困難度が高いお子さんたちを預かっていただいているというようなところでもあります。ただ、これもまたこども家庭庁等々のガイドライン等、あるいは法改正の動きを見ましても、家庭的養護のところをいかに進めていくかというような潮流がございます。本区におきましても、直ちに、例えば施設を区の中に建設するということは考えてございませんで、まず、この里親の委託、あるいは里親への一時保護委託ができるような形での、先ほど御報告申し上げました里親の開拓でありますとか里親さんへのフォローというようなところを手厚くしまして、いわゆる文京区の新たな社会的養育の在り方というようなところを児童相談所としても考えてまいりたいと考えてございます。

最後の御質問であります司法審査というようなところ、今年度、7年度、始まりまして、これも事業概要で申し上げますところの31ページというところの一番下、一時保護状の請求件数は18件というところ、こちらもしずれも認容というところでもございましたけれども、委員お話ありましたとおり、例えば先ほど来、お話があります性的虐待というところなんかは、非常にもう本当に迅速にかつ正確に記録をとり、子どもの保護に当たるといふようなところが必要なおところもありますので、そういった司法審査の間違ひのない手続と子どもの迅速な保護というところ、今後も適切に行ってまいりたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございました。やっぱり自宅に戻れる状況だったらいいと思いますけど、やっぱりどうしても施設に入らなければならないお子さんというのも一時保護でたくさんいると、これからも出現すると思いますので、ぜひこの施設の拡充方をお願いしたいのと、それから、親により虐待などから避難した子どもたちの帰宅拒否が一時保護の要件とされるように、また、性的虐待などは子どもの証言以外に証拠がないので、帰宅拒否を一時保護の要件にしなければリスクが高いという、こういう状況が、今、現存していますので、その辺はぜひこれから改善をしていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○田中（と）委員長 よろしいですか。

以上で、報告事項5の質疑を終了いたします。

○田中（と）委員長 続いて、一般質問に入ります。

現時点で5名の方から7件の一般質問を承っておりますので、残り時間を勘案して、皆様、御留意して質問していただければと思います。

では、最初に田中香澄委員。

○田中（香）委員 若者支援課、若者政策課ができて、本当にこれから若者にも焦点を当てて施策が展開されるということを非常に期待をしている一人なんですが、その中でも目玉事業でありますナイトユースラウンジにつきましては非常に、時々サイトに遊びに行くんですけども、予約がいっぱいになっていたり、いろんな角度のイベントをやっているというように見えてとれて、実際には視察することはまだないんですけども、そのあたりのこれまでの動きみたいな、取組みみたいなこと、ちょっと課長のほうから御紹介をしていただきたいのと、若者の率直な、参加人数ですとか、男女比ですとか、また、私たちがずっと、この間、要望してきたのは、若者の意見を区政に反映をさせてほしいと、そういう参画させて、参画していただく仕組みというのをつくってくださいということだったんですが、そういった取組についても併せてお聞かせいただきたい。これが二つ目。

三つ目は、SNSの情報発信のことだったんですが、インスタだとか、文京区もすごく頑張ってくださいというふうに思っているんですが、若者にしっかり若者施策が届くようにやっていますかということに関しては、もう一歩まだ足りないのかなというふうに私は見ているんですけども、そのあたりは今後、どういうふうにしていくのかということがあったら聞かせていただいて、若者の皆様も非常に期待しておりますので、よろしくお願いします。前向きな御意見をお願いします。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 8月7日からスタートいたしましたBunkyo Night Youth Lounge（文京ナイトユースラウンジ）ですけれども、昨日現在で登録者数は約200名で、実際、6回で125人の方にお越しをいただいております。内訳といたしましては、男女比は本当にほぼ同数なんですけども、20代以下が55%で、30代以上が45%という内訳になっております。特徴としては、委員にも現場のほうに御視察いただきましたが、2階の相談スペースでは、1回当たり5件の社会福祉士、またはキャリアコンサルタントの相談が、5件とも大体ほぼ

毎回満員になっている相談の部分と、交流も、月2回イベントを行っているんですが、これまでA Iですとか働き方についての交流イベントを行ったんですけども、交流イベントが19時から20時の1時間なんですけど、終わった後も、イベントが終わった後もそのままその場において交流がずっと続くほど、交流を求めている方もいらっしゃるんだなというところなんです。あと、無音のコワーキングのようなスペースのところも、そこにも一人で勉強したり仕事をしたりということで、本当に三つのスペースそれぞれ使い方が分かれているような居場所になっていて、今のところは、区としては成功している取組なのかなという認識をしているところでございます。

若者の声を聞くというところも、10月に、文京区ミライトークというイベントを行いますので、文京区の未来を語ってみようというイベントも、これも早速10人定員がいっぱいになるぐらいでありました。こういったことは別に1回だけではなく、これからも定期的に行っていきたいなと思っております。

SNSの部分につきましては、我々も若い職員と一緒に届くように工夫していろいろ頑張っているんですが、あとは広報戦略課のお力も借りて、今、届くように努めているところがございます。広報戦略課がつくってくれた動画は、一つ1万回ぐらい動画が回るぐらいにはなっているんですが、まだまだ足りてない部分はあるかと思っています。このあたりも、実際に来ている、若者の居場所に来ている若者の皆さんにも、どう届くのかというのは実際に声も聞きながら、改善に努めていきたいと考えております。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。200名の登録者数もいて、すごく盛り上がっているというか、熱い感じになっているなというのを実感いたしました。そして、10月にミライトークというイベントをやっていただいて、文京区にこんな文京区になってもらいたいとか、こんな、文京区にこんなのがあったらいいなとかというお話をきっとしてくださるんだと思うんですよ。そういう声を、その場限りだけではなくて、どういうふうに区政に生かしていくのかとか、あるいは、どういうふうに周りの人に、同世代に波及をさせて、共感を得たものに関しては取り上げていくとか、そういったアップデートしていただきたいなというところは要望させていただきます。

また、子どもの権利のように、何回も何回も同じメンバーでつくり上げていくというのは、なかなか若い方は難しい側面があるのかなと思うので、一回一回であっても、そういう積み上げをしながら、若者の声の区政への反映というものにつなげていっていただきたいという

ふうに思っております。引き続き期待を申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、もう一つ要望なんです、子育てガイドの経済的支援、相談体制という、子育てガイドブックのホームページのところに、そういった生まれてから18歳までこういった相談支援がありますよう、経済的支援がありますよというチャートをつくっていただきました。これ見させていただいたんですが、ファイルをクリックしていかないと開いて見れないということがあるので、ぜひそういった手間がないように、そのページ、その子育てガイドのところに、豊島区のようにしっかりばーんと掲載して、あれとっても子育て支援を受ける当事者も、また家族も、あ、こんなに相談するところがあるんだ、経済的支援があるんだというふうなことが可視化されていて、すごくいいと思うんですね。それ、ぜひまた進めていただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。これは、お願いします。あ、一言、すいません。

○田中（と）委員長 これ質問になっちゃうと2件になるので、順番が変わる。

（「すいません」と言う人あり）

○田中（と）委員長 ということで、要望ということにしておいてください。

続いて、小林委員。

○小林委員 令和8年4月に共同親権等の民法が改正されましたが、その影響や結果について伺いたいと思います。区では、子どものための離婚前後の法律専門相談や子どもの最善の利益を守る法律相談などを行っていますが、それらにどのような変化があったのか。また、区では、ADR費用補助、養育費に関する証書作成や保証料の補助、親子交流支援事業補助などもありますが、補助件数が増えているのかどうか。また、離婚時に養育費の取決めがなくても、暫定的養育費として子ども1人当たり月2万円の養育費を請求できる制度ができましたけれども、文京区民の皆さんはそういうきちんと活用されているのかどうか、もし把握されていれば教えてください。

○田中（と）委員長 こ家セン所長。

○石樵こども家庭支援センター所長 こども家庭支援センターでは、両親の履行に際しても子どもの養育環境を守れるように、子どもの最善の利益を守る法律相談、これは面接の相談です、パパママとの離婚講座、養育費確保支援事業、また、面会交流支援事業を長く行ってまいりました。また、子どもの心理面への配慮を含め、養育費等の情報をまとめた冊子も作成しまして、これら事業の利用者に配付しております。

今回、民法改正を受けまして、相談ニーズが高まることが予想されたことから、昨年度から新たにオンラインのこどものための離婚前後の法律相談を開始するとともに、パパとママの離婚講座もオンライン開催とし、利用しやすいものとしております。離婚講座においては、共同親権制度の説明と区の様々な支援制度の御案内、また、子どもの心理面への配慮について講義を盛り込んだところでございます。利用状況でございますけれども、対面の法律相談、最善の利益を守る法律相談ですが、令和7年度は62件、これは相談枠の88%に上ります。オンライン新設のものが28件、これはもう78%に上ります。相談ニーズが一層高まっていることを把握しましたので、今年度よりオンライン枠は拡充して対応しております。

また、養育費確保支援事業については、昨年度、やはりこれも補助額を増額、2万円から3万円に増額しまして一層支援を図っておりますが、昨年度は10件の利用がございました。その前年度は7件でございます。利用の、支援制度の御利用については、様々な家庭の御事情への支援が必要、併せて必要な場合がございますので、こ家センのワーカーと一緒に考えながら対応し、また、関係部署と利用を図って、連携を図っております。

ADRの利用と公正証書の作成補助は、これ合わせて合算で10件とカウントしております。その過程で、親権そのものの養育費確保の制度の変更に伴いまして、暫定養育費の確保が可能となっているんですが、残念ながら、このちょっと利用の状況はうちでは把握しておりません。よろしくお願いします。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。支援がかなり、文京区のほうでも充実して利用者が増えているということと、あと、逆に補助額は増えたけれども、件数はそんなにいかなかったものもあるということで、やっぱり使いやすいものと使いにくいものとあると思うんですね。その中でも、私、ちょっとDV避難している母子とかと、そういう相談を受けたりする例とかがちょっとあるんですけれども、やっぱりDV避難する母子の場合、共同親権になっても単独親権を選びたいという人がやっぱり多くて、そもそも話合いができなくて、そういう夫婦関係で別れているのに、夫と会うことでPTSDをまた発症してしまうとか、また、離婚調停に出る負担も大きく、なかなかもう養育費払われなくても、もう諦めるみたいなどころにいつってしまうケースも多々あります。そういう、また、子どもが大学進学したいって言うので、やっぱり一人だと自立できない経済的DVを受けていたということもあるんですけれども、子どもの養育、そういう教育費のために大学を出るまで、自立するまでは、このまま我慢していようというケースもちろんあります。そういう、こうした人たちに、何かや

っぱり養育費をもらえてないという人が把握できてないということなんですけれども、ぜひ、ひとり親家庭も含め、ひとり親家庭の場合だったら、ちょっと文京区でも把握していると思いますし、女性相談のほうに来ているケースとかもあると思うので、そういう暫定養育費の制度があることとか、オンラインで相談ができるだとか、あと、ADRの補助があるとか、自分が話さなくても交渉してくれる人がいるよとか、そういったところをぜひお知らせしてあげてほしいなというのと、やっぱりこども家庭支援センターや生活福祉課の女性相談などで、やっぱり支えていてほしいなというところをすごく要望したいと思います。何ができるのかちょっと分からないんですけれども、せめて暫定養育費ぐらいは確保できるようにサポートしてあげていただきたいというのを要望して、終わります。ありがとうございます。

○田中（と）委員長 石樵センター所長。

○石樵こども家庭支援センター所長 ありがとうございます。DV被害や離婚前後の傷つきによるトラウマの症状をお持ちで養育費の交渉が難しいという方、確かにいらっしゃいます。こども家庭支援センターでも、経済面ならず、精神的、心理的な面の支援も行っております。実際にDV逃げをして、母子になって生活が落ち着いていたところで、むしろトラウマ症状を発症するという親子、大変多くございますので、その場合にはこども家庭支援センターの心理職も支援に加わって、回復への支援を伴走しているような状況でございます。

お子さんと保護者の方が安心して生活できますように、様々な制度を御案内丁寧にしながら、また、ADRも恐らくもう少しいろいろな活用があるかと思いますので、一緒に考えながら支援してまいります。

○田中（と）委員長 続いて、関川委員。

○関川委員 区立保育園や私立保育園の保育士さんの処遇改善の検討、それから会計年度職員の正規化への道の検討について伺いたいと思います。

今、保育の現場では、やはりコロナのときに処遇改善ということで9,000円の賃金のアップがされましたけど、それ以降は上がっていないというふうに思いますけど、月にすると、保育士の賃金は全産業平均との格差が大きくて、5万円にも上る格差があるということです。この保育士の現場の処遇改善、その後、何か検討されたかどうかというのが1点と、あと、保育現場の会計年度職員ですけど、今年も募集が行われていて、保育助手さんや、あと栄養士さんとか、いろいろ時間で募集が始まっておりますけども、この会計年度職員の方々、文京区は上限は更新はありませんけれども、それと、交通費の支給は勤務条件に応じて期末勤勉手当がありますけれども、正規への道がいまだに開かれておりませんけれども、その辺

のことについて何か各事項で検討されているのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 まず、保育士の処遇改善のところでございますけれども、この直近の1年、もしくは2年のところで大きな変更はない状態でございます。

2点目の会計年度任用職員の正規への道ということですが、こちらは一定の改善が見られています。具体的には、経験者採用という新たな制度が今年度から始まっております。これは文京区の会計年度任用職員で保育補助として勤務をした者も、当然、この経験者採用の実績の経験年数にカウントされるということでございます。ですので、文京区で、今、会計年度任用職員で働いている方で、引き続き正規で働きたいという御希望があるときは、この選考にエントリーをいただいて、最終的には選考ですので、可否はまた別ですが、そういった道が今年度から開かれているということでございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。処遇改善については、9,000円のアップということで、国が補助金を出してというようなことでありましたけど、さっきも言いましたけど、月平均でいくと5万円も全産業のあれと違う賃金となっておりますので、その辺はぜひ処遇改善ということでやって改善をしていただきたいのと、それから、家賃補助については、私立の保育士さんは月8万円、それから、公立は2万円という、こういうふうに格差がついておりますけど、公立の保育士さんのところもこの家賃補助を行って、もうちょっとアップしていただいて、区内に住めるような状況をつくっていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それから、処遇改善に会計年度職員の正規化への道の検討が始まっているということですが、今、保育現場の、すいません、事前に聞いておかないで、会計年度職員はどのくらいになっているんですか。毎年募集して、保育園17園、好きなところにどうぞというような形になっているのと、それから、保育園の指定をされて、保育士の免許のある人、ない人というような区分けがされて募集がされていますけど、その辺のところ、会計年度職員について正規化への道、今、検討が始まったということですが、多くの方がこの正規への道が開かれるように、ぜひその辺はもっと突っ込んで検討していただければと思います。

以上です。何か。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長 ちょっと繰り返しの御答弁になりますけれども、会計年度任用職員の正規化への道、これは検討ではなくて、もう制度が始まっておりますので、そこはまず一点、お伝えしたいと思っています。

あと、会計年度任用職員ですね、確かに数が非常に多くって、ちょっと数字が少し古いですが、例えば今年度の6月1日現在で数でいいますと493名、これは保育補助という形で会計年度任用職員として、今、働いているということです。正規が今、この時点で451名ですので、会計年度任用職員のほうが多いという現状です。これはやはり保育所、文京区はかなり手厚く配置をしております、特に昨今、要配慮ですね、必要な援助が非常に増えていて、クラス担任が要配の子を一人で一日抱えてしまうということになると、園全体の運営も止まってしまいますので、そういったところを止まらないようにということを大事にしているということの表現の一つかなと思っておりますので、会計年度任用職員の皆さんの役割というのは非常に大きなものになっているという状況でございます。

○田中（と）委員長 続いて、沢田委員。

○沢田委員 私、二つです。1点目は子どもの権利を守る、世田谷区を超えるモデルづくりのアイデアについて。まずはちょっとフォローの質問なんですけど、先ほど報告事項で提案をしたこどもの権利擁護委員さんとの意見交換って、やっていいんですよね。いやいや、要はですね、休憩時間ちょっとリサーチをしてみたんですけど、事例で言うと全国規模のものとか、NPOの勉強会とかシンポジウムみたいなものだけで、あとは国会には超党派の議員連盟とかがあったりします、こういう関係の。だから、文京区議会にも、例えば子どもの権利議員連盟みたいなものがあったら、その仕組み上は問題なく意見交換ができるのかとか、ちゃんとお答えいただいていたのでお聞きしたいと思ったんですが、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 自分たちで考えなきゃ……。

○沢田委員 え、もういいですか。勝手にやれということだったら、もうこれはいいです。はい、分かりました。ありがとうございます。何の趣旨かというと、やっぱり今日の議論もそうだったんですけど、当然、これから始まるし初めてなのではないんですが、未確定の要素が多いじゃないですか。だから、ここからだと思うんです。要は、頑張りますで終わりにならないように事後のフォローが重要だと思って、また、委員会でこういう場をいただいて報告してもらって議論するんでもいいんですけど、擁護委員さんと定期的に意見交換ができれば、もっと丁寧に連携できるなと思ったのでということです。委員長のおっしゃっており、皆さんにあまり仲介の労もかけないように、こちらで、はい、やりたいと思います。

ありがとうございます。

これだけはちょっと事前にお聞きしておきたいことが2点あって、一つは、子どもの権利相談の場づくりということは意識をされているのかということなんですね。今も田中香澄委員の質問にあったとおり、ナイトユースラウンジという若者の相談の場づくりは始まっているわけじゃないですか。要は、そのナイトユースラウンジというのは、その居場所、何だろうな、心地よい居場所であるのと同時に、権利相談とかそういう啓発も兼ねているというような話でしたよね。だから、その子どもの18歳未満の相談の場づくりというのもあっていいんじゃないのかなと。今はまだいわゆる子どもの権利擁護機関に関連するようなそういう場はないという、固定的な場はないということだったので、せっかくだからこのユースラウンジと同じような、居心地がよくて誰もが気軽に集まれて、ここなら相談してみてもいいかなというような場所づくりということは、区としても検討というか、お考えなのかということをお伺いしたいんですが。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 若者は、ある意味、実験的に、今、居場所のほうを進めているところでございますけれども、相談窓口というのは、一つ、これで作らせていただいたわけですが、それに伴う場づくりというのは、現時点では考えていないところでございます。子どもにとって居心地のいい場所というのは、例えば中・高生で言えばb-lab（ビーラボ）があったり、18歳未満であれば児童館も使えます。そういったところも居心地のいい場所なのかと思っております。相談があれば、先ほど申し上げた様々な権利擁護相談窓口も含めて、様々な窓口がありますので、そういったところを御利用いただければいいのかなと思っていますので、委員の御提案につきましては、今後の取組の参考の一つとさせていただければと存じます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 ありがとうございます。やっぱり世田谷モデルを見ていると意識されていますよね、せたホッととか、居心地のいい場所づくりって意識してやられているので、確かにb-lab（ビーラボ）さんとかでたまにそういうことが、もう既にやられている部分もあると思うんですけど、今後は充実していくかなというようなところでのイメージでのお尋ねでした。これもぜひ、今後、権利擁護委員さんと意見交換できればと思う話題です。

もう一個なんですけど、これはちょっと区のほうに意識しておいていただきたいんですけど、要は権利擁護委員さん、そしてコーディネーターさんたちの人材育成の仕組みというの必

要なんじゃないかと思ひまして、まだ、これから始まるところだよということなんです、今後を見据えて考えていただきたいのは、特に委員さんですよね。任期は決まっていますが、重任されるということはあるんでしょうけど、ずっとというわけには当然いかないわけで、しかも今回、世田谷区の第三者機関で、第三者的機関でしたっけ、ああ、ごめんなさい、ごめんなさい、世田谷区で要はコーディネーターをされていた方が、今回、その経験を糧に擁護委員さん、文京区の擁護委員さんになられたということなので、これ文京区でも、今後、コーディネーターをされている方の中から、そうやって現場での経験を通して、何でしょうね、さらに次のステップというか、権利擁護委員さんというような仕組みがあってもいいんじゃないかなと思うんです。これはGNRCさんの協力が当然必要なんですけれども、そういったことはいかがでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 今後、そういった可能性も当然あるかなというふうに認識してございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 可能性としてということで、区としては、そういうステップがあったら、当然、快くお応援していただけるというような話ですよね。はい、ありがとうございますということで、この先は擁護委員さんと意見交換できたらと思います。1点目はこれで以上です。

2点目です。2点目は、保育・幼児教育のニーズと認定こども園整備に関する話なんです、昨日、依田議員が、区民が主役の会の依田議員の本会議の一般質問の中に、公立幼稚園の幼稚園型認定こども園への整備、その方針とか状況というのが質問の中であって、それが大分明らかになったなと思ってお聞きしていたんですが、今日は保育所型認定こども園の整備はどうなんだろうというところをお聞きしたいんですね。

要は、今は区立国営というんですかね、のお茶の水女子大学こども園の1園だけですよ。まあ、しばらくこういう整備はない、今までないと思うんですけど、一方では依田議員も昨日言っていたんですが、保育所型じゃなくて幼稚園型を中心に認定こども園の整備を進めている例というのは、そういう自治体の例は全国的にも珍しいと思うんですね。だから、珍しいから駄目って言っているわけじゃないんです、当然。どちらかというと、何でそうなっているかという経緯が重要で、昨日の教育長さんの御答弁だと、一つは幼児教育のニーズですよ、前から言っていたこと。それから、内輪の検討委員会があるわけですよ。この検討委員会での議論の結果、その報告、これだけなんです。うん。要は、区民から見ると、幼

児教育のニーズがあるだけなんです。それでいいのかなという、皆さんはそれで、職員の皆さんは本当にそれでいいと思っているのかなというところなんです。要は、国が幼保一元化って言い出してから、今、何年たっていますか。文京区が幼保共通カリキュラムをつくって、幼保同じ教育・保育をできるようにということをつくってから何年たっているんですかと。さすがにおかしくないですか。

職員の皆さんがね、そこでおかしいとかって言うていただくことを期待しているわけじゃないんです。私は、どちらかというと現場の保育士の側なので、職員の皆さんがおかしいと思わなくても、私は現場の保育士に代わって申し上げたいわけですよ。今の方針、昨日の教育長さんがおっしゃったその整備方針って、まるでですよ、保育園が幼児教育を担ってないって言っているみたいに聞こえるわけですよ。区民の幼児教育のニーズの受皿になれてないって言われているみたいに聞こえちゃいます。違いますか。

○田中（と）委員長 ……が違うんだから。

○沢田委員 違うか。いや、まあ、すいません。

（「……しろよ、質問を」と言う人あり）

○沢田委員 ああ、はいはい。分かりました、分かりました。そうですね、質問します。怒っていても仕方ないですからね。

私としては、解決策これがいいんじゃないかってあるんですよ。要は、それだったら保育所型の認定こども園整備すればいいんですよ。幼保連携型で、もしくは。ゼロ歳児から保育できるフルスペックの私立こども園をつくれればいい。そうすれば名実ともに幼児教育のニーズも満たせますし、ゼロ歳児保育のニーズも吸収をできるわけです。違いますかということをお聞きしたいんですが。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 保育所型の認定こども園ということについての御質問ですので、幼児保育課が所管、私からまずそこについてお答えさせていただきます。まず、現時点では、例えば区立保育園、保育園型の認定こども園にするという予定は現時点ではありません。区立保育園は、本当に保育を必要とする乳幼児に対して、昨今ですと特に一番需要の高い1歳児をどう受け入れていくかということが非常に喫緊の課題になっておりますが、そういった保育枠を確保するということが最近の一番の保育のトレンドということになっています。区立保育園を保育園型の認定こども園化することになりますと、保育園に幼稚園部分を新たに対応するための施設ですとか運営上の調整ということが当然発生してきますけれども、

そういう可能性があったり、あと、既存の限られた保育室の面積を保育需要の高い1歳児等、そのものの定員を圧迫するようなことも可能性もあると思っています。本区の認定こども園化につきましては、主に区立幼稚園の改築などに合わせまして、幼稚園の教育機能を継承しながら、保育を必要とする児童も受け入れるという幼稚園型の認定こども園として進めているというのは、さっきから御紹介いただいているとおりです。

また、実際に区立幼稚園の認定こども園化においても、ゼロ歳児保育を実施すると、1歳児の定員が減少するということは当然起きますので、現時点では、繰り返しますが、最も保育ニーズの高い1歳児の受入れを優先すべきということが大方針かなと思っています。こんなこともありまして、区立保育園については、幼稚園機能を加えるより、現在の保育機能と必要な年齢層の定員確保を優先するという事で、保育園を保育型の認定こども園にするという方向性は現時点では持っていないということでございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

（発言する人あり）

○田中（と）委員長 早く質問しなさい。

○沢田委員 いや、ごめんなさいね。ちょっと前置きが言いかけて止めちゃった。私立園ならいいんじゃないですか。もしくは公設公営じゃない公設民営とか公設国営が実際にあるわけですけどね、のこども園だったら、そういう制限ないですよ、まず。皆さんが危惧、あ、皆さんていうことではないね、過去にそういう御説明をいただいた方もいらっしゃったので、職員の方が危惧されている、区の幼稚園教諭と保育園保育士の処遇の格差とか、気にしないでいいじゃないですか、区立じゃなかったら。みんな同一職種、同一処遇の保育・教育教諭として働けるわけですからね、それであれば。私立とか公設民営であれば。現場の先生たちの間にも処遇の格差によるあつれきは生じないわけですし、今の話でいうと、区民にも行政にも現場の先生たちにとっても誰にとってもハッピーだし分かりやすい解決策だと思うんですが、改めていかがでしょうか。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 私立園につきましては、確かに今、私が申し上げた区立の事情はそのまま適用されるということはないかなと思います。ただ、同時に、私立園においては、事業所なり園の独自の判断というのが最優先されますので、区内の認可保育所という大きなカテゴリーの中に同時にありますけれども、事業所の経営の状況ですとか判断によるところが一番大きいかなと思いますので、区が私立保育園を保育所型の認定こども園にすべしというこ

とを大きく働きかけるということは現時点ではございません。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 すべしと働きかけてということではないんです、ごめんなさい。ちょっと誤解があったと思います。要は、今の話だと、できなくはないということだったので、私立保育園さんがですよ、事業を経営されている方が、じゃあ、私のところを私立の認定、保育所型認定こども園をやりたいんですという手を挙げたら、それは区としては拒否はできないということですよ。計画の中にもそういうふうには書いてないわけですからね。

○田中（と）委員長 いいんじゃないでいいじゃん、それで。いいんじゃない。

○沢田委員 はい、それでいいですよ。いいですよ。だから、区としてそれを推してほしいとかということではなくて、そういう動きがあった場合には、当然、区もそれに呼応する準備はできているということを確認をしたかったんです。はい、ありがとうございます。

これは、何でわざわざこんなことを申し上げているかというと、別に私立の保育園さんがそう言っているよとか、区として推すべきだよとかって言っているわけじゃなくて、これは子どもの権利に関する問題だからですよ。

○田中（と）委員長 子どもが言ってるの。

○沢田委員 いや、いいですか。その幼保一元化ですよ、幼保一元化、この20年前に出した幼保一元化の目的って何だったのか、誰のためだったのかという話です。

（「文京区はつくった」と言う人あり）

○沢田委員 柳町ですか。幼保一体化の柳町。その後は増えなかったですよ。

（「法改正の前」と言う人あり）

○田中（と）委員長 検証もしたね。

○沢田委員 その後は、でも増えなかったですよ。

○田中（と）委員長 検証して、やめたほうがいいという検証……。

○沢田委員 やめたほうがいいという検証でしたよね。区立公設公営の……。

（「やめてもいいなんて誰も言ってないよ」と言う人あり）

○沢田委員 やめるべきとは言っていないけれど、増えなかった理由は、課題が多いから、これ以上は増やすべきじゃないと。

（「そんなことないよ」と言う人あり）

○沢田委員 あ、ではないんですね。これ以上、公設公営の保育所型、保育所型認定こども園を、保育所と幼稚園の一体化によるこども園整備を、この先、進める方針はでもないんです

よね。

○田中（と）委員長 議事整理をしますので。

○沢田委員 すいません、もう最後に一言言いたいです。

○田中（と）委員長 言ってください、早く。

○沢田委員 いいですか。もうずっとこの話をしているときに出てきて、私が違和感を感じているのは、幼児教育のニーズとかという話で、要は幼保一元化は誰のためにやろうとしたのかということ、子どものためなんですよ。どんな子どもでも、どんな親の下に生まれた、どんな境遇の下に生まれた子どもでも、等しく一緒に通える施設をつくるために幼保一元化というのは進めようとしていたはずなんですよ。そこが、でも幼児教育のニーズがとかって言われるたびに、そのニーズって誰のニーズなのって思ってしまうわけですよ。子どものニーズじゃないわけですよ。子どもが幼稚園の教育を受けたがっているわけじゃないので、もし幼保一元化の理念にのっとって私立園の中でそういう動きがあった場合には、当然、文京区としては、ぜひ一緒にスクラムを組んで理念を実現しましょう、お茶の水こども園という好例もありますし、大変人気の園なわけですよ。そういう園をどんどん整備していきましょうというふうな御認識ですよということだけ共有できていたということが確認できて、今日はよかったです。続きはまた子どもの権利のところで話をしたいと思います。もしくは、こどもの権利擁護委員の皆さんと意見交換していきたいと思います。

以上です。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 一つは、子育てひろば、汐見の子育てひろばの施設改善の課題なんですが、あそこは入り口に6段の階段があって、階段上がると玄関前のポーチみたいなところが、二、三メートル先に玄関ドアがあって、そこにインターホンがある、そういうつくりになっています。それで、午前中なんか、バギーで親子で来た方が、バギーを階段の下に置いて、保護者の人が子どもを抱っこしてインターホンを押しに行くと。そうすると、職員の方がインターホンを当然開けますけども、そのまま入るとバギーを回収して持ち上げたり整理したりするのが業務になっている。逆に、帰りはその逆ということが起きていて、この階段のところを取っ払ってスロープをつくるというようなことについて、私は2017年の建設委員をそのときやっていたんですけども、バリアフリーの計画ありますよね。あれをつくるときにね、その課題を提起したんです。そのときに、当時の課長さんは、管理者の回答、つまり子育て部門のそのときのひろばの管理者の回答としては、大規模改修するときに解決すべき課題としてし

っかり認識しているというふうに答弁いただいていたんです。それでね、あそこの管理者というのは、ただ汐見小の一部なので、施設としては学校で、どっちが管理するというのは、その時ちょっと面倒くさい問題あったんだけど、いずれにしても汐見小が築30年を超えて、今、外壁改修を足かけ、今、3年か4年目ぐらいなっていてね、それがもうすぐ終わると思うんですよ。そうすると、いわゆる30年の大規模改修に実際入っていくということになる。いよいよその階段を、一部だと思えますけど、スロープにしていくという対応が始まっていい時期なんです。もう10年になる。そういうことで計画していただいているかどうか確認をしたいという質問です。

○田中（と）委員長　こども支援課長。

○日比谷こども若者支援課長　子育てひろば汐見の玄関のところのスロープの件でございますが、具体的に、今、検討を進めているという状況ではございます。ちょっとまだ、実施時期についてはまだ固まっておりませんが、実施に向けて検討を進めている状況です。委員がおっしゃるとおり、他の工事との兼ね合い等々も考慮しながら、どういった仕様にするか、どういった時期にするかというところについて、具体的に検討を進めているという状況でございます。

○田中（と）委員長　金子委員。

○金子委員　具体的に検討を進めているということなので、急いでやっていただきたいというふうに思います。スロープだけのところではね、設計と工事で2か年かけるような、そういうボリュームじゃないと思うんですね。だから、来年度の予算要求というのはしっかりやっていただいて、私其实在態を委員会で取り上げたのは2017年ですけど、当時、前年の2016年にそういう状況があるというのを知って、担当課長さんなんかには相談していたことなんです。だから、もうそのとき使っていたような世代の人はみんな大きくなっちゃいましたけど、今でもやっぱり人気の施設で、今、雨ね、多いですから、遊びに行くというのはたくさんあると思います。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っています。本当にお願ひしますよ、それね。早めにね。

二つ目は、今回の私たちの日本共産党の本会議で石沢議員が質問しましたけど、そのときに大学進学を視野に入れた給付制の奨学金という問題を取り上げました。その答弁というのは、他区でそれを実施していることは承知しておりますという答弁と、大学などの学費負担の軽減については国において実施されていると、こういう答弁でした。なのでね、ちょっと答弁いただきたいんだけど、他区でやっているというのは、23区ね、文京区はやってないか

ら、それなら22区、そのうちどこがやっているというふうに掌握されていますか。

それから、その答弁の中のもう一つの後段の、大学などの学費負担軽減は国がやっている。これなんですけどね、この7月29日に文科省の検討会が中間まとめと論点整理をやっているんですが、ここでは国公立大学の授業料標準額が、05年以降、20年にわたって据え置かれてきて53万5,800円だったものが、これが今後、2028年度から、物価、それから人件費の高騰に連動させていく方向で検討するということが言われているんです。もともと、今、標準額は53万幾らなんだけども、2割アップまで各大学の判断でアップしていいですよってことになっているので、この間、千葉大、東工大、芸大、それから、その後は地元の東大、学費値上げが行われました。今、さらに地元の女子大のお茶の水女子大では、来年度から11万円の学費値上げが、今、計画されていると。さらに、このお茶大の場合は、学生寮の新設、改築ということで、従来、学生寮が月4,300円、光熱水費は合わせても約1万円で居住できていたのが、新しい学生寮になると12万円、こういうことになっているという計画があると。6万5,000円の寮もあるんだけど、倍率が高くて、学部生が優先ということなんで、院生がはじき出されるんじゃないかという、今、瀬戸際にあって、学費値上げも、そういう居住費の寮費の値上げもやめてほしいということが、学生自身の皆さんの声が上がっております。

区が答弁された、区が答弁された学費の軽減対策なんですけどね、これは2020年に国が始めた就学支援制度だと思うんです。これは、非課税、対象は非課税世帯とそれに準ずる世帯ということになっていて、年収、目安年収は380万円、そこに限定されている。しかも、これは機関要件というのが実はあって、大学の経営状態も判断材料になっていましてね、その要件に合わない大学の学生は就学支援制度を受けられない、こういう結果になっていて、結果として、約年収ベースでいって381万円から841万円の中間層がその減免対象から除外されていると。むしろ負担が増すという後退現象が起きています。国の予算ベースでいうと、当初は7,600億円ほどを見込んで75万人想定ということだったんだけど、昨年度は予算額で6,500億円ぐらいになって、執行額は約6割ということで、毎年2,000億円ほどが不用額になっているということになっているんです。こういう実態を含めた国の学費負担の軽減制度というのは、一定やっぱり今言ったように後退をしているというような状況なんかも含めて掌握されてこういう答弁をされているんですか。区の認識を聞きたいというふうに思います。

○田中（と）委員長 真下教育総務課長。

○真下教育総務課長 他区の給付実績については、ちょっと今、手元に資料がないところですので、ちょっと後ほど確認してお答えしたいと思います。

国の動向については、随時、注視しているところでございますけれども、そういった国の動向等も含めて、区としても視野に入れながら、今後、そういったところの研究というところは情報収集しながら見ていきたいというふうには考えているところではございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 これ、しっかり答弁しているわけですから、聞かれたらね、何区と。私たち、実はこれ四、五年前からこの課題を取り上げていて、当初はね、足立区がやっていると具体的に言ったことがありますよ。その後ね、品川とか中野でも始まっているはずだと。それで、先ほどね、ちょっと情報入ってきたんですが、豊島区では、この9月議会に給付型奨学金ね、大学進学、専門学校も含めて8,000万円、8,500万円の予算を計上して、非課税世帯で1人40万円支給すると、こういうのをやっているんです。これはやっぱりね、明らかに国の就学支援金制度が、さっき申し上げたような381万円から841万のところの中間層が減免対象から除外されていると、こういう後退現象が起きているということの中で、23区ではこういう取組が始まっていると。こういう後退現象が起きていることぐらいは、これ答弁されているわけですから、掌握されていたんじゃないですか。それ知らなかったですか。ちょっとそこはね、ちゃんとはっきり言ってくださいよ。研究とかじゃなくて、答弁は国が実施しているというふうに正々堂々言っているんですよ、局長さんは。

あと、国の制度運用の状況をね、2020年度から始まっていると、最新の状況ぐらいちゃんとつかんでないと、答弁したことのやっぱりこれは裏づけが示せないということになるんじゃないですか、今の答弁では。きちっと答弁してください、それは。

○田中（と）委員長 真下課長。

○真下教育総務課長 国のほうがそういった補助制度をしているといったところでは認識しているところではございました。ただ、細かいところについては、今後、そういったところを詳しく見ていきたいというふうには考えてございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 それは細かいところではありません。具体的な制度の中身そのものであります。国が負担軽減を実施しているという答弁、これも、この数年来、続いてきた答弁でありますけれども、私たちは議会の時間や字数のルールありますから、その範囲でやりますけれども、この課題については、そういうふうに経年的に取り上げてきておりますので、就学支援金制度の制度については非常に限定的だということも、私、繰り返しこの委員会でも申し上げてきた経緯があります。ですから、そういう状況を新たに踏まえて、文京区としても豊島区など

の動きなどもしっかりつかんでいただいて、給付制の、大学進学は今8割ということになっています。そして、踏み出してほしいと思っているんですね。

最後に、この区内の大学生の状況で、もう一つ、具体的に言っておきますけども、先ほどはお茶大生の状況を言いました。中央大学でも、昨年度だと思いますけど、学費値上げがありまして、東大と併せて、これは困るという教職員の方々の、学生も含めて、教育の機会均等という観点としては困るという話が、声が上がっています。東洋大学でも、入学、今年された方が、こういう話ですね。奨学金という名前の借金をやめてほしいと。社会人になって働いても10年かけて返済を考えるとね、22歳から10年間、その返済があると、若者の選択肢が狭まると。子育てもできない、子どもも産めないと、これ少子化が進むのは当たり前だというのが、これは東京私大教連、大学の教職員の皆さんの団体ですけども、ここが30年ぐらい前からやっている経年調査で、今年度、寄せられた声だそうであります。これ、みんな私が今日出しているのは区内の大学の実態ですからね、そういうところで若者支援策もやっていただいて、ラウンジもつくっていただいていますけども、それも大事だと思うんだけど、区が行った若者調査の中では、6割の若者が居住費が重いと、それから貯金が減るというような経済的な困難が出ていました。ここに対応する、一つは給付制の奨学金を今日は取り上げました。また、家賃補助なども含めてね、やはり検討すべき時期に来ていると思いますので、その点についての検討を、今回の本会議の答弁、今日やりましたけども、踏まえて、もう一度検討するよう、私たちとしてはお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○田中（と）委員長 以上で、一般質問を終了いたします。

○田中（と）委員長 その他に移ります。

委員会記録についてですが、本日の委員会記録につきましては、委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（と）委員長 令和8年11月の定例議会の資料要求についてですが、10月23日の金曜日を締切りとさせていただきます。

○田中（と）委員長 以上で、子ども・子育て支援調査特別委員会を閉会いたします。

午後 4時26分 閉会